

第1章 はじめに

本書では、当機構において取り組まれ、今後発表される予定の、東日本大震災に係るいくつかの報告書の最初になるものとして、まずは大震災発生以降の出来事を克明に記録することに力点をおいた。具体的には、震災の翌日の2011年3月12日以降、本年3月末までの1年間余り、朝日新聞と日本経済新聞の朝夕刊の新聞記事を一日も欠かすことなく追いかけて、記録を取り続けたところに特徴がある。その成果は資料編の資料1に掲載した通りである。

追いかけた記事の内容としては、東日本大震災に関し、後世に残すべき記録として重要と思われるものをやや広目に拾ったものであり、①地震・津波被害に関する情報、被災者の避難生活など生活全般、災害ボランティア活動など、被害者を中心に広く国民生活に関する情報、②経済活動・労働面への影響とこれに対する企業の取組み、政府の地震・原子力分野に対する措置や政府・自治体による復旧・復興の取組み、③原子力事故の状況と放射能汚染をめぐる各種の出来事の大きく3種類の情報にわたる¹。これらに該当する記事を引用し、取りまとめた。経済活動と労働の視点を基礎に置きつつも、政府系の一研究機関として、今回の大震災がどのような被害をもたらした、それに対して人々がどう立ち向かい、関係機関の人々、国民の方々がどう現地支援に立ちあがったのか、また政府や自治体は復旧・復興にどう取り組んだのか、さらに特に原子力事故はどのような経過をたどったのかなどに関して、できる範囲で広く大震災発生後の出来事と取組みを追いかけてみた。

ただし個々の引用記事だけでは、情報量が膨大な分、反対に情報を整理し切れない問題が残る。そこで本書の構成としては、引用記事全体は本書後半に資料編としてそのまま掲載することとし、代わりに前半のいわゆる本文部分では、各章節のテーマに関係した主な出来事に絞って選び出し、章節の末に参考表としてまとめ直す形態を採った。また、筆者が見落とした新聞記事もあるであろうし、新聞には取り上げ切れない情報もあるかもしれない。そこで本書を取りまとめるに当たっては、この1年間に発表された各種関係図書もできる限り参考にし、情報を補うこととした。

なお上記の通り、情報収集の対象とする新聞としては、朝日新聞と経済関連の情報を意識して日本経済新聞の2紙を選んだ。できればより多くの新聞を追いかけて、広く情報源を確保した体制で作業を行えばよかったが、作業に充て得る時間には限りがあったことから絞り込まざるを得なかった。その点は予めお断りしておきたい。同様に上記の通り作業は本年3月末日分を取り敢えず終了とした。新しい第3期研究期間が始まり、この震災情報記録の業

¹ これに対し同じく震災関連の情報とは言え、東電・福島第1原発事故以後のエネルギー・原子力政策の見直しをめぐる動き、事故を起こした原子力発電所以外の停止中の原子力発電の再稼働をめぐる動き、東電・福島第1原発事故の原因を究明するために実施された国会と政府・東電の事故調査委員会による調査結果、さらには東京電力に対する個別の損害賠償訴訟や政府の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」などに関する報道等については、いずれも重要な関連情報ではあっても、本資料が記録対象としている、東日本大震災の日本経済（被災地域を含む）や住民生活に対する影響、さらには震災後の復興過程の概況には直接、関係しない情報であることから、いずれも収集対象からは除いた。

務に関しては、発刊に向けて情報の収集作業から分析・執筆作業へと移っていく必要があったためである。ただ、もとより4月以降も引き続き重要な出来事は生じた。そこで4月以降の新聞記事については、これら2紙の記事の中から重要なもの、大きな動きに絞って追いかけた。その結果は資料編の資料2にまとめた。併せてご覧頂きたい。

第2章 東日本大震災による被害の全貌（何が生じたのか）

第1節 被害の全体概況

2011年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という巨大地震（気象庁は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」²と命名）が発生した。これは1900年以降に世界で発生した地震の中では4番目に大きい規模で、わが国では国内観測史上、最大規模のものとされる³。この巨大地震は、最大で高さ40メートルを超える溯上波となるなど巨大な津波を生み、震源に近い東北地方の太平洋側沿岸地域で多くの人命を奪った。そして、その後も非常に活発な余震活動が続いた⁴。

図表2-1 地震の概要

地震名	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
地震発生時刻	平成23年3月11日14時46分
発生場所（震源位置）	三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）
規模（マグニチュード）	9.0（モーメントマグニチュード）
最大震度	7（宮城県栗原市）
発震機構	西北西-東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型（CMT解）

（資料出所）気象庁のホームページから入手した。

図表2-2 1900年以降の世界の巨大地震

年	発生場所	マグニチュード
1960	チリ	9.5
1964	アラスカ湾	9.2
2004	インドネシア・スマトラ島北部西方沖	9.1
2011	東日本大震災	9.0
1952	カムチャッカ半島	9.0
2010	チリ・マウリ沖	8.8
1906	エクアドル沖	8.8
1965	アラスカ・アリューシャン列島	8.7
2005	インドネシア・スマトラ島北部	8.6
1950	チベット・アッサム	8.6
1957	アラスカ・アリューシャン列島	8.6

（資料出所）国土交通省『国土交通白書』（2011年版）

（注）マグニチュードはモーメントマグニチュード（M_w）。モーメントマグニチュードは地震の原因となる岩盤のずれの量をもとに計算するもので、気象庁が地震発生直後迅速に公表するマグニチュード（地震計で観測される波の振幅から計算）とは算出方法が異なる（上記資料における脚注による）。

² 破壊された主な断層は長さ約450キロ、幅約150キロと広範に及び、破壊継続時間は約170秒間であった。少なくとも4つの震源領域で3つの地震が連動発生し、断層の滑り量は最大で38メートルに達した。震源直上の海底の移動量は東南東（水平変動）に約24メートル、約3メートル隆起（上下変動）した。（以上、気象庁のホームページより）

³ 政府は激甚災害に指定した。また東北、関東の都県では災害救助法の適用を決定した。

⁴ 余震は岩手県沖から茨城県沖にかけての長さ約500キロ、幅約200キロの範囲に集中しており、マグニチュード5以上の余震がほぼ600回（マグニチュード7以上の5回を含む）に及んだ。（同じく気象庁による）

この巨大津波は一瞬にして多くの尊い人命を飲み込んだ。死者 15,868 人、行方不明 2,848 人（平成 24 年 8 月 15 日現在。警察庁発表）という、阪神大震災を大幅に上回る大災害となった。被害者の多くは溺死によるものであり、津波の破壊力のすごさを見せつけられた。

さらに東京電力福島第 1 原子力発電所において、全交流電源が喪失した⁵結果、原子炉の緊急炉心冷却装置が機能しなくなり、結果として一連の水素爆発を起こし⁶、大気中に大量の放射能がまき散らされた。さらにその後、福島第 1 原発では、放射線被ばくの恐れがあり復旧作業環境における安全確保は全く得られない中で、また原子炉内部および原子炉建屋の中の状態も一向にわからない中で、原子炉と使用済み核燃料プール内の核燃料の冷却作業を進めることとなった。この作業はその後、様々な技術的困難や度重なるトラブルに直面して、綱渡りの対応が続いた時期もあった⁷。また、冷却に使った放射能に汚染された水が、原子炉、排水管ないし冷却装置から原子炉建屋、敷地内および海水に漏れ出る問題も生じた。

さらに原子力災害対策本部では、地域住民の生命の安全を確保する観点から、一定の区域内に居住する者に対して避難指示を発した。しかし、その後、放射線量の状況は変わらず除染作業も進まない中で、避難住民は長期にわたる避難生活を強いられることになった。

東日本大震災はこうした直接的、自然環境的な被害に加えて、わが国全体の経済活動や東北地域の住民の雇用に甚大な影響を及ぼした。東北地方は、わが国経済において特に製造業の部品供給等を担う重要な産業基盤を成しているほか、農林水産業はもとより一部の食料品製造業などでも、全国的に見て生産ウエイトが高い。こうした産業立地構造の中で、今回、東日本大震災によって東北地方の生産現場が津波の被害に遭い、あるいは放射能汚染を原因として農作物等が出荷制限に追い込まれたことで、その影響は広く全国に及んだ。

⁵ まず初めに、巨大地震によって同原発の敷地内において送電線の切断や変電所・遮断機などの故障が生じ、外部電源が失われた。すぐに非常用ディーゼル発電機が起動したものの、その後押し寄せた巨大津波によって、発電所の地下に設置していた非常用ディーゼル発電機が水に浸かり、故障したものと考えられている。これには齋藤[6]が指摘するように、東電・福島第 1 原発ではいずれの原子炉でも、非常用ディーゼル発電機が頑強さの劣るタービン建屋の地下に設置されていたという構造上の問題点（古い時代の設計）も大いに関係しているかもしれない。

なお齋藤[6]は自ら専門外としながらも、原子力発電の仕組みを非常にわかりやすく説明し、かつ専門的に今回の東電福島第 1 原発事故の原因に迫っている。氏の言う、福島第 1 原発が古いこと、なかでも同 1 号機は最も古く、原子炉隔離時冷却系が備わっていないこと、巨大津波によって福島第 1 原発では（第 2 原発と異なり）海水取水ポンプが致命的なダメージを受け、一次冷却系を失ったことが交流電源の喪失と並んで事態の深刻化につながったこと、このため第 1 原発 1 号機は震災後、最初の段階から（注水・冷却能力が低い）非常用復水器に頼ることとなったこと、などの事柄は寡聞にして余り聞いたことがない情報（問題点）であった。大変参考になった。さらに、日本の原子炉にはベント用排気管の側にフィルターが設けられていないことに言及し、2011 年 7 月号『日経サイエンス』の中島・奈良論文を引用して「1986 年のチェルノブイリ原発事故の教訓は十分生きた。この事故後、欧州の原発では（中略＝筆者）ベントで放出される気体から放射性物質を除去するフィルター施設を取り付けた。一方、日本のいずれの原発にもフィルターはない。ベントをする前に事態を収束できると考えていたからだ。」との紹介を行っている。これも非常に重要な情報（問題点）と考える。

⁶ 水素爆発の原因としては、冷却水が失われて核燃料棒が露出した結果、炉心熔融が始まったことによるものと考えられている。毎日新聞取材班[1]によれば、燃料棒の被覆管に使われるジルコニウムは、1,100 度を超えると反応性が高まる。そして、原子炉内で加熱したジルコニウムが水と反応して水素が発生、空間の体積の 4 %を超えると、空気中の酸素と反応し爆発する性質がある。

⁷ 冷却作業によって汚染水が増え続け、汚染水を移送して溜めていた施設（復水器）から溢れ出る危険があったほか、原子炉建屋の地下にも大量の汚染水が溜まっていたために、冷却水の水量を抑制せざるを得ない時期もあった。こうした事態は 7 月初め、いわゆる循環注水冷却方式の装置が軌道に乗るまで続いていたと感ずる。なおその装置はその後、放射能浄化機能の点からさらに別の会社の装置に変更となった。

まず製造業では部品供給の停止が、海外を含む他の全地域に深刻な供給ショックをもたらした⁸。ショックは産業連関効果を通じて日本経済全体に及ぼされ、2011 年 3 月の鉱工業生産指数は前月比 16.2%減少と戦後最大の減少幅を記録した⁹。また最終生産物や部品生産の急激な減少はわが国の輸出量にも大きな影響をもたらした。輸出は 2011 年 3 月以降 5 カ月間、前年比マイナスが続いた。その後、急速に生産回復した自動車製造を中心に、生産は年後半以降、大きく持ち直したが、輸出に関しては、欧州債務危機に端を発した歴史的円高や世界景気の減速の影響を大きく受けて、最終的に 2011 年のわが国の貿易収支は 31 年ぶりに赤字となった。なお製造業の輸出製品は、放射能汚染に対する諸外国の輸入手続きの規制強化の影響も強く受け、輸出はこのいわゆる風評被害によっても鈍化した¹⁰。

一方、農林水産業における被害も甚大であった。東北地方は日本有数の農業地帯であるが、まずコメや牛、各種農林水産物で、国が定めた放射性物質の基準を超えた放射性物質が検出され、そうした農林水産物が原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限措置を受けた。そして特に牛などでは、出荷制限措置の解除後も、最終消費段階で該当産地の商品が敬遠されたため（いわゆる風評被害）、卸売価格が大幅な値崩れを起こすなど、出荷および流通段階で極めて大きな影響が出た。また巨大津波は、東北地方の日本有数の水産業の要地を襲い、多くの漁港や加工設備等が壊滅状態になった。さらに、港湾内や漁場海中に残った大量のがれきが水産活動の阻害要因となり、撤去にも長い時間を要することとなり、水産活動の開始には重い障碍となった。一部の漁港では、水産活動は今もなお本格的な復旧には至っていない。

巨大津波と東電・福島第 1 原発事故は、東北地方に住む多くの人々の仕事、雇用の場も奪っていった。大震災後の東北地方における雇用と再就職の状況を見ると、政府の雇用対策の成果を反映して、特に宮城県で 2012 年 3 月末の高校、大学の新規学卒就職率が大幅な上昇を見せ、全国でも上位となるなど、東北地域の人々の雇用機会を日本全体で確保していく体制づくりが進められたと考える。政府は、他県での就職促進や緊急雇用など何らかの形での雇用の確保、そして所得保障（雇用保険基本手当や雇用調整助成金の支給要件の緩和など）を進めたが、これは生産基盤を完全に喪失した地域で、短期的な生産停止と雇用喪失が、さらなる所得・消費の減少と生産減少へとつながる、負の生産・所得循環に至るのを抑制せしめ、国全体に波及して、より大きな生産停滞につながるのを防ぐ効果を持ったと考えられる。ごく短期の緊急的な雇用政策としては、極めて効果的であり重要であったと考える。しかし将来的には、地元就職を希望する人々に対して地元での仕事を確保していくことが必要である。当面の仕事と収入を確保した被災者・避難者の方々に、より一層生活の安心と仕事の安定を提供するため、雇用政策面でも本格的な復興を達成していくことが必要である。

⁸ 特に自動車製造業においては、2011 年年央以降のタイのバンコク郊外の工業団地等における洪水被害の影響も相まって、同年前半から後半にかけて、各社とも連結ベースで大幅な生産減と減収を経験することとなった。

⁹ 2 月の 98.5 から 3 月、82.5 へと大幅に下落した。経済産業省の産業活動分析による限り、生産指数の 16.2%の下落幅は昭和 28 年の現行の鉱工業指数体系が確立されて以来、最大の下落幅である。

¹⁰ このほか、放射能汚染への懸念は日本への外国人観光客を大幅に減少させ、元々、構造的に赤字となっている貿易外収支をさらに悪化させた。

東北地方の求人の現状を見ると、建設業など復興需要に支えられた求人のウェイトがまだまだ高く、必ずしも全般的な就職の増加・拡大には結びついていない。また短期的雇用も多く見られる。今後、復興需要を柱に地域の自律的な経済活動の拡大と産業の全般的、中長期的な復興につなげていくために、雇用政策は産業復興とどう歩調を合わせていけばよいのか。そしてどう雇用を量的質的に拡大・改善していくのか。雇用政策として、そうしたことが問われている。

以下では、まず第2章の以下各節において、巨大地震・津波の規模と東日本大震災による災害状況、原子力事故発生以後の事態の推移、避難生活の状況と人口変化などについて、少し詳しく見て行くこととしたい。その上で、第3章において経済活動と労働経済面への影響を見て行くこととする。

第2節 巨大地震・津波の規模と被害の状況

今回の巨大地震（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）とそれによる巨大津波の威力はすさまじく、甚大な被害を生んだ。

まず地震による人的被害については、死者・行方不明者を合わせてほぼ1万9千人、震災関連死¹¹を含めると2万人を超える犠牲者が出た（図表2-3）。内訳として被災3県と茨城県、千葉県のデータを掲載したが、県別には宮城県の1万1千人余り（行方不明者を含む）が最も多くなっている。建物の被害については表にある通りである。

後に見るように、今回の東日本大震災の死者の死亡原因は9割が溺死である。巨大津波の犠牲者であった。津波については、図表2-4のような観測値が観測されている。各地で高い津波が観測されているが、特に太平洋側沿岸部の岩手県中央部から福島県北部にかけて、

図表2-3 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置
（平成24年8月15日）

	人的被害			建物被害				
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損
全国	15,868	2,848	6,109	129,319	263,925	20,577	15,597	725,935
岩手	4,671	1,207	201	19,199	5,012	1,761	323	8,671
宮城	9,525	1,426	4,136	85,211	151,015	15,475	12,863	223,961
福島	1,606	211	182	20,775	70,261	1,054	339	159,361
茨城	24	1	709	2,694	24,296	1,795	777	185,958
千葉	20	2	252	798	10,010	157	727	51,604

（注）本表は警察庁緊急災害警備本部の発表資料（ホームページ¹²）から、その一部データを拾って作成した。

¹¹ 病院が震災で被災し、患者が必要な医療を受けられなくなって死亡した場合や、仮設住宅に入居した後、外出しなくなるなど環境の変化が原因で、体調を崩して病死したりした場合などが該当する。政府も東日本大震災から1年以上たった平成24年4月27日に、復興庁がこれを初めてデータとして公表（1,618人）した。

¹² <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>

かなり高い津波が観測されている¹³。

今回の巨大地震では、津波は仙台平野を中心に内陸のかなり奥深くまで浸水した。その状況をまとめた国土地理院によると、特に宮城県の石巻市で浸水域が広域となっているほか、それ以南の福島県北部にかけた沿岸部各地、すなわち東松島市から仙台市、県南部の亶理町

図表 2－4 国内の津波観測施設で観測された津波の観測値

都道府県	津波観測点名	始まり時刻	最大の高さの波		所属
			時刻	高さ	
北海道	えりも町庶野	11日15:20	15:44	3.5m	気象庁
青森県	八戸	11日15:21	16:57	4.2m以上	気象庁
岩手県	宮古	11日15:01	15:26	8.5m以上	気象庁
	大船渡	11日14:--	15:18	8.0m以上	気象庁
	釜石	11日14:--	15:21	420 c m以上	海上保安庁
	宮城県 石巻市鮎川	11日14:--	15:26	8.6m以上	気象庁
福島県	相馬	11日14:--	15:51	9.3m以上	気象庁
	いわき市小名浜	11日15:08	15:39	333 c m	気象庁
茨城県	大洗	11日15:17	16:52	4.0m以上	気象庁

(資料出所) 気象庁のホームページから入手した。

(注) 同ホームページで掲載された資料の中から、「最大の高さの波」の欄が3メートル以上のものを拾った。

図表 2－5 市町村別の浸水面積

県	市区町村	市町村面積(km2)	浸水面積(km2)	県	市区町村	市町村面積(km2)	浸水面積(km2)
岩手県		4,946	58	宮城県	塩釜市	18	6
	洋野町	303	1		七ヶ浜町	13	5
	久慈市	623	4		多賀城市	20	6
	野田村	81	2		仙宮城野区	58	20
	普代村	70	1		台若林区	48	29
	田野畑村	156	1		市太白区	228	3
	岩泉町	993	1		名取市	100	27
	宮古市	1,260	10		岩沼市	61	29
	山田町	263	5		亶理町	73	35
	大槌町	201	4		山元町	64	24
	釜石市	441	7			2,456	112
	大船渡市	323	8	福島県	新地町	46	11
	陸前高田市	232	13		相馬市	198	29
宮城県	気仙沼市	333	18		南相馬市	399	39
	南三陸町	164	10		浪江町	223	6
	石巻市	556	73		双葉町	51	3
	女川町	66	3		大熊町	79	2
	東松島市	102	37		富岡町	68	1
	松島町	54	2		檜葉町	103	3
	利府町	45	0.5		広野町	58	2
					いわき市	1,231	15

(資料出所) 国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)」について(第5報)平成23年4月18日

(注) 同資料から岩手県、宮城県、福島県のみを抜粋して転載した。

¹³ 歴史の検証以上の意味を持たないかもしれないが、気象庁の現時点でのホームページを見ると、震災発生当時の気象庁の津波警報等の発表として、宮城県に対しては、3月11日午後3時14分以降、津波警報(大津波＝10メートル以上)を出していた旨、掲載されている。岩手県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房に対しても、同3時30分以降、それぞれ同じく10メートル以上の津波に対する警戒警報を出していた。

や福島県北部の相馬市、南相馬市辺りにかけて、各市町村ともかなりの浸水面積となっている（図表 2－5）。

こうした大きな被害を受けて、東北各地では震災当初、避難所に避難した人々の避難生活は極めて大きな困難を伴った。避難者数の状況は後ほど取り上げることとして、ここでは震災当初、ガス、電気、水道供給など、いわゆるライフラインが停止した状況を表にまとめた。政府が公表したデータをそのまま掲載する（図表 2－6）。

図表 2－6 震災当初におけるガス、電気、水道などライフラインの供給停止状況

	供給停止等の実施数（エリア）		時点	備考
都市ガス	東北 3 県	約42万戸	23. 3. 11時点	
L P ガス		約166万戸	同上	
電気		約258万戸	同上	
水道	全国	166万戸	同上	注 1
通信（NTT固定電話）	東北・関東	約100万回線	震災当初	注 2
通信（携帯電話）	東北 3 県	最大約258万戸	23. 3. 11時点	
郵便局	東北・関東	583局	23. 5. 11時点	注 3
郵便配達	東北 3 県	44エリア	同上	注 4
銀行	東北 6 県及び茨城県	315店舗	23. 3. 17時点	注 5
ガソリンスタンド	東北 3 県	866	23. 3. 20時点	注 6
病院	入院受入制限・不可を実施	191	被災直後	
学校	公立学校の休校数	3, 925	震災当初	注 7

（資料出所）首相官邸のホームページから、そのまま転載した。

（注） 1．これまでに断水した戸数。 2．サービス停止交換局の回線数。 3．営業停止局数。全国の 53%相当であった。 4．東北 3 県全エリアの 15%相当。 5．閉鎖店舗数。全営業店の 12%相当。 6．営業停止スタンド数。 7．幼稚園、高校、特別支援学校を含む総数。

最後に、今回の東日本大震災を 1995 年 1 月に生じた阪神・淡路大震災と比較してみた。両者の比較を政府が取りまとめているので、図表 2－7 にそのまま掲載する。見られるように、死者・行方不明者数の規模でいうと、東日本大震災の被害は阪神・淡路大震災のおよそ 3 倍の被害規模である¹⁴。東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部の広い地域にわたって巨大津波が襲い、被害がより広範に及んだものと思われる¹⁵。ただ同時に改めて思うことは、阪神・淡路大震災では狭い地域エリアの地震にも拘わらず、また地震の規模を示すマグニチュードの大きさの割に、多くの犠牲者と住居被害を出した。ビルの倒壊で圧死した人々が多かったものであり、都市型の巨大地震の怖さを示していると改めて痛感する。

¹⁴ また新聞記事にも出て来るように、損害保険会社が支払った保険金額や政府が試算した経済被害額などでも、おおよそ 3 倍前後の規模となっている模様である。

¹⁵ なお建物の被害という点では、地震の振動周期の違いが影響するようである。新聞にも掲載されていたかもしれないが、筆者は意識が薄く、それに気がつかなかった。齋藤[6]は東京大学地震研究所の発表を元に、今回、「地震の激しかった東北地方東側（内陸部を含む）では、地震波の支配的な周期が 0.1 秒から 0.3 秒の短い波がほとんどで、木造家屋に壊滅的な被害を及ぼす一秒前後の周期の地震波（中略＝筆者）は弱かった（中略＝筆者）大津波に被災した地域を除けば、建物の被害が軽微にとどまったのも、地震によって地盤が揺れた周期が非常に短かったからだった。」と記述している。

図表 2－7 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成 7 年 1 月 17 日 5:46	平成 23 年 3 月 11 日 14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度 6 弱以上県数	1 県（兵庫）	8 県（宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
津波	数十 c m の津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測（最大波 相馬 9.3m 以上、宮古 8.5m 以上、大船渡 8.0m 以上）
被害の特徴	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模災害が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。
死者、行方不明者	死者 6,434 名 行方不明者 3 名 （平成 18 年 5 月 19 日）	死者 15,868 名 行方不明者 2,848 名 （平成 24 年 8 月 15 日）
住家被害（全壊）	104,906	129,319（平成 24 年 8 月 15 日）
災害救助法の適用	25 市町（2 府県）	241 市町村（10 都県） （※）長野県北部を震源とする地震で適用された 4 市町村（2 県）を含む

（資料出所）復興庁ホームページに掲載されている、東日本大震災復興対策本部（第 1 回）に提出された内閣府の資料をそのまま転載した。ただし、死者、行方不明者の欄および建物被害の欄のみ、東日本大震災に係るデータに関しては、最新のもの（平成 24 年 8 月 15 日時点）に入れ換えた。

関連して地震災害の主たる死因については、それぞれの地震災害の特徴が大きく影響するようである。検死を行った警察のデータをもとに、関東大震災、阪神・淡路大震災と東日本大震災の 3 つの大震災における死因の構造が、政府によってデータにまとめられていたので、第 2 章章末の「関連情報」の項に掲載した¹⁶。今回の東日本大震災では、津波による溺死が圧倒的多数を占めており、他の 2 つの大震災と異なる特徴となっている。これに関連する情報が、今回参考にした文献の一つで、石巻赤十字病院の医師、石井正氏の著書[5]の中にも登場する。すなわち、地震発生後 48 時間以内における、いわゆる災害発生直後の急性期の、緊急治療を要する重症患者の症状を分析したデータであるが、救出されるまで長い時間、3 月の冷たい海や川に浸かっていたことから、低体温症や溺水と診断された人が 3 分の 1 近くを占めて多かったとするデータ結果が掲載されていた。これも関連情報として注目される。章末の「関連情報」の項に掲載したので、関心のある方はご覧頂きたい。

なおこの 1 年間、今回の巨大地震・津波に関しては、国内の研究者によって、いくつかの重要な事実発見がなされた。資料編に取りまとめた新聞情報をもとに、その中から主なものを選び参考表 1 にまとめてみた。関連する参考情報としてご覧頂きたい¹⁷。

¹⁶ 当該データは、筆者が参考にした各参考文献（巻末に掲載）においても、その多くで同じデータか類似のデータが掲載されていた。

¹⁷ 表全体をコンパクトにするため、筆者が文章をまとめ直した箇所もある。該当情報の出典新聞および新聞記事の原文については、日付を参考にして資料編でご確認頂きたい。

参考表 1 地震と津波に関する主な出来事

時期	朝日新聞および日本経済新聞の報道から見た主な出来事（地震と津波に関する情報）
2011 年	
3 月 11～12 日に かけて	マグニチュード 8.8。断層 600 キロ、幅 200 キロ。3 カ所で大きな破層。大きいところでは、8 メートルずれ動いたと推定される、などの報道。
3 月 13 日	各地で地盤沈下（気仙沼 66 c m、東松島市 56 c m、福島県沿岸 30～40 c m）。
3 月中旬	南北 400 キロ、幅 150 キロにわたって断層が 20 メートルずれ動いた可能性。また津波は、岩手県大船渡から福島県いわき市まで 250 キロにわたる海岸を 10 メートル超えの津波が。場所によっては 20m を超えた可能性も（建築研究所と東大地震研究所の計算による）。
3 月下旬	京都大学の解析により、宮城県東部の牡鹿半島で陸地が東側に 5.2 メートル、沈降 1.1 メートル地殻変動があったことが判明。近畿地方でも 3～6 センチ東へ変動。
4 月 6 日	国土地理院は国土地理院の衛星画像の解析により、東北地方が沖合方向の東向きに最大 3.5 メートル（牡鹿半島付近）ずれ動く地殻変動が起きていたことを明らかにした。
4 月上旬	海上保安庁は、震源のほぼ真上に当たる宮城県沖の海底が東南東に約 24 メートル動いていたこと、海底が約 3 メートル隆起していたことを発表した。
4 月中旬	東大地震研究所は、釜石市沖約 50 キロと約 90 キロの海底に設置した観測機器のデータを用いて解析し、最も大きな地殻変動があったのは、宮城県牡鹿半島の 200 キロほど沖の海底で、陸側プレートの先端部分で、幅約 55 キロ、長さ約 160 キロにわたって南東方向に約 55 メートルもずれていたことがわかった。
6 月中旬	東京海洋大学の研究者の調査によって、大震災で津波被害が大きかった岩手県宮古市姉吉地区で、陸地を上った津波の高さ（遡上高）が 38.9 メートルに達していたことがわかった。明治三陸地震(1896 年)の際に大船渡市で確認された 38.2 メートルを抜き、観測史上最大。
8 月 4 日	国土地理院の研究官は、大地震の本震と、その後、揺れを伴わずにゆっくりと断層がずれ続ける「余効すべり」によって、解放されたエネルギー量は、周辺のプレート境界面で蓄えられたエネルギー量の最大 700 年分に相当する、との推定結果を発表した。
8 月 15 日	国交省は大震災に伴う津波被害の実地調査結果を発表した。浸水した総面積は約 535 平方キロメートル。その 4 割超は水の深さが 2 メートル以上に達していた。全壊した建物の割合は、浸水が 1.5～2 メートルの場所では約 3 割だったが、2～2.5 メートルだと約 7 割と高かった。
9 月 10 日	海洋研究開発機構は大震災の震源付近の海底の写真と動画を公表した。海洋機構などの研究者が 7/30～8/14、有人潜水調査船で海底 3 カ所を調査した。水深 5,351 メートルの海底には幅と深さが約 1 メートル、長さ 80 メートル以上の亀裂があったほか、別の水深 3,218 メートルの海底では幅 20 センチ、長さ数十メートル以上の亀裂が確認された。
9 月中旬までに	この日開かれた国の中央防災会議専門調査会で、大震災の被災地で 2 次避難場所まで津波が到達した事例が調査対象の約 2 割に上ったことがわかった。
10 月 15 日	海上保安本部の調査によって、大震災で被災した岩手県釜石港と宮城県仙台塩釜港の海底が、約 1 メートル深くなっていたことがわかった。一方、仙台塩釜港の塩釜区多聞山の陸地側と馬放島の間、幅 200 メートルほどの航路は 2 メートルも深くなっていた。
11 月 18 日	日本の地震学者 2,000 人以上が参加する日本地震学会はこの日、東日本大震災後に初めて開いた全国大会で、東北での巨大地震を想定できず反省する、との異例の見解を表明した。
	国土地理院はこの日の地震予知連絡会で、大震災で沈降した地域の 10 月末までの回復率を計算し、発表した。大震災では、宮城県の牡鹿半島で最大約 1.2 メートル沈降するなど、東北沿岸地域で大きな地殻変動があったが、宮城県から茨城県北部の太平洋岸では沈んだ地盤が 2 割ほど回復するに止まった。なお、地震時に 4～6 センチ沈降した東京都内の観測点では元に戻り、わずかに隆起した地点もあった。
2012 年	
2 月上旬	東電福島第 1 原発から半径 20 キロ圏内の警戒区域で、東京大学と福島県のチームが 2/6、2/7 の両日、津波の痕跡の調査を行い、最大で同県富岡町で 21 メートル超の津波の跡を測定した。ほかには 7 メートル前後から 16 メートル前後と、ばらつきがあるが、調査した 19 ヶ所 28 地点すべてで、東電が想定していた津波の高さ 5.7 メートルを超えていた。警戒区域内の津波痕跡調査は初めて。

第3節 東京電力福島第1原子力発電所事故発生以後の事態の推移

東電・福島第1原発での水素爆発事故¹⁸以後、原発の原子炉の安定管理（冷温停止）のために、まずは核燃料棒の溶融を起こさないよう、原子炉と核燃料プールを冷却し続けることが、東京電力そして政府の原子力災害対策本部の最大の優先課題となった。電源機能が失われ原子炉冷却装置が働かない中では、原子炉に直接、放水するしかないことから、冷却作業は陸上自衛隊のヘリコプター2機による決死の空中放水¹⁹から始まり、次いで特殊車両等による放水が続いた。

その後、政府と東京電力は原子力事故発生から1カ月たった時点で、事故収束に向けて全体を2段階に分けて、まず第1段階として9カ月から1年間かけて原子炉の安定的な状態を確保していく、とするいわゆる工程表を策定・発表した。しかし実際の作業は困難を極めた²⁰。当初、政府と東京電力は、原子炉停止のあり方として、原子炉格納容器に水を流し込む冠水（水棺）方式を検討していた模様であるが、水漏れが見つかり、格納容器の壁などが壊れている可能性がわかったことからこれを断念し、循環冷却方式に切り替えていくこととなる。ところが設備の設置後も、度重なる技術上のトラブルを招き安定稼働に至るまでに時間がかかったため、その間にも冷却作業で汚染水が増え続け、溜めている施設から汚染水が溢れかねないとして冷却水の水量を抑制するなど、作業は暫くの間、正に綱渡りの状態が続いた。外国の専門企業の応援なども得て、汚染された冷却水の放射性物質の浄化機能も兼ね備えた冷却装置が2011年7月初め、順調に稼働し始めて以降、そうした状態から初めて脱出できたように感ずる²¹。そして政府は2011年12月中旬、冷温停止状態に達したと宣言した（東電・福島第1原発事故収束に向けた工程表のステップ2の完了）。

しかし今後、政府の事故収束に向けた工程表における中長期ロードマップに移行していくに当たっては、使用済み核燃料の取出し作業が中心課題となるだけに、これに着手するためには、原子炉内の現状が十分把握されていなければならない。ところが現状は、原子炉内部の状況は言うに及ばず、放射能汚染の危険があって、原子炉建屋内部の状況さえほとんど把握できていない状況である。今後とも非常に困難な事態と作業課題が続くことが予想される。

なおこの間、東電・福島第1原発の作業現場では、一部の現場作業員の中に国の基準を超える放射線量を被ばくした者が発生したことが報告されている。厚生労働省は、東京電力が労働安全衛生法が定める放射線量の適正管理や作業員の内部被ばく検査の実施を怠っていた

¹⁸ 東電・福島第1原発事故は事故の深刻度としては、経済産業省原子力安全・保安院と原子力安全委員会のよって、最終的に国際的な事故評価尺度（INES）の「レベル7（深刻な事故）」と評価された。

¹⁹ 放水によって水蒸気爆発を起こす危険があった。

²⁰ 本文中に言及した点のほか、そもそも同じ敷地内に原子炉が6基もあり、問題とされた稼働中の3基について、事故後の状態がそれぞれ異なったこと（そしてよくわからなかったこと）も、全体管理を難しくする要因だったように思われる。専門家によれば、同一敷地内に複数の原子炉が存在する原子力発電所は、世界でも余り例を見ないようである。

²¹ 2011年9月末に、福島第1原発の原子炉圧力容器底部の温度が、1～3号機の3基揃って初めて100度以下になったとの新聞報道がなされている。原子炉の効果的な冷却に時間がかかっていたことを物語るデータである。

ことに関し、全体で数次にわたり是正勧告を発出している。

一方、水素爆発事故で空中にまき散らされた放射能汚染の問題では、社会的、経済的に多くの問題が発生した。まず周辺住民の避難では、多くの住民が長期間にわたって不自由な生活を余儀なくされることとなった。避難は原子力災害対策特別措置法に基づき、事故発生直後から政府（原子力災害対策本部）の指示で始まり、さらに1カ月が経過した後になって避難区域の見直しが行われ、区域内立入りを原則禁止する警戒区域が設定されるなど、混乱も見られた。その後、少なくとも2011年9月末に緊急時避難準備区域を解除するまで、放射線量の状況が変わらず除染作業も進まない中で、避難住民は長期の避難生活を強いられることとなった。

また住民の被ばくをめぐって、放射線量のモニタリング調査と地域住民の健康調査が重要な行政課題となった。福島県では放射能被ばくを恐れる住民の声の高まりを受けて、全県民を対象とする健康調査を実施することとしたほか、妊婦・乳幼児の保護者を対象とする内部被ばくの調査なども実施した。他県を含む関東地方で、母乳の放射能検査などもあった。

これに関連して、除染が政府そして自治体の大きな行政課題となった。政府は、除染は国の責任で取り組む旨、方針を決めたが、スケジュールを前倒しして独自に除染に取り組む一部の自治体も見られた。

こうした努力にも拘わらず、事故周辺地域を中心に農林水産物から国の基準（暫定規制値）を超える放射性物質が検出された。農林水産物をめぐっては、一部の業者や自治体、漁業協同組合などで、2011年は自主的に生産・収穫しないこととした動きもあったが、葉物野菜や茶、コメ、牛（さらに、その原因となった餌の稲わら）、シイタケをはじめとする農林水産物で、国の基準を超える放射性物質の検出が見られた。これについては、第3章でデータに即してその実態を少し詳しく見ることにしたい。

このほか2011年3月に上水道で高い放射線量が検出されたほか、多くの自治体で、下水道の汚泥に高い濃度の放射線性物質が見つかり、処理できずに困っているとの報道があった。さらにこれに関連した問題として、いわゆる、がれきの広域処理が、放射能汚染を懸念する市民の声によって、なかなか進んでいない事実がある。

以上見るだけでも、原子力事故の関連では震災後の1年間、実に多くの出来事があった。そこで資料編の新聞情報をもとにして、同様に主な出来事をまとめてみた（参考表2）。項目をやや広目に取り上げている嫌いはあるが、記録する重要な価値があると思われたものを拾い上げてみた。ご覧頂きたい。

参考表 2 原発事故、放射能汚染関連の主な出来事

時期	朝日新聞および日本経済新聞の報道から見た主な出来事（原発事故、放射能汚染関連）
2011 年	
3 月 11 日	東電・福島第 1 原子力発電所（以下、「原発」）の 1 号機、2 号機の緊急炉心冷却装置が機能しなくなる。原子力緊急事態宣言発令。原子力災害対策本部設置。政府は原発（福島第 1 原発、第 2 原発とも）から半径 3 キロ以内の住民に避難指示（3～10 キロ圏内の住民には屋内避難指示）。
3 月 12 日	・東電・福島第 1 原発の 1 号機、水素爆発。 ・東電・福島第 1 原発から半径 20 キロ圏内、第 2 原発から 10 キロ圏内に避難指示。 ・福島県、高校のグラウンドで救助を待っていた 3 人の被ばくを発表。
3 月 12 日から	冷却のため、原子炉に海水注入を開始（当初 1 号機 ²² ）。
3 月 14 日	3 号機、水素爆発。
3 月 15 日	・政府と東電との対策統合本部が設置される。 ・2 号機建屋で爆発音。続いて 4 号機で水素爆発。 ・原発から 20～30 キロ圏内の住民に屋内退避を要請。 ・厚労・経産両省、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業員の被ばく量の上限を 100 から 250 ミリシーベルトに引き上げた。
3 月 17 日	3 号機に対し、陸上自衛隊のヘリによる放水。これについて自衛隊が消防車による放水を開始。その後、東京消防庁の特殊車両による放水。4 号機へも。
3 月 19 日	・電源復旧作業により 1、2 号機には電気がつながった。（22 日には 1～6 号機すべてでつながった。） ・茨城県産のホウレン草と福島県産の原乳から国が定めた暫定規制値を上回る放射性物質が検出、政府は 21 日、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限を指示。（これ以後、農作物や茶葉などで国の放射性物質汚染の暫定規制値を超えるケースが続出する。）
3 月 22 日未明	東電・福島第 1 原発近くの海水から国の安全基準の最大 126 倍の濃度の放射性物質の検出を発表。
3 月 22 日から	・東京、千葉、埼玉の浄水場の水道水から、国の指標を超える放射性ヨウ素が検出。 ・3 号機でケーブル敷設作業をしていた作業員 3 人が被ばく、2 人が病院に搬送される。 ・3 号機タービン建屋内にたまった水から高濃度の放射性物質が検出。 ・1 号機、3 号機に対する放水、真水に切換え。（4 号機は 24 日から生コン圧送機による。2 号機も 26 日から真水に。） ・宮城県、県内産の葉物野菜や原乳を対象に放射性物質検査を開始。
23 日にかけて	タービン建屋地下で見つかった、高い放射能を帯びたたまり水のために、建屋内の作業は 1～3 号機とも一部を除いて停止中。たまり水を建屋内の復水器に戻す作業は難航。汚染水の放射性物質を取り除く処理作業をフランスの原子力大手「アレバ社」に技術協力を求める。
3 月 25 日	1 号機、一時期 300 度を超えるなど、不安定な状態が続く。
3 月末にかけて	・原発から南 40 キロ離れた海上で採取した海水から、国の規制値の約 2 倍の放射性ヨウ素を検出。 ・2 号機の取水口付近にある施設ピット側面に亀裂があり、中にたまった高い放射線量の水が海に流出していることが発見された。（東電はこの後、止水板やシルトフェンスを設置して、これに対応しようとする。）
4 月 2 日	東電、原子炉内の比較的汚染度の低い水を海へ放出し始めた。（これに対して 4 月 5 日、韓国外交通商省が憂慮の念を発表する。）
4 月 4 日	1 号機、2 号機のタービン建屋地下にたまった高濃度放射能汚染水の放射能除去作業が始まった。
4 月 8 日	福島県、避難指示区域を除く県内全域（計 2,757 箇所）で、地表と大気の放射能線量の測定調査を始める。
4 月 12 日より	・原子力安全保安院と原子力安全委員会、東電・福島第 1 原発事故を国際的な事故評価尺度（INES）の「レベル 7（深刻な事故）」に引き上げた。 ・福島県で採取された土壌と葉物野菜からストロンチウム 89 と 90 が初めて検出された。 ・飯館村は調査結果を受けてこの日、今年のすべての農作物の作付けを見送ると決定。
4 月 12 日	東電、4 号機の燃料プールにある使用済み核燃料の一部が破損している可能性に言及。
4 月 13 日	

²² 本表で以下、（福島第 1 原発と第 2 原発の別を断わずに）単に 1 号機、2 号機などと記している場合には、福島第 1 原発のそれを意味するものとする。

4月17日	・4月16日までの東電の調査で、東電・福島第1原発で復旧作業を担う作業員のうち、累積放射線量が従来の基準の100ミリシーベルトを超えた人が28人に上ることがわかった。 ・東電、福島第1原発について事故収束への工程表を発表。この中で原子炉の安全停止に6～9カ月かかること、2号機の格納容器の破損や4号機の燃料プールを支える建屋の壁損傷による強度不足を認めた。 ・政府は出荷制限を指示していた茨城県産のハウレン草について、北茨城、高萩両市を除く県内全域への指示を解除した。
4月18日	東電、2号機の燃料プールにある使用済み核燃料の一部が破損している恐れがあるとした。経産省原子力保安院はこの日開かれた内閣府・原子力安全委員会に、1～3号機の原子炉内にある燃料棒は一部が溶けて形が崩れている旨、報告した。
4月19日	・東電、1～3号機の原子炉建屋に入った遠隔操作ロボットが撮影した画像を公開した。建屋内の詳しい状況がわかったのは初めて。 ・東電、2号機のタービン建屋地下や坑道にたまった高濃度汚染水を、敷地内の集中廃棄物処理施設にポンプで移し替える作業を始めた。（4月20日、坑道の水位が下がった。）
4月22日	・政府、東電福島第1原発の半径20キロ圏内を警戒区域に設定。屋内避難区域を解除し、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域を設定。 ・放射性物質が基準値を超えて含まれる水田でのイネの作付けが制限。原子力災害対策特別措置法に基づく福島県知事への指示。
4月24日	東電、福島第1原発敷地内の放射能汚染を示す地図を公開。最大で毎時70ミリシーベルトの場所があった。
4月27日	東電、福島第1原発で働いていた50歳代の女性社員が17.55ミリシーベルトの放射線量を被ばくし、3ヵ月で5ミリシーベルトという国の基準を超えたと発表。福島第1原発で働いている作業員で、国の基準値を超えたのは初めて。（その後5月1日に、さらに1名の女性職員が国の基準を超えたことが判明。）
4月30日	厚生省、福島県や関東地方に住む23人の母乳について行った放射性物質の調査で、7人から微量が検出されたと発表。
5月5日	1号機で水素爆発以来初めて、建屋内に作業員が入った。13人が放射性物質を含んだ空気を換気する管（ダクト）を設置した。（これにより、うまく放射線物質の濃度が下がったため、原子炉を安定的に冷却するための本格的な作業の準備に移行した。）
5月上旬	福島県郡山市、福島市、栃木県宇都宮市でそれぞれ、下水処理施設の下水汚泥から高い濃度の放射性物質が検出された。
5月12日	・東電、1号機の核燃料が溶けて原子炉圧力容器の底にたまって穴が開き、水が漏れていると発表。 ・東電、5/10にロボットを3号機の原子炉建屋1階に入れて測定した結果を発表、毎時100ミリシーベルトを超える場所が所々にあり、作業員が長時間入るのは難しい状況。
5月14日	東電、1号機の原子炉建屋地階に大量のたまり水があると発表。13日に作業員が建屋に入ってわかったもの。
5月17日	東電、福島第1原発の事故収束のための工程表の改訂版を発表。水漏れから、格納容器を冠水させる当初の方式を断念し、タービン建屋や原子炉建屋にたまった水を原子炉に戻し冷却に使う「循環注水冷却」という新たな方法を採用することに。
5月18日	作業員が2号機の原子炉建屋内に入り、中で復旧作業ができるかどうかを確認した。圧力抑制室での爆発事故後、2号機で原子炉建屋に作業員が入るのは初めて。
5月下旬	この時期、東電・福島第1原発にたまった高濃度の放射性汚染水が海に漏れないよう、移送していた施設が満水状態になり、汚染水処理は綱渡りの状態が続いた。
5月24日	政府は東電福島第1原発事故をめぐり、「事故調査・検証委員会」と「東電に関する経営・財務調査委員会」の2つの第三者委員会の設置を決め、閣議決定した。
5月27日	福島県、福島第1原発事故による放射線の影響を調べるため、全県民約203万人を対象に健康調査を実施することを決めた。
5月30日	東電、福島第1原発で作業していた男性社員2人が数百ミリシーベルトの放射線を浴びていた恐れがあると発表。今回の作業で、被曝線量の上限250ミリシーベルトを超えた例はこれまでなかった。
5月31日	2号機の使用済み核燃料プールに取り付けた循環型の冷却装置が完成し、動き始めた。冷却機能が回復したのは今回が初めて。
6月11日	東電、2号機で換気装置を稼働させ、原子炉建屋内の作業環境の改善に着手した。
6月13日	東電、福島第1原発の復旧作業で、新たに6人が国が定めた上限250ミリシーベルトを超える総被曝量だったと発表。これで総計8人で、うち6人は内部被曝だけで上限を超えている。

6 月 15 日	(その後、6 月 20 日、さらに 1 名の可能性が発表されたが、7 月 11 日、限度を超えた者は最終的に 6 人として確定した。) 東電は 3 号機の燃料プールの循環型冷却装置の設計計画をまとめ、この日、原子力安全保安院に提出した。6/18 から工事を始め、6/30 に完成させ、試運転をし、7 月初めに本格稼働させる計画。
6 月 20 日	2 号機で原子炉建屋に作業員 4 人が入り、原子炉を安定的に冷やすための準備作業が始まった。
6 月 30 日	・政府の原子力災害現地対策本部、年間の積算放射線量が 20 ミリシーベルトを超える恐れがある福島県伊達市の 4 地区の 113 世帯を「特定避難勧奨地点」に設定した。同地点の設定は初めて。 ・厚労省、福島第 1 原発に緊急被曝医療専門の医療チームを新たに派遣し、7 月から現地作業員への医療体制を強化すると発表。
7 月 2 日	仏アレバ社製の高濃度汚染水浄化装置は試運転の開始が遅れ、さらに 6 月中旬、試運転開始後も水漏れ等が発見され不具合が続いていたが、東電はこの日、「循環注水冷却」方式に完全に移行したと発表。以後、軌道に乗っていった。
7 月 11 日	東電は 2 号機の 2、3 階の様子を国産ロボットが写した写真を公開。2、3 階の様子がわかったのは初めて。検出された放射線量は最大で毎時 50 ミリシーベルトと高く、現場作業は困難が予想される。
7 月中旬以後	福島県南相馬市産の牛から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。その後、宮城県、岩手県、栃木県産の牛でも同様に国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、出荷制限が指示された。また、汚染された稲わらが原因とわかり、政府は稲わらの流通経路の調査と使用中止を指示。
7 月 19 日	政府と東電は福島第 1 原発の事故収束に向けた工程表の改訂版を発表(今後 3 年間かけて燃料プールから使用済み燃料を取り出し、廃炉に向けた準備をする方針。また原子炉の冷温停止の定義を初めて示した)。
7 月 28 日	厚労省、福島第 1 原発事故の影響で、近隣の 14 都県の浄水場で 10 万トン近い汚泥が処理できずに保管されている、と発表。
7 月 30 日	東電、原子炉建屋が破損した 4 号機にある燃料プールの耐震補強工事を終えたと発表。
7 月 31 日	東電、4 号機で使用済み核燃料プールの代替冷却装置の稼働を始めた、と発表。プールの代替冷却は 2、3 号機では実施済み。残る 1 号機も設置工事中。
8 月に入って	・千葉県、栃木県を皮切りに、各県はコメの放射性物質の検査を開始した。 ・農水省は、まもなく収穫期を迎えるコメの放射性物質検査について、収穫前と収穫後の 2 段階で実施することとし、収穫前に市町村ごとにコメの実を検査した上で、高い値が出た地域について、収穫後の検査で調査時点を増やすこととする旨の方針を固めた。
8 月 1 日	東電、原発にある汚染水が海洋へ漏れ出すのを防ぐ遮水壁の装置工事を始めると発表。2012 年 1 月までに着手、工期は約 2 年。
8 月 10 日	東電、1 号機の使用済み核燃料プールで代替冷却装置が稼働を始めたと発表。
8 月 16 日	東電は、福島第 1 原発内の高濃度の放射能汚染水を浄化する新しい装置(通称「サリー」)の試運転を始めた。東芝などが開発した。
8 月 17 日	政府の原子力災害対策本部はこの日、福島県いわき市で開かれた説明会で、同県の子供約 1,150 人を対象とした甲状腺の内部被曝検査で 45%に被曝が確認されたことを公表した。
8 月 19 日	茨城県はこの日、鉾田市で栽培された早場米の収穫前検査で、微量の放射性セシウム(玄米 1 キログラムあたり 52 ベクレル)が検出されたと発表した。コメから放射性物質が検出されたのは初めて。
8 月 23 日	宮城県で肉牛の出荷が再開された。政府による出荷制限の一部解除(8/19)を受けたもの。(他県でも順次解除。)
8 月 26 日	・政府はこの日開いた復興対策本部、原子力災害対策本部、緊急災害対策本部の合同会合で、東電福島第 1 原発事故で飛散した放射性物質を除去するための「除染に関する緊急実施基本方針」を正式決定した。(国の責任で除染に取り組むことを明記、住民の年間の被曝線量を 2 年後までに半減させることが柱。) ・東電福島第 1 原発から 3 キロ圏内の住民の初めての一時帰宅が行われた。震災・原発事故から 5 カ月半ぶり。
8 月 29 日	・福島県が全県民約 200 万人を対象に実施する健康管理調査がこの日より本格的に始まる。 ・東電は、冷温停止状態にある福島第 2 原発 4 号機の状況を確認するため、作業員 10 人が格納容器に入ったと発表した。震災以降、福島第 1、第 2 原発の計 10 基の中で格納容器内に人が入ったのは初めて。

8 月 30 日	・政府はこの日、神奈川県南足柄市で生産された茶（５月に一番茶の生葉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、6/2 から出荷制限指示中）の出荷制限指示を解除した。茶の出荷制限解除は初めて。 文科省はこの日、東電福島第１原発から半径 100 キロ圏内の土壌の汚染度を調べた初の地図を公表した。全国の大学や専門機関が約 2,200 カ所の土を採取し、事故から 3 カ月後の放射性セシウムの濃度を調べた。
9 月 12 日	福島県は 6 月から続けていた、東電福島第１原発による放射線量が高い地域の住民の内部被曝検査の結果を発表した。8 月末までに検査した 3,373 人のうち、生涯に浴びる内部被曝量が 1 ミリシーベルトを超えると推計されたのは 7 人。最高は 2 ミリシーベルト。県の内部被曝検査の全容が明らかになったのは初めて。
9 月 14 日	東電は福島第１原発の高濃度放射能汚染水浄化施設について、当初導入した米キュリオン社と仏アレバ社の装置は 10 月にも止め、8 月に追加した東芝などによる浄化装置「サリー」の単独運転を目指す方針を明らかにした。安定性が高く、廃棄物管理もしやすいため。
9 月 15 日	環境省は、福島県にある産業廃棄物焼却施設 1 カ所から、同省の埋め立て基準（1 キロあたり 10 万ベクレル以下）を超える約 14 万 4 千ベクレルの放射性セシウムが検出された、と発表した。環境省によると、家庭ごみの焼却施設を含め、焼却灰から 10 万ベクレル以上が検出されたのは初めてという。
9 月 16 日	東電は、2 号機と 3 号機の注水量を同日から大幅に増やすと発表した。建屋地下に溜った放射能汚染水が浄化処理で減ったため、増やしても問題ないと判断した。
9 月 17 日	福島県で、矢祭町と会津坂下（ばんげ）町で収穫されたコシヒカリなど一般米の出荷が可能になった。この日発表された放射性物質の検査結果で、両町の一般米からは検出されなかったため。東電福島第１原発の事故後、同県産の一般米の出荷ができるようになるのは初めて。
9 月 19 日	山形県は、県内 231 地点で収穫されたコメの放射性物質検査で、放射性セシウム 134、137 とも全地点で「不検出」だったと、この日発表した。コメの出荷自粛要請を全県で解除した（全県解除は東北では初めて）。
9 月 23 日	福島県はこの日、牛ふんや稲わらを原料とする堆肥の放射性物質検査で、畜産農家など 72 戸のうち 38 戸の堆肥から暫定基準値（1 キログラムあたり 400 ベクレル）を超える放射性セシウムが検出されたと発表した。
9 月 28 日	東電、1～3 号機の原子炉压力容器底部の温度がいずれも 100 度未満になったと発表。3 基とも 100 度未満になったのは事故後初めて。
9 月 30 日	東電福島第１原発事故を検証する国会の事故調査委員会を設置する関連法案が、参院本会議で全会一致で可決、成立した。
10 月 7 日	サンマの全国漁業協同組合はこの日の理事会で、操業自粛としていた福島第１原発から半径 100 キロの海域を操業禁止にする、と決めた。さらに、同原発から 100 キロ以上離れている福島東方沖や 200 キロ離れた銚子沖でも、今月中旬から 11 月上旬にかけて、捕獲されたサンマの放射性物質を検査し、結果が出るまで操業を自粛することも決めた。
10 月 9 日	福島県の子ども甲状腺検査（18 歳までの子供全員を対象としたもの）が福島県立医科大学で始まった。2 年半で 36 万人の検査を一巡させる。
10 月 12 日	福島県でコメに含まれる放射性物質の検査が完了し、全地点で国の暫定規制値を下回った。知事が「安全宣言」を行った。
10 月 14 日	・日本政府の要請を受け、除染の進め方について助言するため来日中の IAEA の調査団は、この日、12 項目にわたる、政府の取組みに係る助言を報告書に取りまとめた。 ・厚労省はこの日、東電福島第１原発の緊急作業で、250 ミリシーベルトに引き上げていた作業員の被曝線量の上限を、事故前の 100 ミリシーベルトに戻す方針であると発表した。
10 月 18 日	福島市はこの日、比較的高い放射線量が測定された市内の大波地区全域での除染を始めた。今後 2 年間で除染重点期間と定め、順次、他の地区でも除染を行う考え。
10 月下旬	ごみ焼却場から高濃度の放射性セシウムを含む焼却灰が出た千葉県流山市では、処分場への搬出が止まっており、一時保管の焼却灰が 493 トンに達し、日々増えている旨の報道があった。
10 月 29 日	政府は、東電福島第１原発の事故に伴う除染作業で出た汚染土などを保管する中間貯蔵施設の整備に向けた工程表を公表した。2012 年度中に立地場所を福島県内で選定し、14 年度をメドに搬入を始める。
10 月 30 日	東電は、2 号機で原子炉格納容器から吸い出したガスの水素濃度が 2.7% に上昇したと発表。窒素を送り続けており、「爆発を心配するレベルではない」としている。
11 月 1 日	・厚労省は、新たに緊急作業に従事する作業員の被ばく線量の上限を、原則として 100 ミリシーベルトに引き下げた。

11 月上旬	大震災で発生した宮城・岩手両県のがれきの広域処理問題で、受入れを決定済みか検討中の市町村・一部事務組合が 11 都府県の 54 に止まったことが、環境省の調べでわかった。4 月時点（42 都道府県の 572 市町村・一部事務組合）と比べて 10 分の 1 に激減。
11 月 16 日	福島県は、福島県大波地区で今秋収穫したコメから、国の暫定規制値を超える 1 キロあたり 630 ベクレルの放射性セシウムを検出したと発表した。東電福島第 1 原発事故後、コメの暫定規制値超えは初めて。
11 月 28 日	福島市は、市内の妊婦約 2,300 人と 0～3 歳児の保護者約 9,600 人を対象とした内部被ばく検査を始めた。
12 月 2 日	福島県は、コメの放射性セシウム検出を受けて実施した緊急調査の結果、新たに福島市渡利地区の 3 戸のコメでも国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたと発表した。（さらにその後、検出地域は 3 市 9 地区へと拡大した。）
12 月 6 日	政府はこの日、東電福島第 1 原発事故に伴う周辺区域の除染作業に関する関係閣僚会議を開き、陸上自衛隊を 12/7 から 2 週間の予定で、原発周辺の福島県楢葉、富岡、浪江 3 町と飯館村の役場庁舎の除染のために派遣することを決めた。
12 月 8 日	東電はこの日、福島第 1 原発の放射能汚染水について、放射線量を国の基準以下に浄化処理した上で、来年 3 月上旬にも海に放出する計画を検討していることを明らかにした。処理水の保管タンクが来年 3 月には満杯になるため。（これに対して、全国漁業協同組合連合会が強く抗議、東電はその後、放出を当面見合わせる旨、明らかにした。）
12 月中旬	・環境省は、東電福島第 1 原発から半径 20 キロ圏内の警戒区域と、放射線量が年 20 ミリシーベルト以上ある計画的避難区域での民家などの本格的な除染について、来年 3 月末をめどに始めることを明らかにした。
12 月 16 日	・福島県内の牛農家が、たまり続ける堆肥の処分に頭を悩ませている旨の報道があった。 ・政府はこの日の原子力災害対策本部で、東電福島第 1 原発の事故収束に向けた工程表ステップ 2（冷温停止状態の達成）の終了を確認した。（総理は記者会見で「事故収束」を宣言。） ・厚労省は、東電福島第 1 原発の緊急作業で、250 ミリシーベルトに引き上げられていた作業員の被ばく線量の上限を、事故前の 100 ミリシーベルトに戻した。
12 月 19 日	国会の事故調査委員会、初回会合を福島市内で開いた。
12 月 21 日	政府と東電はこの日、1～4 号機の廃炉に向けた中長期対策会議の初会合を開いた。溶け落ちた核燃料の 10 年後の取出し開始や、廃炉まで最長で 40 年間になることなどを盛り込んだ中長期の工程表を正式決定した。
<u>2012 年</u>	
1 月 15 日	福島県二本松市と国は、同市の新築マンションの工事に、東電福島第 1 原発で出た放射性物質に汚染されたコンクリートが使われており、マンション 1 階の床からは屋外より高い放射線量が測定された旨、発表した。
1 月 19 日	東電はこの日、温度計を付けた工業用内視鏡で、2 号機の原子炉格納容器内の様子を調査した。格納容器内の様子を直接調べたのは、事故発生後初めて。
1 月 23 日	東電は、福島第 1 原発で稼働している汚染水の浄化装置に、放射性ストロンチウムなど様々な放射性物質を除去する装置を追加すると発表。3 月にも設置工事を始め、9 月までには稼働させる考え。日量 500 トン以上の処理能力を想定している。
1 月下旬	村ごと避難している福島県飯館村は、独自の除染工程表をまとめた。
2 月 3 日	福島県は、県内のコメ農家約 2 万 3 千戸を対象に行った昨年産のコメの緊急調査の結果を発表した。国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたのは 3 市 9 地区の 38 戸。これらを除き、4 月から適用される予定の新基準値（1 キロあたり 100 ベクレル）を超えたのは、12 市町村 56 地区の 545 戸で全体の 2.3%。84.3%の農家は検出できる下限値を下回り、県はコメの出荷自粛を解除した。
2 月 7 日	大震災で発生した岩手県内のがれきを秋田県が受け入れることで両県が合意し、この日、基本協定を締結した。岩手県が協定を結ぶのは東京都に続いて 2 件目。
2 月 15 日	大震災で発生した岩手県山田町のがれきを静岡県島田市で試験焼却するため、静岡県はこの日、JR 貨物の静岡貨物駅で計 10 トン分を積んだコンテナ周辺の空間線量計（シーベルト毎時）が受け入れ基準を下回ったことを確認、トラックで同市の一般廃棄物焼却施設に搬入を始めた。作業には地元自治会役員らも立ち会った。市民にも公開している。
2 月 17 日	環境省はこの日、岩手、福島両県の河川や湖など計 214 地点で測定した土壌などに含まれる放射性物質の濃度を公表。東電福島第 1 原発から半径 20 キロ以内の警戒区域にある福島県浪江町の大柿ダム周辺の土壌で、最大 1 キロ当たり 34 万ベクレルの放射性セシウムを検出した。環境省が行った福島県全域での調査は 2 回目、岩手県は初めて。

2月24日	横浜南労働基準監督署（横浜市）はこの日、東電福島第1原発事故の収束の作業中に男性作業員が心筋梗塞で死亡したのは、過重労働で短期間に負担がかかったのが原因だったとして、労災を認定した。厚労省によると、同原発事故の収束作業で死亡した例に対する労災認定は初めて。
2月26日	東電は、福島第1原発の汚水処理施設の配管から2/25に高濃度の汚染水が漏れたことについて、配管を交換して復旧させたと発表した。高濃度汚染水約10リットルが配管の溶接付近から漏れていた。東電によると、セシウム除去装置「サリー」の水漏れは初めてという。
2月29日	東日本大震災で生じたがれきの受入れに前向きな8県市（静岡県、川崎市、秋田県、神奈川県、青森県八戸市、秋田県大仙市、同仙北市、静岡県島田市）はこの日、がれきの「広域処理」を推進するため、連携プロジェクトを始めると発表した。住民への説明方法などの情報を共有する。
3月7日	東電は、4号機の建屋上部にカバーをかける計画を発表した。廃炉に向けた核燃料プールからの燃料取り出しの際、放射性物質の飛散や風雨の影響を防ぐのがねらい。今秋にカバーの本格工事をはじめ。工事は約1年で、その後、2～3年かけて燃料を取り出す予定。カバーは1号機に次いで2基目となる。
3月14日	東電は、2号機と3号機で原子炉建屋の地下に、昨年3月の事故後初めて作業員（3人）が入ったと発表した。2号機の半地下の圧力抑制プールがある部屋では、放射線量は最高で毎時160ミリシーベルトと高かった。「人間が長時間作業するのは厳しい状況。ロボットの活用が課題」（東電）。
3月15日	・静岡県の静岡市長と島田市長は、この日それぞれ、大震災で発生したがれきの受入れを正式に表明した。実現すれば東京都などに次ぐ受入れとなる。 ・東日本大震災で発生したがれきの広域処理を促進するため、環境省はこの日、宮城県女川町のがれき処理施設での作業を公開、全国23自治体の担当者41人が視察した。
3月26日	・東電はこの日、福島第1原発で浄化処理した放射能汚染水がホースから漏れているのが見つかった、と発表した。漏れはほぼ止まったが、確認の結果、一部が排水溝を通じて海に流出した、と発表した。流れた量は80リットル程度と推定。 ・東電は、2号機の原子炉格納容器内を内視鏡で調査し水位を確認したと発表した。調査は1月に続き2度目。水位は格納容器の底から60センチの高さで推定より大幅に低かった。水温は48.5～50度。推定でしかなかった格納容器内の水の状態が初めて確かめられた。
3月27日	東電は、2号機の格納容器内で毎時72.9シーベルトの放射線を観測したと発表した。人が数分間浴びると死亡する値。工業用内視鏡を格納容器の底部まで入れて8ヵ所で放射線量を測定した。炉心溶融事故を起こした1～3号機の格納容器内で、放射線を直接測定したのは初めて。
3月28日	原子力安全保安院はこの日、東電福島第1原発の事故原因などに関する「技術的知見」の最終とりまとめを公表した。津波や浸水が事故の深刻化を招いたとの見方を示した。報告書には浸水対策の強化や電源設備の耐震性向上など、新たな原子力規制に取り入れるべき30項目の安全対策なども盛り込んだ。

（注）

1. 本表は資料編に取りまとめた新聞情報（朝日新聞および日本経済新聞の記事を引用して作成したもの）をもとに作成した。表全体をコンパクトにするため、筆者が文章をまとめ直したものもある。該当情報の出典新聞および原文については、日付を参考にして資料編でご確認頂きたい。
2. 3月12日の避難情報については、福島県のホームページより得られた「福島県復興計画（第1次）」（平成23年12月28日）の掲載情報を参考に、本表に追加した。

第4節 被害生活と復旧状況

前2節では巨大地震・津波被害と原子力事故後の概況をまとめた。

こうした極限の状態に置かれて、多くの地域住民は長期間にわたって不自由な避難生活を強いられた。断水、停電、ガスの供給停止、電話が不通といった状況の中で、津波の浸水被害を受けた人々は、服を濡らし寒さに震えながら避難した。また地震で道路は寸断され、津波の破壊・浸水の影響もあって、地理的に孤立してしまった地区もあった。このために、多くの避難所で水、食糧などが暫く届かない状態が続いた。こうした状況下で避難していた人

は、政府が公表している数字として、被災後 3 日目の 2011 年 3 月 14 日で、全国で約 47 万人に達していたものと推定されている（図表 2－8(1)）。

図表 2－8 (1)避難者の数

	発災 3 日目（注 1） （平成 23 年 3 月 14 日）	現時点（注 2） （平成 24 年 8 月 2 日）
全体	約 47 万人	343,334 人
うち避難所にいる者の数		214 人

（資料出所）復興庁ホームページから『復興の現状と取組』（平成 24 年 8 月 15 日）²³

（注）同資料に基づき、表中の注 1、2 に示すデータの出典はそれぞれ以下の通り。

1. 緊急災害対策本部資料：青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。
2. 復興庁調べ：全国の避難所（公民館・学校等）、旅館・ホテル、その他（親族・知人宅等）、住宅等（公営・仮設・民間・病院含む）にいる者の合計。

図表 2－8 (2)現在の避難者の数 （単位：人）

全国	岩手	宮城	福島	山形
343,334	42,613	127,392	100,177	12,097

（資料出所）復興庁（図表 2－8(1)と同じ。平成 24 年 8 月 2 日現在のデータ。）

（注）同資料中、県内避難者数が 1 万人以上の県のデータを拾った。

なお同資料によれば、上記避難者数のうち、「自県外に避難等している者の数は福島県から約 61,000 人、宮城県から 8,400 人、岩手県から 1,600 人」である。

図表 2－8(2)にあるように、現在も 34 万人余の人々が避難している。このうち、県内避難者としては宮城県内の避難者が 12 万人超で最も多いが、他県に避難している人も多く、福島県からは 6 万人超の人が他県で住宅等に居住し、避難を続けている²⁴。

さて昨年 3 月の被災後、場所によっては数カ月たっても断水等が元に戻らなかった地区があった模様であるが、総じて各地で徐々にライフラインが復旧し、交通網も少しずつ復旧していった。そうした被災者の避難生活の状況や現地で起こったことを全体としてよりよく把握するためには、限られたデータを離散的に見るよりも、まず大きな出来事を振り返って整理することの方が効果的と考えられる。そこで、本節でも資料編の新聞情報をもとに主だった情報を拾い上げ、本節の末に参考表としてまとめてみた（参考表 3）。以下ではその中から特に主だったものに触れておきたい。

参考表を見て最初に注目されることは、自治体による応急仮設住宅建設への取組みが極めて早かったことである。特に岩手県では、大震災直後の 3 月 19 日には建設着工しており、陸

²³ <http://www.reconstruction.go.jp/topics/120815fukkounogenjou.pdf>

²⁴ 図表 2－8(2)のデータを過去に遡る限り、福島県から他県への避難者は徐々に増えていったように思われる。この点は次節で福島県の人口変化を見る際に、今一度振り返ることとしたい。なお、今なお避難所にいる 200 人余りの人たちについては、福島県双葉町から埼玉県加須市に避難している人たちで、廃校になった元高等学校を避難所として避難生活が続いている。

なお恩田[7]は、福島県災害対策本部の話として、原発事故による被災者は自主避難者を含めて「県内外すべて合わせるとおよそ 15 万人強と見ています」（広報班）と紹介している。

前高田市の場合には4月9日には入居を開始した、とされている。宮城県でも塩釜市で4月28日に入居を開始している。

なお、各県の発表による応急仮設住宅の建設・入居状況や、借上げ住宅の戸数などを見ると、現時点における状況を総括すると以下の通りとなっている（図表2－9、表A、B、C。表Dは全国集計等）。

図表2－9 仮設住宅等の入居状況

A) 岩手県

岩手県では2011年8月11日、13,984戸の仮設住宅を建設し、完了した。（岩手県ホームページの情報による。）

B) 宮城県（仮設住宅の入居状況；平成24年3月30日現在）

	完成戸数	入居戸数	入居者数
合計	22,095	21,609	53,276

（資料出所）宮城県のホームページからデータを拾った。²⁵

C) 福島県（仮設住宅、借上げ住宅等の進捗状況；平成24年8月16日現在）

	仮設住宅				借上げ住宅		借上げ住宅（特例）		公営住宅	
	要請戸数	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数
自罹災住民向け	6,010	5,660	5,294	13,690	659	1,666	8,063	20,342	240	765
計画的避難区域	895	895	818	1671	47	84	1,859	4,602	46	162
避難住民向け	10,708	10,140	8,197	17,368	683	1,792	13,670	32,665	105	346
総計	17,613	16,695	14,309	32,729	1,389	3,542	23,592	57,609	391	1,273

（資料出所）福島県のホームページからデータを拾った。²⁶

（注）同資料によれば、借上げ住宅（特例）とは、「自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置」とのこと。

D) 仮設住宅等の状況

	入居戸数	備考
仮設住宅	48,791戸	岩手、宮城、福島、茨城、千葉、長野、栃木の各県。着工済み戸数は53,169戸（うち完成戸数は53,089戸）＝国交省調べ（平成24年8月1日）
民間住宅（みなし仮設住宅）	67,428戸	全国計。厚労省調べ（同8月6日現在）
公営住宅等	19,359戸	全国計。復興庁調べ（同8月6日現在）

（資料出所）復興庁（図表2－8(1)と同じ）

しかし、特に宮城県南三陸町の中核病院であった、テレビ報道でもよく知られるところとなった志津川病院のように、病院や高齢者施設が被災したケースでは、悲惨な状況や困難な運営が引き続いていった。また、学校関係の被災状況やそれによる児童・生徒の教育環境の問題について、かなり厳しい現状を知らせる新聞報道もあった。改めて今回の巨大津波の破壊

²⁵ <http://www.pref.miyagi.jp/hohuku/23daisinsai/pdf/prefab.pdf>

²⁶ <http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/shinchokujoukyou.pdf>

力のすごさを痛感する次第である。

因みに、図表 2－10 は文部科学省が昨年 10 月末時点で実施した、授業の実施状況や学校施設の被災状況などを調査した調査結果である。周知の通り、東日本大震災の発生後、学校は公立校を中心に住民の第 1 次避難所として利用されるほか、新年度（平成 23 年度）に入るまで遺体安置所として利用されるなど、地域の避難と被害者生活の支援のために重要な役割を果たした。しかし、そのためにうまく授業が再開できない問題などが生じた。また、施設に被害が及んで利用できなくなったものも少なくない模様である。

図表 2－10 被災地域の学校における授業の実施状況等について（平成 23 年 10 月時点）

	震災に伴う休校	他校・他施設を使用	仮設校舎を使用		40人超学級	普通教室の状況			使用できない特別教室等				
			異なる市町村	同一市町村		1 教室 2 クラス授業	体育館等を使用	両方	理科室	家庭科教室	図書室	作業場	その他
小学校	10	61	2	16	13	17	19	7	26	33	13	－	69
中学校	5	31	2	7	5	5	9	0	23	29	16	－	47
中等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	1
高校	0	13	4	8	60	5	4	1	10	9	5	－	40
特別支援	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	1
合計	15	106	8	33	78	30	32	8	59	71	34	0	158
割合(%)	0.7	4.7	0.4	1.4	3.4	1.3	1.4	0.4	2.6	3.1	1.5	0.0	6.9

	体育館の状況		グラウンドの状況		屋外活動の状況				通常の時数を確保した授業		学校給食の状況		
	使用できない	一部が使用できない	使用できない	一部が使用できない	全く実施していない	一部制限して実施	通常通り	その他	通常時数を確保	時数を減じて実施	既に実施	未定	元々給食なし
小学校	71	18	27	43	5	273	1020	1	1293	6	1253	46	0
中学校	43	16	23	22	1	96	532	2	629	2	572	56	3
中等学校	0	0	0	0	0	0	1	－	1	0	0	0	1
高校	6	19	5	22	0	13	233	19	264	1	17	1	247
特別支援	2	1	1	0	0	17	50	0	67	0	58	0	9
合計	122	54	56	87	6	399	1836	22	2254	9	1900	103	260
割合(%)	5.4	2.4	2.5	3.8	0.3	17.5	80.6	1.0	98.9	0.4	83.4	4.5	11.4

（資料出所）文部科学省のホームページ²⁷から、そのまま転載した。ただし最下段の欄（割合）のみ、筆者が合計値を調査対象校の総数（2,278 校）で除して求めた。

²⁷ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/12/1314457.htm

最後に、外国の救援チームや国内の医療チーム、保健師による訪問（大槌町）などの活動は注目したい。わが国でも、阪神・淡路大震災の際の教訓が基本となり、さらにその後、2004年10月に起きた新潟県中越地震の際の経験を振り返ることを通じて、その後、政府によって災害派遣医療チーム（DMA T）の編成が始められるようになったりしている。そうした中での協働による救助支援活動であった。将来に向けて非常に注目される。

参考表3 被害の復旧の状況や被災者の生活への影響等の関連での主な出来事

時期	朝日新聞および日本経済新聞の報道から見た主な出来事（被害と復旧の状況、被災者の生活への影響と国民生活への影響関連）
<u>2011年</u>	
3月11～12日にかけて	福島第1原発で周辺住民5万人以上が避難を始めた。 電気、東北6県で430万戸が停電。東電管内の3県で109万戸が停電。東京、埼玉、神奈川、群馬は復旧した。ガス、仙台など東北地方で44万5千戸、供給ストップ。水道、16都道県で100万戸断水。
3月12、13日の週末	・入試を予定していた多くの大学で、入試が中止となった。 ・大手食品製造、スーパー、コンビニなどが飲料水、食料を被災地に配送。
3月13～14日にかけて	中国、米国、台湾、韓国などから緊急救援隊が到着。
3月14日	東電管内、輪番停電を実施。
3月15日	・仙台空港が早朝から、救援用ヘリに限り24時間離発着が可能となった。 ・東北新幹線が東京-那須塩原間、4日ぶり運転再開。 ・現地避難所の様子、情報が少しずつ入り始める。道路が寸断し、支援物資が行き届いていない地域がかなりあることを新聞が報道。
3月16日	・東北電力管内、輪番停電を実施。 ・上越・長野新幹線はこの日から全面再開。一方、東北本線は上野-黒磯、花巻-盛岡で一部運休。常磐線は上野-取手間、一部運休。取手以北は見合わせ。また、常磐自動車道ではこの日、三郷-水戸間で一般車両の通行止めが解除された。
3月17日	・各国公館がバスを手配して希望者の帰国を支援する動きが続出している旨、新聞報道あり。 ・8カ国の大使館が一時閉鎖を通報してきた。（大阪などへ機能を移転した公館もあり。） ・東北本線、北上-花巻で運転再開。
3月18日	秋田新幹線、盛岡-秋田間で運転再開。
3月19日	・仮設住宅の初の建設がこの日、岩手県陸前高田市と釜石市にて始まった。 ・福島県はこの日、福島県から1万6,286人が避難していると発表（新潟、山形、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉の各県へ）。 ・この日、東電管内の計画停電は見送り。
3月22日	・東北自動車道はこの日より、大型車に限って全線で通行可能に。 ・東北新幹線、盛岡-新青森間の運転を再開。 ・総務省はこの日、東北の27選挙の延期を決定した旨、発表。
3月24日	東北自動車道と磐越自動車道の交通規制は全面解除。一方、常磐道 いわき中央IC-常磐富岡IC間は依然全面通行止め。
3月28日	ピーク時には32カ国が一時閉館・関西移転などしていた各国公館は、この日、16カ国が東京での業務を再開。一方でドイツ、スイスなど13カ国では一時閉鎖の方針を変えず。
3月30日	一般車両が通行規制されていた三陸自動車道がこの日、全面通行可能となった。（残るは原発避難地域の常磐道 いわき中央-常磐富岡のみ。）
3月30日までに	・首都圏の大学は入学式を中止または延期して、授業開始も延期するところが相次いでいる。 ・134カ国・地域と39の国際機関から支援表明があった。また29カ国・地域・国際機関から毛布17万枚、飲料水400トン以上が日本に届いた。
3月31日	石巻赤十字病院などの調査により、津波に襲われた宮城県の石巻、東松島市と女川町にある避難所のうち約4割では、トイレの汚物処理が十分にできず、衛生状態が悪化していることが、この日わかった。
4月7日	4/7 午後11時半過ぎ、宮城県沖を震源とする地震（M7.4）があり、震度6強を観測。3月11日以降で最大規模の余震。岩手、宮城を中心に東北4県でけが人が多数出ている。また、

4 月 9 日	青森、岩手、山形、秋田で全域が停電。宮城でも一部が停電。(約 304 万戸が停電。)
4 月 12 日	岩手県陸前高田市でこの日、仮設住宅への入居が始まった。被災地では初。
4 月 13 日	この日、東北新幹線的那須塩原-福島間の運転を再開した。また在来線でも、福島-仙台間で中継列車「新幹線リレー号」が運転を開始。東京と仙台を結ぶ鉄路が 1 ヶ月ぶり戻った。
4 月 18 日	・仙台空港でこの日、旅客便の運行が一部再開された。 ・東北新幹線の新青森-盛岡間がこの日、運転を再開した。
4 月下旬	宮城県南三陸町の中核病院である公立志津川病院がこの日、避難所の総合体育館敷地内の仮設プレハブで診療を全面的に再開、内科や外科など 9 診療科で順次受診できるようになった。 (同病院は 3/11 の津波で 5 階建ての 4 階まで浸水、入院患者や職員ら約 300 人のうち約 70 人が津波にのまれた。)
4 月 23 日	・岩手県は、大震災の被災者向け仮設住宅に、お年寄りのサポート機能を持たせた集会所を建設する方針を決めた。 ・福島県内では、福島第 1 原発事故で避難と屋内退避が指示された半径 30 キロ圏内にある 11 市町村の小中学校 52 校、高校 8 校の計 60 校で再開の見通しが立っていない。
4 月 28 日	・大震災で甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島 3 県の沿岸部で、震災から 1 ヶ月以上たった今も、外来や手術、入院などの診療を制限している病院が 43%に上っていることがわかった。入院機能(病院ベース)も 74%までしか回復していない。(朝日新聞社の取材情報)
4 月 29 日	津波で市街地が壊滅した岩手県大槌町でこの日、全国から集まった保健師による全戸訪問が始まった。5/8 まで。全国の保健師による大がかりな支援は 1995 年の阪神大震災以来。
5 月 10 日	宮城県塩釜市でこの日、県内では初めてとなる仮設住宅への入居が始まった。 東北新幹線がこの日、東京-新青森の全線で復旧した。震災から 49 日ぶり。
5 月中旬	・東電福島第 1 原発から半径 20 キロ以内の「警戒区域」に住んでいた人たちの一時帰宅がこの日、始まった。第 1 陣は福島県川内村の 54 世帯、計 92 人が対象となった。 ・津波で被災した岩手県陸前高田市でこの日、2 カ月ぶりに一部の水道が復旧した。市内の約 3,500 世帯が断水したままだった。
5 月 15 日	大震災の巨大津波で、宮城県内 7 下水処理場のうち 3 カ所が深刻な被害を受け、完全復旧には 2 年かかる見込み、との新聞報道あり。(現在は応急処置として、汚水に塩素を混ぜて川や海に放流している。)
5 月 19 日	東電福島第 1 原発の事故で「計画的避難区域」に指定された福島県の 5 市町村のうち、飯館村と川俣町でこの日、自治体が用意した施設への住民の避難が始まった(約 3 千世帯、約 1 万人)。一方、福島県浪江町、南相馬市、葛尾村では、既に避難対象の住民の多くが避難しているため、一斉避難は行わず、残る住民には自主避難を要請している。
5 月下旬	JR 石巻線がこの日、不通になっていた一部区間で運転を再開し、宮城県の仙台市と石巻市中心部が震災後、初めて鉄道で結ばれた。
5 月末までに	大震災で壊滅的被害が出た岩手県陸前高田市の集落(広田 9 区。住民約 400 人)で、有事に備えて区長が 7 年がかりで作成した住民全員の名簿が、避難や安否確認の際に威力を発揮した旨の新聞報道あり。
6 月 1 日	福島県の飯館村と川俣町の避難が計画通り進んでいない旨の新聞報道あり。政府は避難完了を 5 月末としてきたが、町では当初から間に合わないとしており、現在 2~3 割の住民が区域内に残っている。避難先の確保の遅れが原因。
6 月上旬	・文科省の集計によって、大震災で被災し、別の学校や幼稚園に通い始めた児童・生徒らが 5/1 現在で 2 万 1,769 人に上ることが 5/31 わかった。このうち岩手、宮城、福島 3 県から他の都道府県に移った子は 1 万 1,729 人(福島が 9,998 人、宮城が 1,494 人、岩手が 237 人)。最も多くを受け入れているのは埼玉県(1,311 人)で新潟県(1,205 人)が次いだ。 ・宮城県南三陸町はこの日、公立志津川病院を隣接する登米市の空き病棟に移転した。医療提供の改善を図るため。被災地で公立病院が運営自治体の外に移るのは初めて。
7 月初め	宮城県南三陸町では震災から 3 か月近くたった今も水道が使えない、との新聞報道あり。復旧率はわずか 1 %。山あいを流れる新井田川の上流で昼間、女性たちが集まって洗濯物や食器を洗っていると報道。 ・大震災から 3 ヶ月半の間に、岩手、宮城、福島 3 県の市町村の災害ボランティアセンターを通じて活動したボランティアは、延べ約 48 万 3 千人で、阪神大震災の約 4 割に止まっている。全国社会福祉協議会のまとめ。阪神大震災の時には、これと同じ時期、約 117 万人が活動していた。 ・全国から大震災被災地に医療支援で入っていた医療支援チームが続々撤退している、との新聞報道あり。宮城県内ではピーク時で 120 チームが活動していたが、7 月上旬には 12~13 チームに減少、岩手県でも最大 58 チームであったのが 7 月上旬、陸前高田市などの 3 チー

7 月 25 日	ムを残して撤退した。
8 月 1 日	仙台空港ではこの日、国内定期便の運航が再開した。
8 月上旬	大震災で日赤と中央共同募金会に寄せられた義援金が 7 月末時点で約 3,072 億円に達したことがこの日、厚労省のまとめでわかった。阪神大震災の時の 3 倍を超えた。ただし自治体レベルの処理が遅れ、被災者への配分は 4 割に止まっている。
8 月中旬までに	国交省によると、大震災で被害の大きかった岩手、宮城、福島 3 県の下水処理場 145 カ所のうち、8 割以上に当たる 120 カ所が揺れや津波で一時、使えなくなった。既に 95 カ所はほぼ通常の機能を取り戻し、13 カ所は仮復旧し、殺菌などを行えるようになった。
8 月 28 日	大震災の被災地で、復旧作業のボランティアの受入れ窓口であった各地の災害ボランティアセンターが、8 月に入り相次いで閉鎖し始めた。人手の必要ながれき除去の需要が減ったため。
8 月 31 日	岩手県大槌町でこの日、約 4 ヶ月遅れで町長選が投開票された。町選管によると投票率は 73.4%。また仙台市議会選挙もこの日、投開票された。投票率は 40.03%で過去最低。
9 月上旬	・防衛省はこの日、自衛隊による東日本大震災の災害救援活動を終了させた。(福島県に派遣している隊員のうち、入浴支援と放射性物質の除染にあたる 100 人前後を除き撤収する。)・岩手県山田町の避難所がこの日閉鎖され、岩手県内の避難所がほぼ解消される。一方、福島県では、県の 8/29 時点のまとめによると、1 次避難所 18 カ所で 644 人、2 次避難所 347 カ所で 5,594 人が避難生活を続けている。また宮城県では、14 市町の計 133 カ所で 3,675 人が避難所に暮らしている。
9 月 11 日	福島県相馬市で、大震災の被災者の臨時雇用で新しい取り組みが始められた旨の新聞報道あり。市内の仮設住宅を回って野菜や生活用品を販売したり、一人暮らしの高齢者の話し相手となったりする業務。自らの生活再建とコミュニティ形成につながるモデルとして、期待されている。
9 月 19 日	延期されていた岩手県知事選挙がこの日投票・即日開票された。投票率は過去最低の 59.92% (前回は 68.53%)。同日選挙となった県議会選挙や陸前高田、釜石の両市議会選挙、山田町議会選挙も投開票され、延期されていた同県内の統一地方選はすべて終わった。
9 月 30 日	福島第 1 原発から半径 20 キロメートル圏内の警戒区域への 2 巡目の一時帰宅がこの日、始まった。初日は福島県川内村で 92 世帯 227 人が参加。初めて自家用車の利用が認められた。
10 月 1 日	政府はこの日の原子力災害対策本部で、東電福島第 1 原発から半径 20～30 キロ圏の緊急時避難準備区域を一斉に解除することを決めた。原発事故に伴う避難区域の解除は初めて。区域内の人口 5 万 8 千人のうち、約 2 万 6 千人が域外に避難している。
10 月 3 日	東電福島第 1 原発事故による緊急時避難準備区域の指定が解除された福島県南相馬市でこの日、仮設住宅の建設が始まった。緊急時避難準備区域の指定が解除された地域で仮設住宅が建設されるのは初めて。
10 月 13 日	JR 東日本はこの日、運休している常磐線の区間のうち、久ノ浜 (福島県いわき市) — 広野 (同広野町) 間 8.4 キロを 10/10 に運転再開すると発表した。広野町は 9/30 に緊急時避難準備区域が解除された。
11 月 6 日	文科省はこの日、大震災の影響で転校するなどした小中高校生や幼稚園児が 9/1 現在で 2 万 5,751 人に上ると発表した。このうち福島県が約 7 割の 1 万 8,368 人を占める。
11 月上旬	宮城県女川町で全国初の 3 階建ての仮設住宅が完成し、この日入居が始まった。(これで宮城県内 15 市町の仮設住宅は、当初計画した約 2 万 2 千戸がすべて完成。)・仮設住宅で暮らす被災者が直面する様々な課題の解消に向けて、自治体では支援態勢の拡充を急ぎ進めている旨の新聞報道あり。岩手県は仮設住宅を巡回する「生活支援相談員」を 6 月時点の 118 人から 10 月までに 142 人に増員、今年度中に約 200 人まで増やす計画。宮城県は研修を行い、相談員の質の向上に取り組む計画。
11 月 19 日	・東電福島第 1 原発の事故で、福島県西部の会津地方などに避難した原発周辺の住民らが、故郷に近いいわき市に移る動きが加速しており、各自治体も続々と同市に出張所を開設した旨の新聞報道あり。
11 月 20 日	大震災後、福島空港は国際線の運航が止まっていたがこの日、台湾からのチャーター機が到着した。事故後、初めての国際便。
11 月末	福島県で延期されていた県議選と同県大熊町長選、8 市町村議選が、この日投開票された。県議選の投票率は 47.51% (前回 2007 年、56.99%) で過去最低を更新した。
12 月 4 日	福島県から県外に避難している人の数が 6 万人を突破した。8 月中旬に 5 万人を超えていたが、それから 3 ヶ月で約 9 千人増えた。
	大震災で壊滅的な被害を受けた岩手県野田村でこの日、一部の世帯が村の計画する高台への集団移転に正式合意した。被災地の高台・内陸移転で住民と自治体の正式合意は初めて。

12 月 12 日	宮城県石巻市はこの日、避難所の閉鎖後（10/11）も住宅が確保できなかった人のために市内 4 ヲ所に設けていた「待機所」をすべて閉鎖した。
12 月 23 日	津波で跡形もなく流された岩手県釜石市の名物飲み屋街「呑兵衛横丁」がこの日、JR 釜石駅近くの仮設店舗として再開する。全国からの支援で資金難を克服した。
12 月 26 日	防衛省はこの日、東日本大震災の災害救助で派遣されている自衛隊員を全面的に撤収させることを決めた。岩手、宮城、福島など 7 道県から災害派遣の要請を受けて、9 ヲ月余りで延べ約 1,066 万人、ピーク時には 1 日約 10 万 7 千人の隊員が派遣された。この間に約 1 万 9 千人の人命を救助、約 500 万食の給食供給や約 109 万人の入浴支援などにあたった。
12 月 28 日	福島県南相馬市と会津若松市はこの日、それぞれ 1 ヲ所ずつ残っていた県内最後の 1 次避難所を閉鎖した。これで東北 3 県の 1 次避難所はすべてなくなった。
2012 年	
1 月中旬	大震災から約 10 ヲ月で、東北の被災 3 県で活動するボランティアの人数が、ピーク時（昨年 5 月の大型連休の時の 1 日 1 万人以上）の 10 分の 1 まで減少している（12/18 以降、1 千人を割った）ことが全国社会福祉協議会のまとめでわかった。
1 月 29 日	東電福島第 1 原発事故で立ち入りが禁止されている警戒区域への住民の 3 巡目の一時帰宅がこの日、始まった。今回から、事前に申請すれば墓参りなど自宅以外への立寄りのほか、家屋修理などのための業者の同行が可能となった。この日は積雪の中、福島県田村市の 90 世帯 196 人が参加した。
1 月 31 日	ほぼ村ごと避難している福島県川内村の村長は、この日「帰村宣言」をした。4/1 から役場や小中学校などの公共施設を元の場所で再開する。原発事故で役場ごと避難した県内 9 町村の中で、時期を明示して帰還を表明したのは川内村が初めて。昨年 9 月、村の約 3 分の 2 を占めた緊急時避難準備区域が解除されたが、戻ったのは約 200 人。大半は 26 都道府県で避難生活を続けている。
2 月 21 日	環境省はこの日、被災 3 県のがれき 2,253 万トンのうち、埋め立てやリサイクルなど最終処理が済んだのは 118 万トン（全体の 5 %）に止まることを明らかにした。同省ががれきの最終処理状況を公表したのは初めて。全国の自治体で、がれき受入れが進んでいるのは東京都と山形県だけ。今月、秋田県が岩手県からのがれきを受け入れる協定を結んだ。静岡県島田市でも試験焼却が始まった。
2 月 23 日	福島県では、東日本大震災に伴う県内の 2 次避難所も解消し避難所がすべて解消されたと、この日発表した。これで被災 3 県の避難所はすべて解消した。
3 月 1 日	役場機能を町外に移していた福島県広野町がこの日、元の役場で業務を再開した。役場ごと避難した 9 町村の中で初の帰還。
3 月 26 日	役所ごと村外へ避難していた福島県川内村がこの日、元の役場で業務再開した。広野町に続き 2 番目。4/1 には村の警戒区域が解除されて新たな区域に再編される見通しで、小中学校や診療所も 4/2 に再開する。

（注）本表は資料編に取りまとめた新聞情報（朝日新聞および日本経済新聞の記事を引用して作成したもの）をもとに作成した。表全体をコンパクトにするため、筆者が文章をまとめ直したものもある。該当情報の出典新聞および原文については、日付を参考にして資料編でご確認頂きたい。

第 5 節 人口変化（減少）の状況

これまで巨大津波による被害の状況、そして避難の動きを見てきたが、こうした動きを別の角度から捕捉する目的で、岩手県、宮城県、福島県の被災 3 県について、この 1 年間の人口の変化を調べてみた。また、巨大津波の被害や放射能汚染からの避難との関連性を意識して、人口減少率の高い市町村も併せて調べてみた。

以下に見るように、各県の統計調査が、県によって基準としている 1 年間の期間（起算月）が若干異なるため、データを比較する際には注意が必要であるが、人口変化のおおよその規模としては、岩手県では県全体で 1 万 7 千人余りの減少、宮城県では 2 万 2 千人余りの減少、そして福島県では 4 万 4 千人余りの減少となっている。人口の変化は、津波による死亡災害と政府の避難指示等に基づく他県への避難だけでなく、人口の趨勢的な推移（長期的減少）

も背景要因として含むため、後者の趨勢的な減少規模が正確に推計されない以上、上のデータ結果からだけでは、ただちに確たる判断をすることはできない。しかし下の脚注にまとめたように²⁸、おおよその傾向値として分析する限りでは、岩手県と宮城県については、死亡災害数と避難者数でおおよそ説明がつく。一方、福島県については、人口変化の統計データよりも死亡災害数と避難者数の合算値の方がかなり多くなっている。

福島県の人口変化に関しては、住民票の移転の届け出をしていない避難者が多い可能性が考えられるが、これに加えて前節の脚注 24 でも言及したように、この 1 年間を通じて、他県への避難者は増加をし続けた模様である。統計実施時点の後、避難者数がかなり大幅に増えた可能性は指摘しておきたい。

次に各県ごとに、人口の減少数と減少率の高い市町村を挙げてみた。人口減少数は元々の人口規模の影響を受けるため、以下では主として減少率で見てみる。

まず県全体で見ると、岩手県が 1.31% 減少、宮城県が 0.98% 減少となっており、この 2 県では人口の減少率がかなり高くなっている。これに対して、福島県では 0.02% 減少とほとんど減少していなかった。

ついで市町村別に減少率を見ると、宮城県では女川町（18.06%）、山元町（14.25%）、南三陸町（13.27%）などで非常に高く、岩手県では大槌町（16.99%）、陸前高田市（13.08%）、山田町（9.21%）などが非常に高くなっている。石巻市（6.55%）や気仙沼市（6.10%）、東松島市（5.82%）、岩手県釜石市（5.82%）などでも、かなり高い減少率となっている。これらは比較対照データに見られるように、いずれも死者・行方不明者数が大きい市町村である。人口減少率が高いのは津波による死亡被害によるものと見ることができる。

これに比べて福島県の場合には、上記のように県全体でほとんど減少していない中で、自治体別には、富岡町（7.30%）、浪江町（7.23%）、双葉町（7.13%）などで、かなり高い減少率となっている。さらに特徴的なことは、3% 以上の減少率の市町村を数え上げると 12 市町村に達する²⁹。つまり岩手・宮城両県に比べて、減少率が極めて高い市町村は余り多くなかった代わりに、一定以上の率で人口が減少した市町村の数が広範囲にわたっているところに特徴が見られる。ここで名前が挙げた 12 市町村は、南相馬市を除いて津波の影響が大きかった地区は含まれていない。いずれも原子力事故の影響を受けて避難を余儀なくされた地域と見ることができる。

²⁸ 過去の年報を見る限り、岩手県の人口は、ここ数年は年間 1 万人程度の減少が続いていたが、その中で 2011 年は 1 万 7 千人の減少となった。この減少幅の増加分については、今回の大震災で、岩手県では前述の通り、死者・行方不明者 6 千人、避難者 2 千人弱が生じていることで、おおよその説明がつくように思われた。宮城県については、ここ数年、人口はほぼ横ばいで、あっても数千規模の減少に過ぎない。その中で 2011 年は 2 万 2 千人余りの減少となった。これについて、死者・行方不明者が 1 万 1 千人、避難者が 8 千人強という実態は、同じくこの間の人口の減少をおおよそ説明するものと感じられる。これに対して福島県については、以下に見るように県自らが人口に関して分析しており、過去の趨勢から推計される人口の減少幅だけでは説明し切れない人口の減少は、2 万 8 千人余りであるとしている。これに対して、死者・行方不明者 2 千人弱、避難者 6 万人前後との実態のデータは、2 万 8 千人よりも量的にかなり多い。

²⁹ 図表 2-14(2)に掲載した 10 市町村のほかに飯舘村（▲3.10%）と葛尾村（▲3.01%）が含まれる。

図表 2－11 岩手県内の市町村別人口減少の状況

(1) 推計人口が千人以上減少した市町村（単位：人）

県全体	▲ 17,391	(参考) 対照数値
陸前高田市	▲ 3,048	1,781
大槌町	▲ 2,595	1,278
釜石市	▲ 2,303	1,044
山田町	▲ 1,714	757
大船渡市	▲ 1,640	421
宮古市	▲ 1,478	517

(2) 推計人口の減少率の高い市町村（上位 10 市町村）（単位：％）

県全体	▲ 1.31
大槌町	▲ 16.99
陸前高田市	▲ 13.08
山田町	▲ 9.21
釜石市	▲ 5.82
大船渡市	▲ 4.03
野田村	▲ 4.02
西和賀町	▲ 2.61
田野畑村	▲ 2.50
宮古市	▲ 2.49
普代村	▲ 2.36

（資料出所）人口データは(1)、(2)とも岩手県「毎月人口推計」（岩手県のホームページから入手）

参考対照数値は岩手県総務部総合防災室「人的被害・建物被害状況一覧」（2012 年 6 月 27 日現在）

（注） 1．平成 22 年 10 月 1 日から 23 年 10 月 1 日までの 1 年間における増減数。

2．参考対照数値は、震災による死亡と行方不明者の数を筆者が合計したもの。また減少率は 22 年 10 月 1 日における人口に対するものとして、筆者が計算したもの。

図表 2-12 宮城県の人口増減の構造

	前月からの自然増			社会増			(参考) 過去 1 年間の累計値
		出生	死亡		転入	転出	
2010. 11	▲ 212	1,550	1,762	522	8,209	7,687	▲ 3,316
12	▲ 306	1,626	1,932	321	7,116	6,795	▲ 3,342
2011. 1	▲ 339	1,550	1,889	236	6,700	6,464	▲ 3,338
2	▲ 769	1,611	2,380	63	6,000	5,937	▲ 3,670
3	▲ 356	1,476	1,832	▲ 472	6,494	6,966	▲ 3,738
4	▲ 5,718	1,381	7,099	▲ 7,073	11,060	18,133	▲ 11,052
5	▲ 3,743	1,450	5,193	▲ 5,736	20,353	26,089	▲ 24,532
6	▲ 1,094	1,704	2,798	324	16,678	16,354	▲ 25,311
7	▲ 1,113	1,566	1,679	▲ 302	10,969	11,271	▲ 25,051
8	▲ 984	1,504	1,488	491	10,568	10,077	▲ 24,430
9	▲ 435	1,693	2,128	1,842	10,831	8,989	▲ 23,177
10	▲ 277	1,568	1,845	189	8,460	8,271	▲ 22,941
11	▲ 377	1,550	1,927	1,143	8,896	7,753	▲ 22,485
12	▲ 323	1,524	1,847	825	7,759	6,934	▲ 21,998
2012. 1	▲ 747	1,147	1,894	466	6,913	6,447	▲ 22,176
2	▲ 720	1,589	2,309	438	6,467	6,029	▲ 21,752
3	▲ 565	1,512	2,077	510	7,599	7,089	▲ 20,979
4	▲ 511	1,509	2,020	▲ 7,080	17,218	24,298	▲ 15,779
5	▲ 405	1,352	1,757	6,596	20,571	13,975	▲ 109

(資料出所) 宮城県市町村別推計人口 (月報) (宮城県のホームページから入手)

(注) なお参考データは、筆者が計算した、宮城県が発表している自然増と社会増の各月の合計の過去 1 年分の累計値である。2010 年 10 月に国勢調査が実施された関係で、県が発表している人口の対前年同月差のデータには、当面、一部に不連続が生じていると考えられることから、その参考数値として計算したもの。

図表 2-13 宮城県内の市町村別人口減少の状況

(1) 推計人口が千人以上減少した市町村 (単位: 人)

県全体	▲ 22,979	(参考) 対照数値
石巻市	▲ 10,508	3,927
気仙沼市	▲ 4,461	1,465
東松島市	▲ 2,494	1,158
山元町	▲ 2,367	715
南三陸町	▲ 2,306	857
女川町	▲ 1,794	922
多賀城市	▲ 1,381	213
亘理町	▲ 1,369	274
名取市	▲ 1,342	995

(2) 推計人口の減少率の高い市町村 (上位 10 市町村) (単位: %)

県全体	▲ 0.98
女川町	▲ 18.06
山元町	▲ 14.25
南三陸町	▲ 13.27
石巻市	▲ 6.55
気仙沼市	▲ 6.10
東松島市	▲ 5.82
亘理町	▲ 3.93
七ヶ浜町	▲ 3.20
七ヶ宿町	▲ 3.13
多賀城市	▲ 2.19

(資料出所) 人口データは(1)、(2)とも宮城県市町村別推計人口 (月報) (宮城県のホームページから入手)

参考対照数値は宮城県「被害状況一覧」(2012 年 5 月 31 日現在)

(注) 1. 平成 23 年 3 月 1 日から 24 年 3 月 1 日までの 1 年間における増減数。

2. 参考対照数値は、震災による死亡と行方不明者の数を筆者が合計したもの。また減少率は 23 年 3 月 1 日における人口に対するものとして、筆者が計算した。

図表 2-14 福島県内の市町村別人口減少の状況

(1) 推計人口が千人以上減少した市町村（単位：人）

県全体	▲ 44,147	(参考) 対照数値	うち死亡・ 行方不明
いわき市	▲ 8,568	347	347
郡山市	▲ 7,516	1	1
福島市	▲ 5,584	3	3
南相馬市	▲ 4,687	1,124	939
浪江町	▲ 1,509	322	321
伊達市	▲ 1,295	0	0
相馬市	▲ 1,286	469	469
二本松市	▲ 1,285	0	0
富岡町	▲ 1,166	5,505	123
須賀川市	▲ 1,092	11	11

(2) 推計人口の減少率の高い市町村（上位 10 市町村）（単位：％）

県全体	▲ 0.02
富岡町	▲ 7.30
浪江町	▲ 7.23
双葉町	▲ 7.13
南相馬市	▲ 6.61
大熊町	▲ 4.85
川内村	▲ 4.25
檜葉町	▲ 4.25
広野町	▲ 4.24
新地町	▲ 3.82
相馬市	▲ 3.41

（資料出所）人口データは(1)、(2)とも福島県「福島県現住人口調査年報平成 23 年版」（福島県のホームページから入手）

参考対照数値は福島県「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報」（2012 年 7 月 3 日現在）

（注） 1. 平成 23 年 1 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの 1 年間における増減数。

2. 参考対照数値は、震災による死亡と行方不明者の合計値、ならびに避難指示および自主避難数の合計値を筆者が合算したもの。（なおこれ以外に、ここに表示されていないものとして、県外への避難者が 6 万人強存在する。）

3. 減少率は 23 年 1 月 1 日における人口に対するものとして、筆者が計算した。

図表 2-15 福島県の人口増減にもたらした大震災等の要因（福島県推計）

	人口増減 総計	自然増			社会増		
		増減	出生数	死亡数	増減	転入者数	転出者数
実績値	▲ 41,410	▲ 8,952	12,721	21,673	▲ 32,458	46,508	78,966
推計値 (通常要因)	▲ 12,438	▲ 5,411	13,129	18,540	▲ 7,027	49,210	56,237
推計値との差 (大震災等の 要因)	▲ 28,972	▲ 3,541	▲ 408	3,133	▲ 25,431	▲ 2,702	22,729

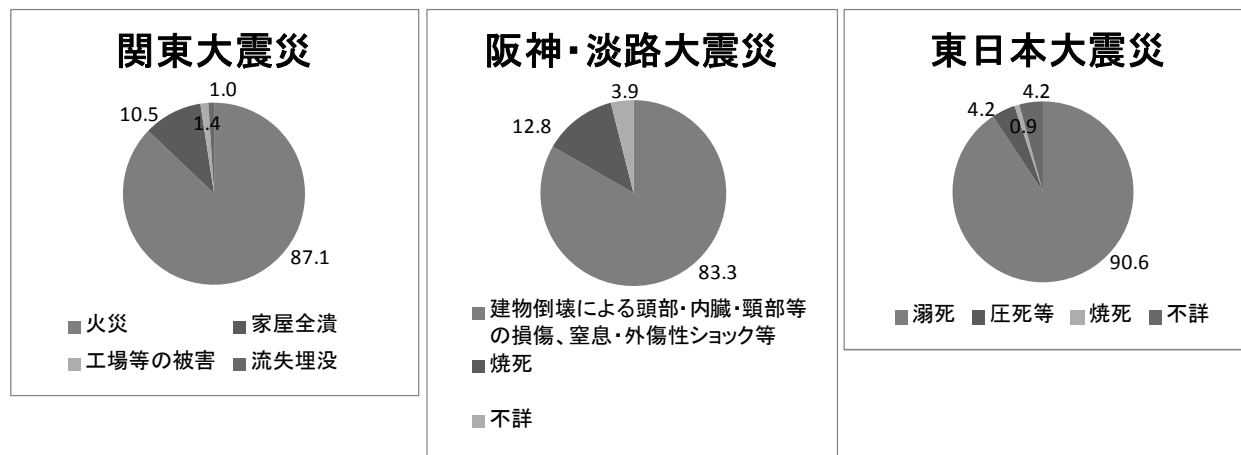
（資料出所）福島県企画調整部統計調査課編『福島県の推計人口』（福島県のホームページから入手）からそのまま抜粋した。

（注） 1. 平成 23 年 3 月から同 12 月までの人口変化（総計 41,410 人の減少）の背景を分析したもの。

2. 福島県による当該分析は、過去の人口データから推計される「推計値（通常要因）」を「実績値」から差し引いて求めた「推計値との差」の大きさを見ることにより、大震災等の要因による変動分を推計したものと考えられる。大震災により、死亡者数の増大ばかりでなく、通常よりも出生数が減少し、また転出者が増える一方、転入者が少なくなったことが描き出されている。

○第2章の関連情報

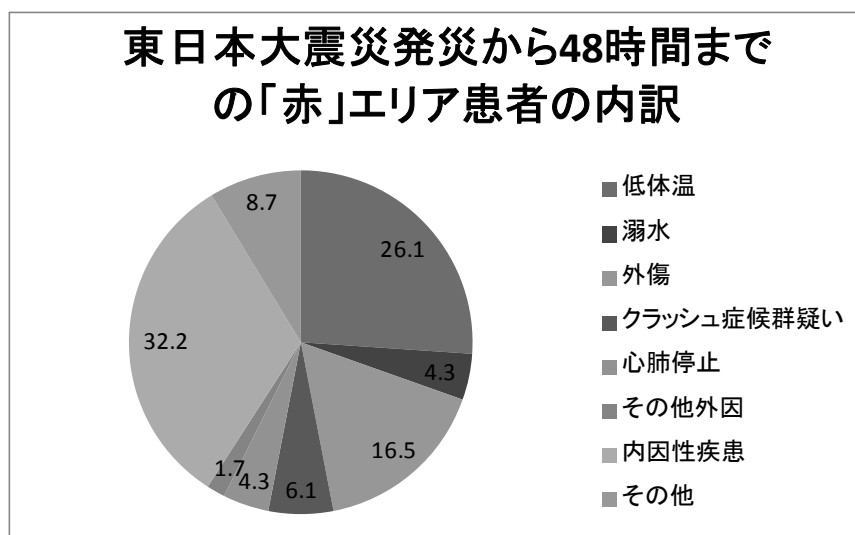
【その1】 関東大震災、阪神・淡路大震災と東日本大震災の死因比較



(資料出所) 関東大震災及び阪神・淡路大震災の死因については、復興庁ホームページに掲載されている、東日本大震災復興対策本部(第1回)に提出された内閣府の資料のデータをそのまま転載した。その出典については、同資料に基づきそれぞれ以下の通り。東日本大震災については、警察庁『平成23年回顧と展望—東日本大震災と警察—』(平成24年3月)³⁰に依った。

1. 関東大震災：日本地震工学会『『日本地震工学会論文集 Vol. No.4 September2004』、関東地震(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定、諸井孝文・武村雅之」
2. 阪神・淡路大震災：「神戸市内における検死統計」(兵庫県監察医、平成7年)

【その2】 震災直後の石巻赤十字病院における急性期重症患者の症状の内訳



(資料出所) 石井[5]P26をそのまま転載した。

(注) 表題中、「赤エリア」とは同書(PP12~13)によれば、石巻赤十字病院の院内災害対策マニュアルに定められている、災害時に多数の負傷者が出た際に、負傷者を緊急性や重症度によって治療の優先度を決定し、区分する(トリアージ)区分けの一つで、全部で赤、黄、緑、黒があるが、そのうち赤は出血多量や起動閉塞など生命の危険が迫っており、緊急治療が施されれば助かる見込みがある患者のこと。

³⁰ 警察庁のホームページ <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/pdf/ALL.pdf> から。

第3章 東日本大震災による経済活動と労働経済面への影響（統計分析を中心に）

第1節 概況

東日本大震災は、東北地方の生産活動と雇用に極めて大きな被害をもたらすとともに、特に自動車部品メーカー等の操業停止は日本経済の基幹産業³¹と世界市場に大きな供給ショックをもたらし、2011年3月の鉱工業生産指数は前月比16.2%減少と戦後最大の減少幅を記録した。また、わが国の輸出構造が近年、生産財、資本財のウエイトが高まりつつある中で、自動車（最終需要財）とその関連部品生産の停止は、わが国の輸出にも大きな影響を及ぼした。3月の輸出額は1年半ぶりに前年同月比マイナスとなり、それ以降、8月分が前年比プラスに回復するまで、輸出は5カ月間、前年比マイナスが続いた（図表3-1）。

こうした事態に対して、多くの企業は迅速に部品調達先の確保を図った。しかし産業界全体としては、単にそうした生産代替につながる対応を進めただけではなかった。自動車業界において、大手企業が部品メーカーを共同で生産支援した例などは典型的な事例と言えるが、

図表3-1 関連する経済指標の動き

	鉱工業生産指数	実質GDP (対前期比)	貿易収支(億円)		販売電力(対前年比)		日経平均 株価(月末 終値)	円相場 (東京インター バンク中心 相場、月中 平均)	日銀短観		企業倒産 件数(対 前年 比;%)	完全失業率(%)		有効求人 倍率
			輸出 (前年 比;%)	輸入 (前年 比;%)	全国	東京電力 管内			業況判断 DI、大企 業製造業	雇用判断 DI、大企 業		全国	東北	
2011.1	97.4		▲3994	2.89	3.0	1.5	10,237.92	82.63			2.85	4.9		0.64
2	98.5		7203	9.71	4.6	3.0	10,624.09	82.53			▲8.49	4.7		0.66
3	82.5	▲2.0	2368	▲1.36	▲1.4	▲5.9	9,755.10	81.79	6	4	▲9.32	4.7	5.4(0.1)	0.65
4	84.5		▲4120	▲12.66	▲6.5	▲13.8	9,849.74	83.35			▲0.62	4.7		0.56
5	89.4		▲7713	▲9.78	▲6.5	▲11.9	9,693.73	81.23			9.67	4.6		0.54
6	92.8	▲0.5	1299	▲1.02	▲5.1	▲10.4	9,816.09	80.51	▲9	7	▲5.53	4.7	6.3(0.6)	0.56
7	93.8		1418	▲2.26	▲5.0	▲11.0	9,833.03	79.47			5.12	4.7		0.60
8	94.6		▲6903	4.15	▲11.3	▲16.8	8,955.20	77.22			0.52	4.4		0.65
9	92.8	1.8	3723	3.01	▲11.4	▲16.5	8,700.29	76.84	2	4	▲10.18	4.2	5.3(-0.3)	0.70
10	94.5		▲2089	▲2.74	▲6.3	▲10.6	8,988.39	76.77			▲5.63	4.4		0.72
11	92.9		▲5889	▲3.06	▲5.4	▲7.7	8,434.61	77.54			3.85	4.5		0.76
12	95	0.1	▲1468	▲6.95	▲3.5	▲4.8	8,455.35	77.85	▲4	4	▲8.85	4.5	4.6(-1.0)	0.77
2012.1	95.9		▲13897	▲8.49	▲3.7	▲2.4	8,802.51	76.97			▲2.56	4.6		0.78
2	94.4		953	▲1.95	▲1.4	▲2.9	9,723.24	78.45			10.41	4.5		0.81
3	95.6	1.3	▲12	7.29	6.1	8.8	10,083.56	82.43	▲4	3	▲0.10	4.5	5.0(-0.5)	0.79
4	95.4		▲4639	11.10	1.0	2.8	9,520.89	81.49			▲7.53	4.6		0.72
5	92.2		▲8482	11.29	1.8	5.1	8,542.73	79.70			5.08	4.4		0.71
6	92.6	0.3	1120	▲1.52	▲0.2	2.0	9,006.78	79.32	▲1	3	▲12.59	4.3	4.8(-1.4)	0.73

（資料出所）経済産業省「鉱工業指数」、内閣府「四半期別GDP速報」、日本銀行「国際収支統計」「外国為替市況」「短期経済観測調査」、電気事業連合会「電力需要実績」、帝国データバンク「倒産集計」、総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1. 日銀短観と東北の完全失業率はいずれも四半期別データ。
2. 完全失業率の欄中、斜体数値は震災の影響で全体の集計値がないことを示す。また全国と東北は季節調整値、東北の欄の括弧内は原数値の対前年同期差（単位：ポイント）である。

³¹ 特に自動車製造業においては、2011年年央以降のタイのバンコク郊外の工業団地等における洪水被害も非常に大きく影響して、各社とも連結ベースで同年前半から年末にかけて、大幅な生産減と減収減益となった。

図表 3－2 政府の「月例経済報告」における景気と生産の判断

	景気	生産
2011 年 3 月	景気は持ち直しているが、自律性は弱く、東北地方太平洋沖地震の影響が懸念される。	生産は持ち直したものの、東北地方太平洋沖地震の影響が懸念される。
4 月	景気は持ち直していたが、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。	生産は持ち直していたものの、東日本大震災の影響により、このところ生産活動が低下している。
5 月	景気は東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。	生産は東日本大震災の影響により、このところ生産活動が低下している。
6 月	景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられる。	生産は東日本大震災の影響により減少していたが、上向きの動きがみられる。
7 月	(前月と同文)	(前月と同文)
8 月	景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。	生産はサプライチェーンの立て直しにより、持ち直している。
9 月	(前月と同文)	(前月と同文)
10 月	景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。	生産は持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」

他の業界でも東北地域で被災した関連企業に対する支援の動きは多く見られたところであり、3、4月にかけて戦後最大の減少幅となった生産も、6月頃までにはかなり上向いてきていた。そして8～9月頃までには、生産を中心に日本経済は全体として、震災前のおよそ8～9割の水準まで持ち直してきていたものと思われる³² (図表 3－2)。

かくして日本経済は、以下に述べる東北域内の厳しい状況を別にすれば、8～9月頃までには、東日本大震災の影響からはおおそ復旧・回復した。同年秋口より年末にかけて、わが国の経済は回復テンポが弱まっていくが³³、これはむしろ欧州の一部加盟国の債務危機問題が発生し、これに端を発したユーロ安を背景とした歴史的円高が生じたこと、そしてその影響から、成長を続ける新興国³⁴を含め、世界経済全体の成長率が大きく減速したことによるものである。

次に企業倒産のデータを見てみよう。今回の東日本大震災では多くの企業が津波で壊滅的な被害を受け、また原子力事故の後、避難を余儀なくされ、生産停止に追い込まれた企業がある。こうした企業の中には復旧・復興は見込めないとして、倒産する企業も多く出た。しかし倒産データに関する限り、倒産件数は1995年の阪神大震災の時の3～4倍の規模に至ったものの、地域別にみると、東北地域よりも関東などその他の地域で倒産が増加する構造と

³² 経済産業省の試算によれば、生産指数を被災地とそれ以外に分けてみると、「平成 23 年 7 月の水準は震災前の 2 月に比べ、被災地域では 89.9%、被災地域以外では 95.7%まで回復」している (『産業活動分析』(平成 23 年 4～6 月期)。経済産業省のホームページで入手した)。

³³ 年前半における大震災の供給ショックによる輸出減少に加え、年後半にはそうした海外需要の鈍化の影響を受けて、2011 年の貿易収支は 31 年ぶりの赤字となった。

³⁴ 中国の景気減速や、洪水被害で大きく景気減速したタイ経済の動向の影響なども強く受けた。

なっている³⁵。これは特に中小企業金融円滑化法による、金融面での救済・支援が大きな効果を発揮したと見られることに加えて、先から述べている通り、東北地方をめぐる日本の産業構造を反映して、東北地方の生産停止等の影響は広く全国に及んだと見ることができる。

なお忘れてならないのは、東電・福島第一原発事故を受けて、東京電力管内と東北電力管内では2011年夏場において電力不足が生じたことである。東京電力では震災直後、管内の一部地域で計画停電を行ったが、それ以上に重要なのは、政府は7月初めから、東京電力管内では3カ月近く、東北電力管内では2カ月あまりにわたって、電力使用制限令を発して³⁶節電を義務付ける措置を取ったことである。このことが生産に対してもたらした供給ショックは小さくなかった。企業は、平日を休日に振り替えて電気料金の安い土日曜日に操業したり、4・5月の生産減を夏場にフル操業することで挽回したりするなど、週や年間を通じた生産調整で対応しようとした。しかし、高炉・電気炉メーカーなど電力消費型業種は言うまでもなく、連続生産で製品の質の均一さを確保するような業種では混乱と多くの困難に見舞われた。

一方、農林水産業の分野では、東電・福島第1原発事故によって一部の農林水産物で放射性物質が検出され、出荷制限指示を受けたり、流通価格の大幅値崩れ（いわゆる風評被害）を起こしたりした。また水産地では津波によって多くの漁船が失われ、また漁場と港湾内の漁業施設、周辺地域の加工工場等が破壊されるとともに、漁港内に大量のがれきが残って、この処理に時間がかかったことで、漁獲量には大きな影響が生じた。

最後に雇用の面ではどうであったか。

今回の巨大津波と原子力事故は、東北地方に住む多くの人々の仕事、雇用の場を奪った。復旧から復興へつなげていく上で、自律的生活基盤を固めるためには、雇用の確保と安定は最重要課題であり、そうしたことから政府は雇用対策にも力を入れて来た。そうした政策効果は、間違いなく地域の景気浮揚と就職機会の下支えになっていると考えられる。例えば宮城県の2012年3月末の高校、大学の新規学卒就職率は、前年差でそれぞれ11.2ポイント、17.2ポイントの大幅増加となり、全国でも極めて高い就職率に到達した。ハローワークを中心とした全国ネットの就職促進の取組みの成果と言うことができる。ただし、地元就職を希望する一般求職者の就職環境を見ると、現地で得られる求人は建設業など復興需要に支えられた求人のウエイトが高く、短期雇用も見られるなど、本格的復興からはまだまだ遠い状況にあると感ずる。当面、そうした新しい仕事先で収入を得て生活基盤を固めながら、産業復興が徐々に進むのを待って、雇用面でも順次、地元の自律的な回復過程につながっていくように、全体の雇用政策を推進していくことが重要な政策課題である。

以下では生産の減少と回復、農林水産業の状況、そして雇用と再就職の状況を順に見て行

³⁵ 2011年後半以降は、東北地方の倒産件数は政府・自治体による復興需要の効果を反映して、むしろ前年比減少で推移した。

³⁶ 1974年に第一次石油危機に対する対策として発せられて以来の命令発出となった。

くこととする。なお大震災以後、経済活動への影響やこれに対する産業界や各企業の対応、取組みは、とてもこれだけでまとめ切れるものではない。多くの企業が部品調達方法の見直しや電力使用制限の中で生産方法の見直しを余儀なくされたことはもちろんであるが、被災した関連企業に対して人的支援を行ったり、一部の大手運輸企業はいち早く現地での物流搬送を再開させたりなど、産業界全体として供給ショックを乗り切る努力が随所で見られた。さらに、東北地方の被災地に職員を派遣し、会社の事業活動としてがれき撤去作業を支援した企業や、企業の被災で内定を取り消された新卒者を急遽、採用することとした企業など、新聞報道だけでも多くの動きがみられた。そこで本章でも、資料編の新聞情報をもとに主だった情報を拾い上げ、章末に表としてまとめてみた（参考表4）。

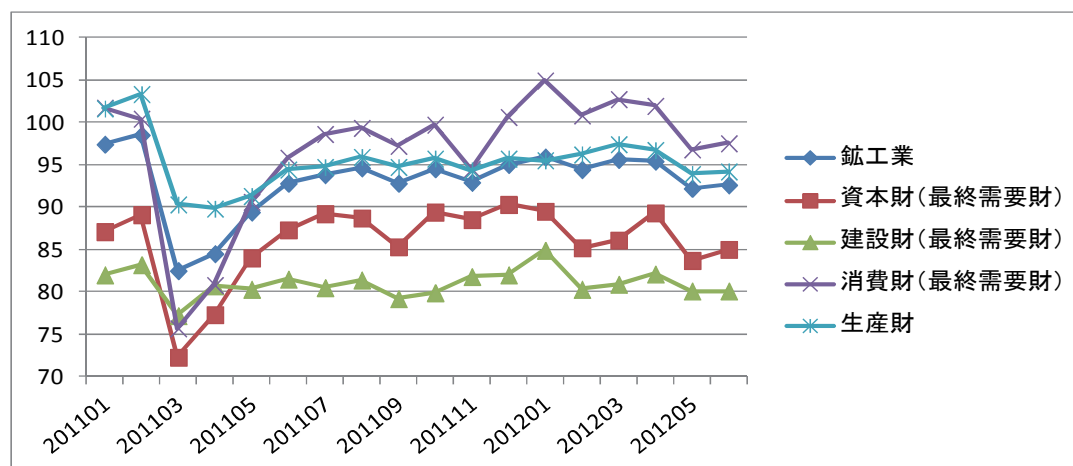
また岩手県で、商工会議所や商工会の会員等で被災した事業所を主たる対象として、その後の復興状況を調べた調査が実施された。被災県でこれだけまとまった調査が実施されたのは初めてと思われ、被災地における産業復旧の現状を知るために大変貴重な統計であるので、章末の第3章関連情報として調査結果を紹介した。ぜひ参考にされたい。

第2節 生産と輸出等への影響

まず生産の動向をみてみよう。

前述の通り、生産水準は2011年3月に前月比で大幅な減少を記録した後、年後半にはかなり持ち直した。そうした生産の回復過程を、資本財、建設財、消費財（以上はすべて最終需要財）及び生産財の4種類の財別に分けて動向を見てみた（図表3-3）。それによると3月、いずれも大きく下落したが、落ち込み率を見ると消費財（24.6%減少）が最も大きく、次いで資本財（18.9%減少）、生産財（12.6%減少）、建設財（7.2%減少）などとなっている。しかし、その後、自動車（耐久消費財）生産の回復を反映して消費財の生産は急速に回復しており、年末には震災前の水準を超えた。これに対して生産財は、2011年初めの時点で生産指数

図表3-3 財別の生産動向（生産指数；2005年＝100）



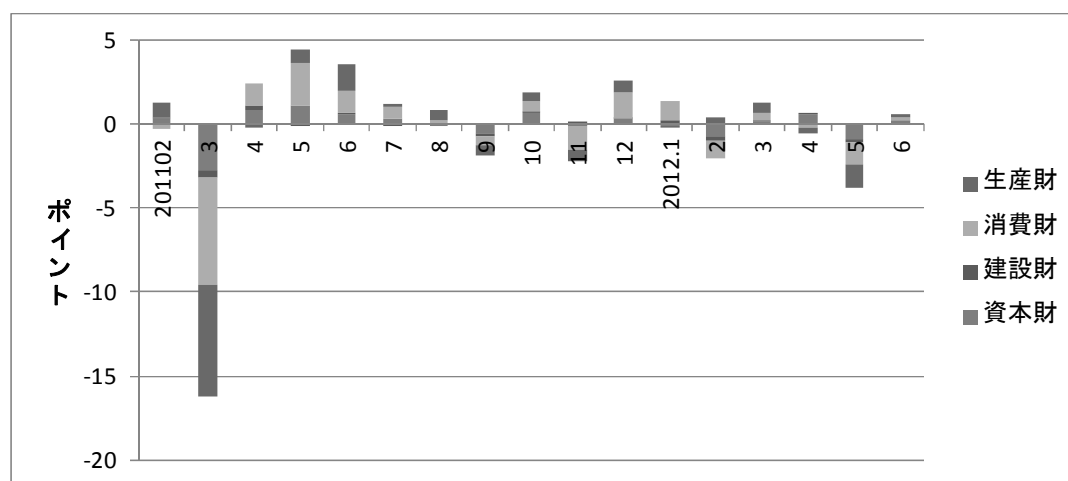
（資料出所）経済産業省「鉱工業指数」

は最も高い部類に属していたが、3月に10ポイント以上落ちた後、年央以降、徐々に回復はしているものの足取りは非常に重く、まだ震災前の水準に達していない。建設財と資本財については、ともに震災前の段階で生産指数が最も低い部類に属していたが、3月の大幅減少以降、生産は持ち直してきており、かろうじて震災前の水準にはほぼ達した状況である。

次に、全体の生産水準の変動に財別には何がどの程度寄与しているかを見るため、財別の寄与度分析を行ってみた。上に述べた通り、2011年3月はいずれの財の生産も下落したが、見られるように、その中では消費財（6.4ポイントのマイナス）と資本財（6.6ポイントのマイナス）の下落が大きく寄与している。その後、いずれの財も総じて増加に寄与する動きとなっている。

なお、鉱工業生産指数は2011年9月や11月、そして2012年2月に前月比マイナスを記録しているが、その背景をみると、主として消費財がやや大きくマイナスに寄与している。前述のように、経済全体の回復テンポが弱まっていたことを踏まえると、それによる所得と消費の伸びの鈍化が影響しているのかもしれない。（図表3－4）

図表3－4 生産動向（生産指数対前月差の財別寄与度）（単位：%ポイント）



（資料出所）経済産業省「鉱工業指数」

次に輸出入について見てみよう。

わが国の貿易動向については図表3－5に見る通りである。ここでも、上の分析と同様、輸出入の動向の背景を財別に下りて分析してみたいと考えた。ただし、財別のデータはドル建てのものしか利用可能でなく、ドル建ての場合にはこの間の円高の影響を受けて、輸出も輸入もその総額の動きは、総括表として先に掲載した図表3－1の、円換算の（国民所得計算上の）輸出や経常収支の動きと動き方が印象として相当に異なっている。こうしたことから、ここでは部分的な分析に止めることに甘んじ、以下では輸出の動向のみについて、財別寄与度分析を適用することとする。

図表３－５ わが国の貿易動向（ドル建て、円建て）

	ドル建て（単位：億ドル，％）						円建て（単位：兆円，％）					
	輸出		輸入		収支		輸出		輸入		収支	
		伸び率		伸び率		前年差		伸び率		伸び率		前年差
2011年1月	600	12.3	660	24.5	▲ 60	▲ 64	4.97	1.4	5.47	12.5	▲ 0.50	▲ 0.54
2月	679	19.3	601	20.8	78	6	5.59	9.0	4.95	10.3	0.64	▲ 0.00
3月	711	6.7	690	22.7	21	▲ 83	5.86	▲ 2.4	5.69	12.2	0.17	▲ 0.76
4月	621	▲ 2.4	679	21.8	▲ 58	▲ 137	5.16	▲ 12.4	5.63	9.2	▲ 0.48	▲ 1.21
5月	585	2.4	690	28.3	▲ 105	▲ 138	4.76	▲ 10.3	5.62	12.4	▲ 0.86	▲ 1.17
6月	714	11.1	705	23.9	8	▲ 65	5.77	▲ 1.6	5.71	9.9	0.06	▲ 0.61
7月	719	7.1	710	21.8	9	▲ 79	5.78	▲ 3.3	5.71	9.9	0.07	▲ 0.71
8月	688	14.0	787	32.2	▲ 100	▲ 107	5.36	2.8	6.13	19.2	▲ 0.78	▲ 0.84
9月	776	12.5	739	23.5	38	▲ 54	5.97	2.3	5.69	12.2	0.29	▲ 0.49
10月	718	4.6	755	28.3	▲ 37	▲ 135	5.51	▲ 3.8	5.79	17.9	▲ 0.28	▲ 1.10
11月	672	0.5	762	17.4	▲ 90	▲ 109	5.20	▲ 4.5	5.89	11.5	▲ 0.69	▲ 0.85
12月	725	▲ 0.9	752	16.5	▲ 27	▲ 113	5.62	▲ 8.0	5.83	8.2	▲ 0.21	▲ 0.93
2012年1月	584	▲ 2.6	775	17.4	▲ 191	▲ 131	4.51	▲ 9.2	5.99	9.6	▲ 1.48	▲ 0.98
2月	705	3.9	702	16.8	3	▲ 74	5.44	▲ 2.7	5.41	9.3	0.03	▲ 0.61
3月	765	7.6	776	12.4	▲ 11	▲ 32	6.20	5.9	6.29	10.6	▲ 0.09	▲ 0.26
4月	677	9.0	739	8.9	▲ 63	▲ 4	5.57	7.9	6.09	8.1	▲ 0.52	▲ 0.05
5月	652	11.4	765	10.9	▲ 113	▲ 8	5.23	10.0	6.15	9.4	▲ 0.92	▲ 0.06
6月	712	▲ 0.3	704	▲ 0.2	7	▲ 1	5.64	▲ 2.3	5.58	▲ 2.2	0.06	▲ 0.00

（資料出所）ジェトロ「日本の月次貿易動向」（財別輸出入概況）

ドル建ての輸出は図表３－６の通りである。見られるように、2011年3月から5月頃にかけて、最終消費財の乗用車や資本財としての輸送機器、電気機器が大幅に減少して、輸出総額が前年比で大幅に増勢鈍化ないしマイナスになったことがわかる。これらの財の寄与はど

図表３－６ 財別輸出の動向（ドル建て。対前年同月比：％）

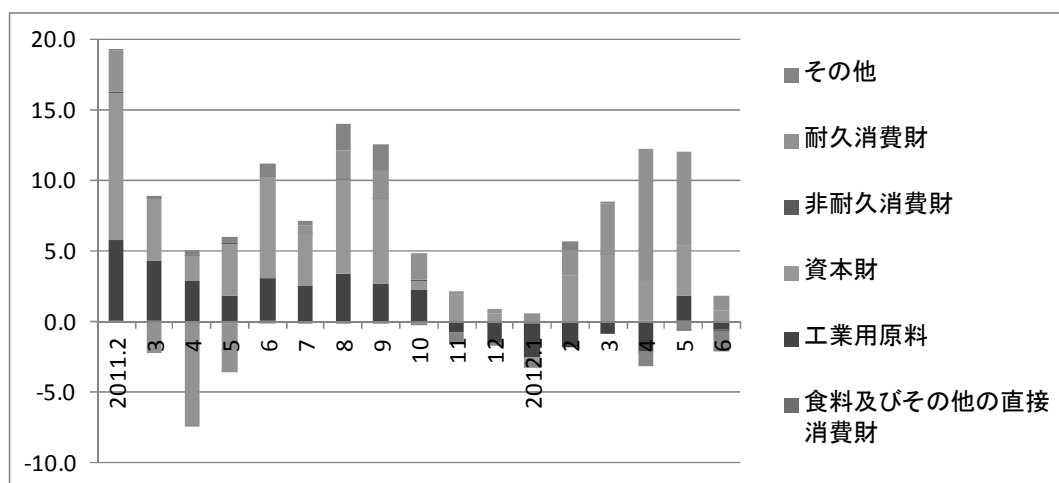
輸出	2011.2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2012.1	2	3	4	5	6
総額	19.3	6.8	-2.4	2.5	11.1	7.1	14.0	12.5	4.6	0.5	-0.9	-2.6	3.9	7.6	9.0	11.4	-0.3
食料及びその他の直接消費財	22.5	14.2	-10.5	-15.8	11.7	-3.6	-2.2	-3.6	-24.9	-3.8	-7.5	-22.2	-9.3	-11.4	6.2	19.2	3.0
工業用原料	22.3	17.5	11.5	6.9	12.6	10.5	12.9	11.3	9.4	-3.1	-5.6	-9.3	-6.7	-3.0	-7.2	6.4	-2.4
粗原料	22.9	17.5	-3.1	0.3	24.4	31.0	24.1	28.9	6.0	11.3	2.9	6.1	4.2	14.7	13.4	42.8	10.7
鉱物性燃料	40.7	37.3	-37.1	14.9	103.4	49.1	20.2	18.5	50.2	2.4	-24.5	-28.4	-33.0	-16.3	47.7	13.4	-21.1
化学工業生産品	20.6	16.7	20.7	8.0	7.3	3.1	10.9	8.3	5.5	-8.3	-7.5	-11.9	-9.4	-7.2	-15.7	-1.5	-2.0
金属	24.4	18.9	15.0	5.0	5.8	11.3	13.5	9.8	10.4	-3.1	-3.6	-5.7	-2.5	-0.3	-7.6	9.2	-1.9
繊維品	28.5	19.6	21.5	13.4	17.5	10.3	14.8	17.5	12.8	14.8	5.6	7.1	8.0	3.5	-3.7	3.4	1.3
資本財	20.2	8.1	3.3	7.0	13.5	6.6	12.6	11.2	1.2	3.7	1.1	-0.6	6.4	8.8	5.2	6.5	1.4
一般機械	34.9	16.8	13.2	18.5	25.3	12.2	13.7	9.6	2.6	1.0	1.0	-2.0	5.3	6.2	-1.5	-0.5	-8.3
電気機械	13.0	2.6	-2.5	-4.6	2.8	1.5	5.1	5.4	-4.9	-6.8	-3.6	-3.7	3.1	7.8	-0.8	6.2	1.9
輸送機器	5.7	-1.6	-7.6	3.6	7.0	1.2	22.7	18.4	3.3	21.1	6.6	5.0	11.8	16.3	28.1	22.3	19.9
非耐久消費財	15.4	3.5	3.8	8.4	5.5	9.9	10.1	10.6	5.4	-0.4	-2.1	2.4	0.6	1.4	-4.6	-1.9	-9.1
繊維製品	15.6	-1.7	8.5	7.8	8.8	6.4	4.5	24.0	13.2	9.3	1.0	7.5	11.7	5.3	-13.9	2.3	4.7
耐久消費財	17.8	-14.4	-50.5	-24.8	-1.1	4.1	15.1	12.9	12.6	1.5	2.0	4.2	11.0	29.9	125.4	65.4	6.8
家庭用品	41.3	26.2	24.0	31.5	19.8	-0.6	16.9	1.7	5.0	-8.5	-1.1	-18.3	-0.3	-9.1	-17.6	-13.8	-9.0
家庭用電気機器	40.2	1.2	26.0	10.9	-3.9	11.7	-5.7	-23.4	-11.1	-6.3	-7.0	-12.4	-13.8	17.7	-2.5	8.7	0.1
乗用車	20.2	-20.5	-64.2	-32.9	-3.4	3.7	17.3	13.5	13.8	-0.5	0.3	7.2	13.4	41.4	222.7	95.8	10.0
二輪自動車類・自転車類	7.8	1.2	-13.1	8.6	20.0	24.3	14.0	16.4	5.4	19.0	23.9	2.4	8.7	11.8	16.8	-12.0	-8.0
玩具・楽器類	-6.9	-4.4	-15.4	-12.3	-1.5	-5.6	-6.6	-12.8	-4.6	8.2	-2.0	-9.1	-7.3	-6.6	-0.5	-1.2	-13.2
その他	3.2	3.6	5.3	6.8	15.4	6.0	29.0	30.0	-1.7	-11.7	-4.7	-6.3	11.5	0.7	-16.6	-10.0	-21.6

（資料出所）ジェトロ「日本の月次貿易動向」（財別輸出入概況）

の程度あったのか。その分析結果が図表 3－7 である。

図表 3－7 は、輸出総額の対前年増減率に対する財別の寄与度を取ったものである。データの制約から財の種類はご覧の区分であり、図表 3－6 の区分ほど細かくはないが、3 月から 5 月にかけて輸出総額が鈍化ないし前年比マイナスとなった背景としては、耐久消費財が大きく減少したことが効いていることがわかる。それに加えて、資本財や工業用原料の増加幅が大きく鈍化したことも見て取れる。これらは明らかに東日本大震災に伴う自動車関連会社の部品製造の停止、そしてそれに伴う自動車産業を中心とした輸出産業の生産および輸出の停止・減少を示していると思われる。

図表 3－7 輸出の動向（財別寄与度分析）



（資料出所）ジェトロ「日本の月次貿易動向」（財別輸出入概況）

第 3 節 農林水産業への影響

次に農林水産業への影響を見てみよう。ここではコメの生産、牛の生産、その他の農作物として生茶の生産、そして漁業の漁獲高の変化の 4 つを取り上げてみた。

まずコメへの影響として、農林水産省の統計によって、2011 年産の水陸稲の収穫量を見てみよう。図表 3－8 にある通り、全国的に作付面積は前年産比 97%、収穫量で 99%といった状況であった中で、東北地方についてはそれぞれ 93%、94%とやや低い。県別には特に福島県（それぞれ 80%、79%）が目立って低く、宮城県（同 90%、91%）もかなり低い。福島県については放射能汚染の被害による出荷制限の影響、宮城県については主として津波被害（塩害を含む）によるものと思われる。

次に畜産農業の分野における影響度を見るため、その代表的な動きとして牛の動きを取り上げることとする。牛は国の基準を超える放射性物質の検出が続き、出荷制限指示を受け、さらに卸売市場での価格暴落などが報道された。以下、農林水産省の統計によって成牛に係るいくつかのデータを見てみよう。

図表 3－8 2011 年産水陸稲の収穫量（東北地方）

地 域、 県	作付面積 (子実用)	収 穫 期					
		収 穫 量 (子実用)	前 年 産 と の 比 較				
			作 付 面 積		収 穫 量		
			対 差	対 比	対 差	対 比	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
全 国	ha	t	ha	%	t	%	
(全国農業地域)	1,576,000	8,402,000	△ 52,000	97	△ 81,000	99	
北海道	112,900	634,500	△ 1,700	99	32,800	105	
東北	389,000	2,199,000	△ 30,300	93	△ 140,000	94	
北陸	208,800	1,122,000	△ 2,100	99	13,000	101	
関東・東山	298,000	1,582,000	△ 4,400	99	19,000	101	
東海	102,400	514,400	△ 2,000	98	△ 2,600	99	
近畿	109,300	551,200	△ 1,200	99	△ 800	100	
中国	115,100	600,400	△ 2,400	98	11,600	102	
四国	56,200	268,600	△ 1,500	97	△ 8,700	97	
九州	183,500	927,000	△ 6,500	97	△ 6,000	99	
沖縄	921	2,540	7	101	△ 140	95	
(東北各県)							
青森	46,900	280,500	△ 2,500	95	△ 5,000	98	
岩手	54,500	297,600	△ 1,900	97	△ 14,900	95	
宮城	66,400	363,200	△ 7,000	90	△ 36,800	91	
秋田	90,000	512,100	△ 1,300	99	23,600	105	
山形	66,700	392,200	△ 1,500	98	△ 14,300	96	
福島	64,400	353,600	△ 16,200	80	△ 92,100	79	

(資料出所) 農林水産省「平成 23 年産作物統計」(作況調査)

(注) 同調査結果から関連する部分を抜粋して作成した。

図表 3－9 によれば、成牛のと畜頭数と枝肉生産量は、明らかに 2011 年年央に前年比で減少幅が少し大きくなっている。そして卸売価格に関しては、7 月以降、特に秋口に入って

図表 3－9 成牛のと畜頭数、枝肉生産量、枝肉取引頭数と卸売価格（対前年同月比）

	成牛の と畜頭数	枝肉生産 量	主要卸売市場		東京市場	
			枝肉取引 頭数	卸売価格	枝肉取引 頭数	卸売価格
2011.3	95.3	95.5	83.7	105.9	84.7	108.3
4	96.4	96.8	79.5	102.7	84.3	104.2
5	103.6	102.5	87.5	100.1	85.1	98.1
6	99.2	97.8	85.9	98.4	78.4	99.9
7	88.5	88.6	71.0	92.3	54.2	87.0
8	89.5	90.4	65.8	93.9	46.5	86.8
9	94.0	96.3	88.4	87.2	99.8	72.3
10	98.3	100.5	93.7	74.3	119.3	56.6
11	99.0	101.3	92.9	71.7	108.6	61.4
12	96.6	99.1	102.9	70.1	135.5	59.6
2012.1	100.2	103.1	113.5	71.5	132.9	64.5
2	104.1	105.7	107.5	71.2	147.5	63.3
3	101.9	104.0	106.1	73.0	109.9	67.2
4	98.9	101.4	101.5	81.3	101.5	79.2
5	98.6	101.4	104.8	89.2	109.1	90.1
6	99.6	103.1	100.4	95.5	119.5	95.5

(資料出所) 農林水産省「畜産物流通調査（食肉流通統計）」

から、前年比で大幅に下落しているのがわかる。卸売価格は今なお下落を続けている。

次に生茶の生産について見てみよう。

第2章第3節の参考表2でも出て来るように、茶も国の放射性物質の基準値を超えて、出荷制限指示を受けた代表的な作物の一つである。これについて、図表3-10(1)に見るように、まず10アール辺りの生葉の収量を見ると、主要県全体では前年産と同じ収量（100%）であるのに対して、影響が報道された茨城産（71%）および埼玉産（93%）のみで大きく減少となっている³⁷。また、生葉の収穫量は茨城では11%、埼玉では89%となっており、特に茨城県を中心に、同じく主要県産全体（99%）の動きを大きく下回っている。

つぎに図表3-10(2)で荒茶の生産量を見ると、特に茨城では前年産比4%と極めてゼロに近いほか、埼玉でも87%となっており、主要県産の99%を大きく下回っている。

図表3-10 生茶の生産状況（平成23年）

(1) 10a 当たり生葉収量及び茶期別生葉収穫量

都道府県	10a 当たり 生葉収量		生葉収穫量						
			計		一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
	実数	対前年 産比	実数	対前年 産比					
	kg	%	t	%	t	t	t	t	t
主産県計	990	100	382,200	99	165,400	116,800	29,600	5,830	64,500
茨城	331	71	149	11	101	-	-	-	48
埼玉	381	93	3,010	89	2,390	615	-	-	-

(2) 茶期別荒茶生産量

都道府県	荒茶生産量						
	計		一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
	実数	対前年 産比					
	t	%	t	t	t	t	t
主産県計	82,100	99	34,000	23,900	6,210	1,260	16,700
茨城	13	4	-	-	-	-	13
埼玉	631	87	500	131	-	-	-

（資料出所）農林水産省「作況調査（工芸農作物）」

（注）1. 上記統計から、県別には茨城と埼玉のデータのみを拾い、埼玉以西の各県のデータは省略した。

2. なお、上記統計に示されていた脚注を以下、そのまま転載する。

（1）主産県とは、全国の荒茶生産量（平成21年産）のおおむね80%を占めるまでの上位県に加えて、畑作物共済事業等を実施する府県である。

（2）10a 当たり生葉収量とは、生葉収穫量を摘採実面積で除して求めたものである。

最後に水産業の漁獲量について見てみよう。

農林水産省によると、「平成23年の海面漁業の漁獲量は379万6,500トンで、前年に比べ32万4,500トン（7.9%）減少した。これは、東日本大震災の影響により、漁船や漁港施設に

³⁷ ここでは他県のデータを省略したが、当該統計に掲載されていた他の県では、どれも、ほぼ前年並みの収量となっていた。

甚大な被害を受けた地域における漁獲量が大幅に減少した等による。」³⁸

農林水産省のこの分析を跡付けるために、農林水産省統計部『漁業・養殖業生産統計年報』³⁹を用いて、被災地における漁獲量の減少の寄与度を分析してみた。これによると、2011 年の海面漁業の漁獲量が前年比 7.88%減少したうち、実に 4.75 ポイントが岩手、宮城、福島 3 県における漁獲高の減少によることがわかる（図表 3－11）。

図表 3－11 2011 年の海面漁業の漁獲高の対前年比減少の背景
(被災地の減少による寄与度；単位 %ポイント)

減少率		寄与度					
		上位 5 魚種の合計	さば類	ほたてが い	かつお	かたくち いわし	すけそう だら
	-7.88	-7.24	-2.57	-0.58	-1.64	-2.13	-0.31
被災地の寄与度							
被災 3 県	-4.75	-1.69	-0.88	0.00	-0.13	-0.41	-0.27
5 県（参考）	-5.88	-3.56	-2.07	0.00	-0.15	-1.06	-0.27

(資料出所) 農林水産省統計部「漁業・養殖業生産統計年報」

(注) 5 県とは、被災 3 県（岩手、宮城、福島）に茨城、千葉を加えた合計値。

第 4 節 被災 3 県の県別の就業構造

以下では第 4 節と第 5 節にわたって、被災 3 県における再就職の現状等を見て行く。

まず第 4 節では議論の前段としての整理をしておきたい。第 5 節で被災後の 3 県における求人求職や就職の状況を見ることとするが、データを見て東日本大震災の被災との関連性がある程度想起できるよう、この第 4 節では予め被災 3 県における基本的な就業構造（被災前の状況）を見ておく。その際、東日本大震災による被害の特性（津波被害か、それとも放射能の避難か）は地区によって異なることを踏まえ、第 2 章第 5 節で行った人口減少の分析との関連性も出て来るよう、主として過去 1 年間の人口減少率の高い市町村について、その就業構造の特徴を整理することとする。

市町村別の産業別、職業別の就業構造を把握するためは、データとしてはかなり古くはなるが国勢調査によるしかない。以下では 2005 年国勢調査を用いて、各県とも第 2 章第 5 節で人口減少率の高かった上位 10 市町村について、その産業別・職業別の就業構造を概観することとする。

(ア) 岩手県

まず岩手県については、県全体では農業県で、漁民も多いことがデータで見取れる。市町村別には、西和賀町は農業就業割合が高く、また山田町、普代村、田野畑村、大船渡市、

³⁸ 同省は平成 23 年漁業・養殖業生産統計に係る説明の中で、漁獲量の多い上位 5 魚種のうち、さば類（21.5% 減少）について、茨城県、宮城県、岩手県等で減少したことによること、また、かたくちいわし（前年比 25.1% 減少）については、千葉県、北海道、宮城県等で減少したことによること、すけそうだら（前年比 5.1% 減）については、岩手県、宮城県、青森県等で減少したことによること、とそれぞれ説明している。

³⁹ ホームページから入手した。http://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/gyogyou_seisan_11/index.html

野田町、陸前高田市では、漁業就業割合が比較的高いことが特徴として言えそうである。一方、大槌町では製造業の占める割合が県平均よりもかなり高い。以上から、津波の影響としては田畑、漁場・漁港、そして製造分野にもかなり生じた可能性を想起する必要がある（図表 3-12 および 3-13）。

図表 3-12 岩手県の産業別就業者の割合（過去 1 年間の人口減少率上位 10 市町村）（％）

	国全体	県全体	大槌町	陸前高田市	山田町	釜石市	大船渡市	野田村	西和賀町	田野畑村	宮古市	普代村
農業	4.4	12.1	3.3	8.8	4.6	2.1	3.8	12.9	27.1	13.4	4.3	6.7
林業	0.1	0.4	0.2	0.5	0.9	0.2	0.2	0.4	0.6	1.1	0.6	0.8
漁業	0.4	1.2	5.5	7.0	14.8	6.1	7.5	7.3	0.1	10.2	5.7	13.8
鉱業	0.0	0.1	0.4	0.2	0.2	0.1	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1
建設業	8.8	9.9	12.5	12.5	10.2	9.5	11.0	19.7	11.3	14.1	8.4	14.8
製造業	17.3	15.8	24.1	19.1	18.9	20.7	18.1	13.2	12.3	15.8	16.6	17.9
電気ガス熱水道	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	0.7	0.3	0.2	0.3	0.0	0.5	0.2
情報通信	2.6	1.1	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.3	0.2	0.0	0.3	0.0
運輸	5.1	4.3	4.6	3.7	3.7	4.2	4.4	2.4	2.3	2.4	4.6	4.0
卸売小売	17.9	16.6	16.0	15.2	13.9	17.2	17.2	14.6	9.2	8.0	18.5	10.5
金融保険	2.5	1.9	1.4	1.2	1.4	2.0	1.5	1.0	0.9	0.3	1.8	0.6
不動産	1.4	0.5	0.3	0.1	0.3	0.6	0.3	0.1	0.1	0.0	0.5	0.2
飲食宿泊	5.2	4.8	4.3	3.4	3.1	4.4	3.8	3.2	6.5	7.7	5.2	3.6
医療福祉	8.7	9.1	7.8	8.8	8.6	10.0	8.7	6.1	10.4	8.6	11.2	7.4
教育学習	4.4	4.2	3.1	4.3	2.8	4.0	4.7	2.9	2.4	4.4	4.7	1.7
複合サービス	1.1	1.7	2.2	2.9	2.1	1.8	2.5	4.1	4.1	4.8	2.0	5.5
サービス	14.3	11.4	9.1	9.3	8.9	11.3	11.0	7.9	6.5	4.1	10.2	7.1
公務	3.4	3.9	4.2	2.7	5.1	4.4	4.1	3.6	5.1	4.9	4.6	5.1
その他	1.9	0.4	0.3	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.4	0.0	0.2	0.1

（資料出所）総務省統計局「国勢調査」（2005 年）。以下、本節に取り上げる 3 県に係る統計は総て同じ。

（注） 1. 図中、灰色でマークした数値があるが、これはその市町村における当該産業別割合が、県全体でみた平均の産業別割合よりも 5 ポイント以上に高いことを示す。以下、各県の図表、職業別割合の図表とも同じ。

2. 町村合併のあった西和賀町については、2005 年国勢調査の湯田町と沢内村のデータを合算して作成した。

図表 3-13 岩手県の職業別就業者の割合（過去 1 年間の人口減少率上位 10 市町村）（％）

	国全体	県全体	大槌町	陸前高田市	山田町	釜石市	大船渡市	野田村	西和賀町	田野畑村	宮古市	普代村
専門技術	13.8	11.5	8.3	9.9	8.0	12.1	12.4	7.3	7.4	8.3	12.2	5.7
管理	2.4	2.4	2.2	2.3	1.7	2.8	4.9	1.5	2.7	2.7	2.7	2.2
事務	19.3	15.8	13.5	12.0	12.3	16.2	14.8	12.3	12.2	12.3	15.4	11.1
販売	14.5	12.2	11.0	10.8	9.4	12.5	11.7	9.4	6.8	5.9	12.6	8.7
サービス	10.0	9.3	8.9	8.8	8.5	9.3	8.5	7.4	12.2	9.6	10.3	8.7
保安	1.7	1.5	1.3	0.8	2.5	1.8	1.2	0.8	0.9	1.0	1.6	1.3
農林漁業	4.8	13.5	9.4	16.4	20.0	8.4	11.5	20.7	27.2	26.0	10.2	24.2
運輸通信	3.4	3.7	4.6	4.5	4.1	3.8	4.2	3.2	3.0	4.8	4.7	4.3
生産労務	28.3	29.9	40.6	34.6	33.4	32.8	30.8	37.3	27.3	29.4	30.2	33.6
その他	1.8	0.4	0.3	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.4	0.0	0.2	0.1

(イ) 宮城県

次に宮城県の就業構造を見てみよう。

県全体では、日本全体の就業構造とさほど大きな差異は見られない。そうした中で、まず七ヶ宿町と山元町、亶理町では農業従事者の割合が多い。なお山元町と亶理町では、製造業従事者割合も県平均をかなり上回っている。原発が立地する女川町では、正に電気ガス熱水道業の割合が目立って高いほか、製造業、そして漁業就業者の割合も高い。南三陸町では圧倒的に漁業従事者割合が高いのと、製造業が高い。後者は多くは水産加工製造業と想像される。気仙沼も製造業の割合が高い。同じく水産加工関連と考えられる（図表 3-14 および 3-15）。

したがって、津波の影響は水産業と農業はもちろん、製造業にも広く及んだものと思われ、地元の産業界への影響はかなり大きかったものと想像される。

図表 3-14 宮城県の産業別就業者の割合（過去 1 年間の人口減少率上位 10 市町村）（％）

	国全体	県全体	女川町	山元町	南三陸町	石巻市	気仙沼市	東松島市	亶理町	七ヶ浜町	七ヶ宿町	多賀城市
農業	4.4	5.2	0.4	13.7	6.8	5.2	3.7	7.5	10.5	0.7	25.7	1.3
林業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	1.8	0.0
漁業	0.4	1.0	15.3	0.6	19.0	4.8	6.0	2.9	0.5	3.6	0.0	0.1
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	8.8	9.9	9.5	9.3	13.1	11.9	7.8	12.6	9.3	13.0	8.3	9.9
製造業	17.3	13.6	24.3	22.4	16.4	18.5	19.2	14.2	20.8	17.8	16.4	11.7
電気ガス熱水道	0.5	0.6	5.3	0.4	0.2	0.5	0.5	0.3	0.4	0.9	0.2	0.7
情報通信	2.6	2.0	0.3	1.0	0.2	0.5	0.6	0.7	1.1	1.3	0.0	1.8
運輸	5.1	5.7	5.7	5.8	4.1	6.3	5.8	7.0	6.9	12.0	3.0	8.6
卸売小売	17.9	20.1	14.1	14.7	13.3	17.5	20.9	16.1	18.5	19.9	10.1	20.5
金融保険	2.5	2.2	1.1	1.0	0.6	2.0	2.0	1.6	1.6	1.5	0.4	2.0
不動産	1.4	1.1	0.3	0.5	0.1	0.7	0.4	0.6	0.6	0.4	0.0	1.0
飲食宿泊	5.2	5.1	5.2	2.5	5.2	4.5	5.6	4.6	3.1	3.6	4.2	4.7
医療福祉	8.7	8.2	4.5	8.8	6.2	7.7	8.5	7.9	7.0	5.9	5.7	7.2
教育学習	4.4	4.9	2.0	3.0	3.0	3.5	4.2	3.6	3.2	2.3	6.3	3.9
複合サービス	1.1	1.3	1.4	1.3	2.0	1.7	1.7	1.6	1.5	1.0	5.1	0.8
サービス	14.3	13.9	7.7	10.8	6.5	11.0	10.2	11.1	11.3	12.7	6.0	14.5
公務	3.4	4.0	2.8	2.9	2.9	3.1	2.6	7.5	3.6	3.2	6.7	10.0
その他	1.9	1.1	0.0	1.1	0.0	0.6	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	1.4

図表 3-15 宮城県の職業別就業者の割合（過去 1 年間の人口減少率上位 10 市町村）（％）

	国全体	県全体	女川町	山元町	南三陸町	石巻市	気仙沼市	東松島市	亶理町	七ヶ浜町	七ヶ宿町	多賀城市
専門技術	13.8	12.7	8.0	8.9	7.0	9.4	10.4	9.3	9.2	7.9	7.5	11.1
管理	2.4	2.7	3.7	1.9	2.6	2.9	3.1	2.2	2.2	2.4	2.1	2.4
事務	19.3	18.6	12.5	13.9	10.3	14.8	14.8	14.6	16.7	18.7	10.5	20.7
販売	14.5	15.5	10.9	9.9	8.9	13.0	15.4	11.9	12.2	13.9	8.0	15.6
サービス	10.0	9.6	7.7	8.1	8.3	8.9	9.9	9.7	7.5	7.6	10.4	8.8
保安	1.7	2.0	0.8	1.5	1.4	1.4	1.1	5.9	1.8	1.9	1.1	6.7
農林漁業	4.8	6.1	15.5	13.8	24.7	9.8	9.0	10.1	10.9	4.3	30.2	1.5
運輸通信	3.4	4.1	5.6	4.3	4.6	5.4	5.7	5.8	5.0	7.3	2.6	5.2
生産労務	28.3	27.5	35.2	36.7	32.3	33.9	30.6	30.3	34.4	35.7	27.7	26.7
その他	1.8	1.1	0.0	1.1	0.0	0.6	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	1.3

（注）市町村合併のあった南相馬市については、2005 年国勢調査の原町市、鹿島町および小高町のデータを合算して作成した。

(ウ) 福島県

最後に福島県の就業構造を見てみよう。

県全体では、日本全体の就業構造とさほど大きな差異は見られない。そうした中で、まず川内村と新地町は、県全体と比べても農業従事者の割合の高い地域である。一方、東電・福島第1原発のある大熊町と双葉町、東電・福島第2原発のある富岡町、そして広野町では、電気ガス熱水道業の占める割合が目立って高い。岩手県や原子力発電所を擁する宮城県と比べてもかなり高くなっており、原発関連の業務に従事する者がそれだけ多い、この地域特有の状況を示している。さらに、これら4町に加えて浪江町、川内町、そして東電・福島第2原発が立地する檜葉町を加えた7町では、建設業従事者の割合も県平均と比べてかなり高い。原発に関連した建設業の自営業主や雇用者が多いことが想像されるところである。今回、これらの町では人口がかなり高い率で減少した。東電・福島第1原発事故の後、原発が停止して関連する仕事・雇用がなくなったり、避難を余儀なくされたりしているのかもしれない。

なお、津波の影響も大きかったと思われる相馬市や南相馬市については、相馬市で漁業就業割合が県全体よりかなり高くなっていることを除けば、県全体の就業構造と余り大きな違いは見られない。製造業の就業割合もかなり高くなっている。両市では東日本大震災では、津波と原発事故による避難の両方の被害に遭った形であるが、以上のデータを踏まえると、雇用への影響は農業、漁業だけでなく、製造業やそれ以外にも広く及んだことが想定される(図表3-16および3-17)。

図表 3-16 福島県の産業別就業者の割合(過去1年間の人口減少率上位10市町村)(%)

	国全体	県全体	富岡町	浪江町	双葉町	南相馬市	大熊町	川内村	檜葉町	広野町	新地町	相馬市
農業	4.4	8.8	5.9	8.4	9.4	8.3	8.3	19.1	7.9	5.4	12.4	6.9
林業	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	2.8	0.3	0.1	0.0	0.1
漁業	0.4	0.2	0.2	1.4	0.2	0.4	0.4	0.0	0.1	0.0	2.8	4.5
鉱業	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1
建設業	8.8	10.1	22.1	18.4	18.2	12.5	20.9	19.1	19.0	15.0	11.9	10.4
製造業	17.3	20.5	10.8	15.6	8.9	21.8	9.6	12.5	16.7	18.7	24.1	22.9
電気ガス熱水道	0.5	0.7	6.9	1.6	9.0	1.1	8.7	0.5	4.4	6.1	1.5	0.8
情報通信	2.6	1.0	1.3	1.2	1.0	0.5	1.2	0.6	1.0	0.6	0.7	0.3
運輸	5.1	4.3	1.9	2.7	2.4	3.6	2.2	2.7	2.8	2.5	4.0	3.8
卸売小売	17.9	16.3	13.2	15.6	11.6	15.9	10.6	8.4	10.3	10.7	12.7	15.9
金融保険	2.5	1.9	1.3	1.4	1.3	1.9	1.3	0.6	1.0	1.1	1.6	1.6
不動産	1.4	0.6	0.3	0.5	0.5	0.3	0.4	0.1	0.4	0.3	0.2	0.4
飲食宿泊	5.2	4.7	4.7	3.9	3.0	3.4	4.4	2.5	4.0	5.6	2.9	4.6
医療福祉	8.7	8.3	7.2	6.9	9.9	8.7	8.5	6.9	7.0	8.7	7.7	7.1
教育学習	4.4	4.1	3.4	4.1	5.0	4.2	3.9	1.9	3.5	3.0	2.8	3.9
複合サービス	1.1	1.4	1.1	2.0	1.5	1.5	1.4	2.6	2.3	1.3	1.8	1.8
サービス	14.3	12.5	15.9	13.1	14.3	12.2	14.6	10.9	15.5	16.5	9.1	11.3
公務	3.4	3.3	3.5	2.5	3.5	2.9	3.0	8.6	3.9	4.1	3.7	3.6
その他	1.9	0.9	0.1	0.1	0.3	0.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1

図表 3-17 福島県の職業別就業者の割合（過去1年間の人口減少率上位10市町村）（％）

	国全体	県全体	富岡町	浪江町	双葉町	南相馬市	大熊町	川内村	楢葉町	広野町	新地町	相馬市
専門技術	13.8	11.3	11.0	10.2	12.1	11.0	10.7	6.1	8.9	10.1	8.4	10.3
管理	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.1	2.3	2.4	3.0	2.1	1.7	2.4
事務	19.3	16.1	17.2	15.8	17.3	15.3	16.1	9.5	17.1	17.8	14.6	15.1
販売	14.5	12.3	9.4	10.5	9.3	11.7	7.5	6.6	7.0	8.6	9.4	11.4
サービス	10.0	9.2	9.3	8.7	8.6	8.3	10.0	8.6	9.7	10.2	7.6	8.8
保安	1.7	1.5	2.2	1.4	1.3	1.2	2.0	5.7	1.5	2.3	0.9	1.1
農林漁業	4.8	9.1	6.3	10.1	9.6	8.8	8.4	21.6	8.3	5.5	15.0	11.0
運輸通信	3.4	3.5	2.2	3.2	2.2	3.1	2.5	3.4	2.9	2.6	3.8	3.3
生産労務	28.3	33.9	39.8	37.7	37.0	38.1	40.1	36.1	41.6	40.7	38.5	36.5
その他	1.8	0.8	0.1	0.1	0.3	0.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1

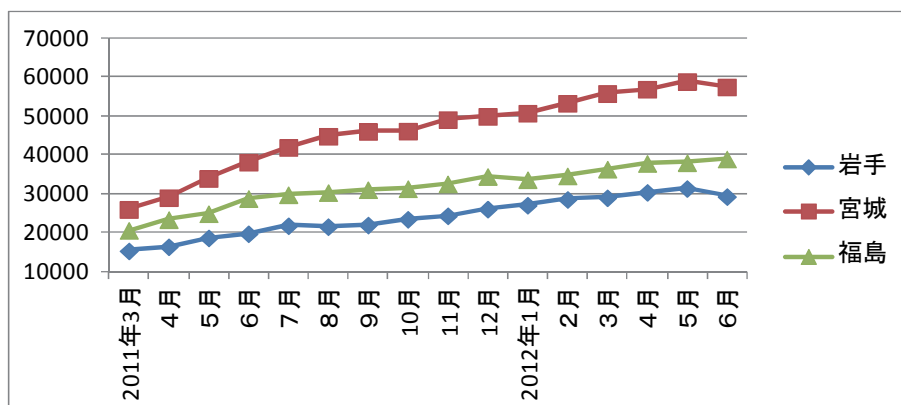
第5節 被災3県における震災後1年間の求人・求職と再就職の状況

（ア）概況

次に、厚生労働省「職業安定業務統計」および「雇用保険事業月報」等を用いて、震災後の被災3県における求人・求職、就職件数などの動きを見てみよう。

被災3県では被災後、求人は堅調に増加を続けている（図表3-18）。これは被災地において、応急仮設住宅の建設やがれき処理など復旧・復興関連の求人が大幅に増加しているためで、後でも見るように建設業の求人が求人全体に占める割合はこの1年間でかなり高まっている。一方、求職者の動きをみると、2011年4月から6月頃にかけて有効求職者はかなり増加した後、年後半に入ってやや減少したが、その後年末にかけてほぼ横ばいで推移し、その後、今年に入って緩やかに減少している（図表3-19）。これは震災が発生して会社が閉鎖や生産停止となるに伴い、多くの人が求職活動を行ったほか、雇用保険基本手当の受給申請をした求職者が増加したことによるものと考えられる⁴⁰。雇用保険受給資格決定件数は2011年

図表 3-18 被災3県における有効求人数の動き（季節調整値）

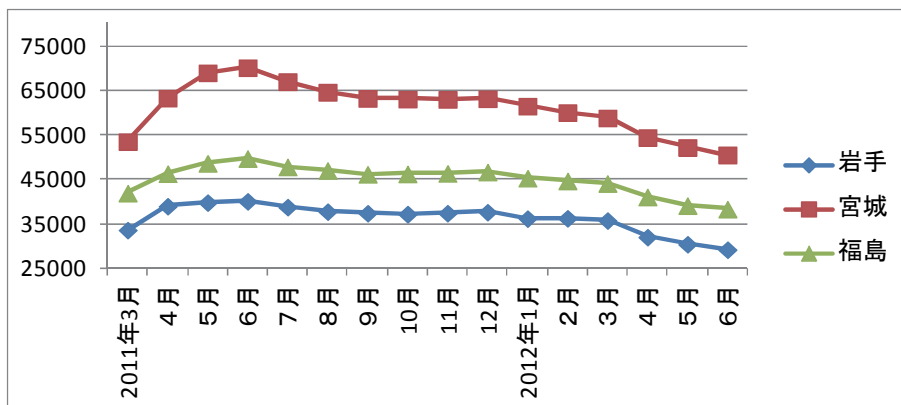


（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）上記統計は、ハローワークにおける求人、求職、紹介・就職等の取扱い件数を取りまとめたデータである。

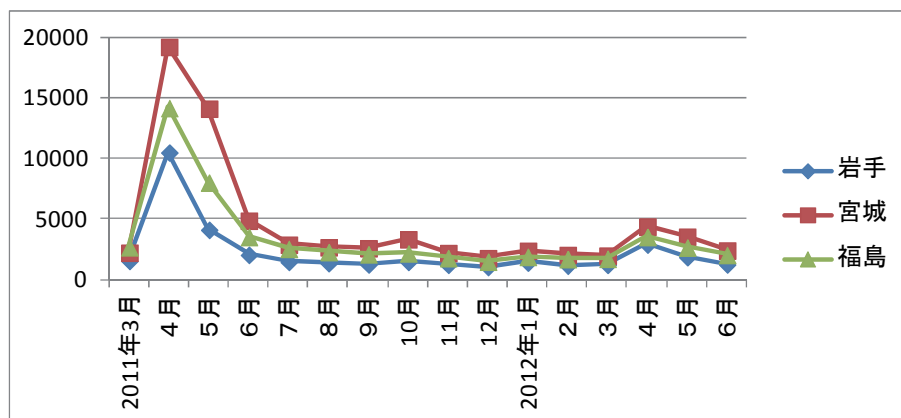
⁴⁰ 生産再開後、再雇用される予定となっている場合でも、生産停止で一時的に離職している場合には支給対象とできるよう、失業の認定基準を緩和したことなども増加幅には影響したものと思われる。

図表 3-19 被災 3 県における有効求職者の動き（季節調整値）



（資料出所）図表 3-18 に同じ。

図表 3-20 被災 3 県における雇用保険受給資格決定件数の動き（原数値）



（資料出所）図表 3-18 に同じ。

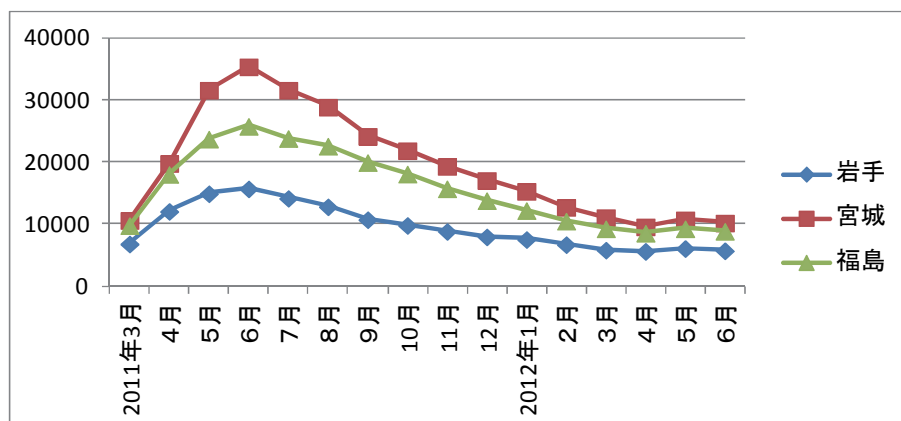
4月から5月にかけて特に急増しており（図表 3-20）、これを受けて雇用保険受給者実人員⁴¹は6月くらいにピークを示し、その後緩やかに減少傾向で推移している。なお有効求職者数は2011年秋口から年末にかけて横ばいで推移しているが、これは以下に見るように、政府が雇用保険の基本手当の給付日数の延長措置を講じた影響と見ることができる。

一般に雇用保険の受給者実人員は、通常の景気変動の中では緩やかに変動する。それは、個々の受給者は時間がたつにつれて、基本手当が給付日数に達し支給終了となっていくが、経済全体で見れば、新規に受給者のプールに入ってくる者もいるためである。しかし今回は突然の被災で、大量の人が一挙に解雇・離職（休職）したため、受給者実人員は図表 3-21に見られるように2011年4月から6月にかけて急増した後、徐々に逡減している。

こうした雇用保険の受給者実人員の動きを相対化して見るため、受給者実人員（基本手当のみ）のデータを有効求職者数で除して、その数値を被災3県と全国とで比較してみた。図表 3-22に見られるように、受給者実人員の有効求職者数に占める割合は、基本的には、全

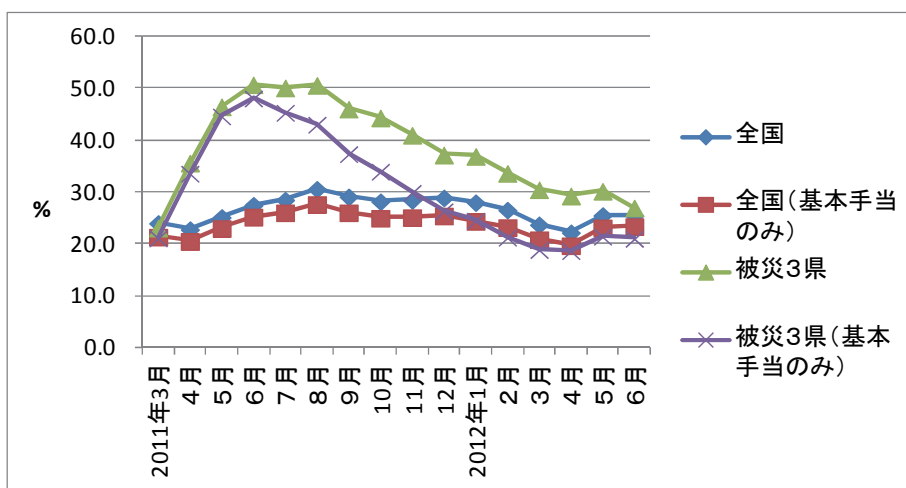
⁴¹ 雇用保険を受給する人の内訳でいうと、受給資格決定件数は新規に受給することとなった人の数でフローデータである一方、受給者実人員は、受給している者の総数でストックデータとなる。

図表 3-21 被災 3 県における雇用保険受給者実人員の動き（原数値）



（資料出所）図表 3-18 に同じ。

図表 3-22 被災 3 県における雇用保険受給者実人員の有効求職者に占める割合（個別延長給付との合計値。対全国比較）



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」、「雇用保険事業月報」

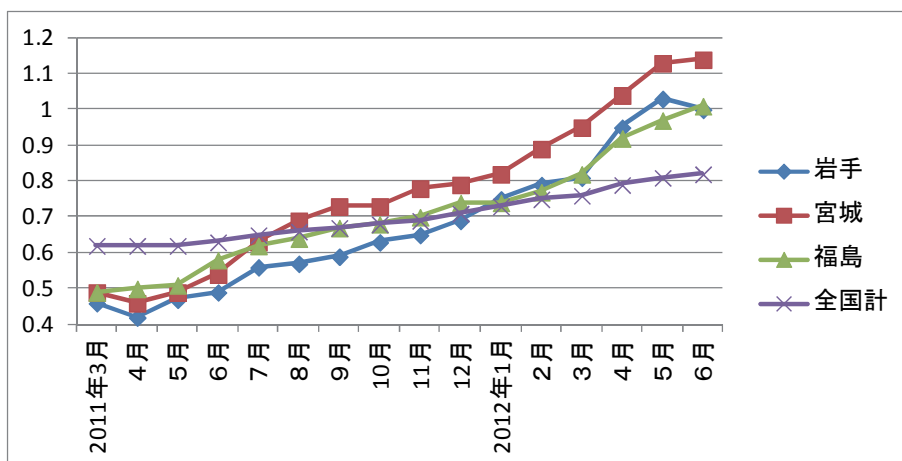
（注）雇用保険受給者実人員のデータとしては、基本手当および個別延長給付の合計値と、基本手当のみの 2 種類（いずれも原数値）を作成して、それぞれ有効求職者（原数値）に対する割合を計算した。
 なお、被災 3 県の雇用保険受給者実人員のデータとしては、厚生労働省は基本手当のほかに個別延長給付、特別延長および広域延長の 3 つの給付を合計したデータの 2 種類を公表しているが、同省のホームページからは、特別延長および広域延長の全国データが得られなかったため、ここでは基本手当と個別延長給付の合計値のみに基づいて計算をし、被災 3 県と全国とを比較したものである。

国平均で 2011 年中は、年央に若干の上昇を示した後、年末にかけてほぼ横ばいで推移した後、今年に入って緩やかに低下しており、本年 5 月は 23.2% となっている。これに対し被災 3 県では、昨年 6 月にかけて大きく上昇（6 月はピークで 44.0%）した後、8 月までほぼ横ばいで推移し、その後緩やかに低下している（今年 5 月には 19.1% と全国平均より低くなっている）。昨年 6 月から 8 月にかけて被災 3 県で割合が急上昇したのは、正に震災による影響と考えられ、解雇・離職（休職）し雇用保険を受給することとなった者が急増したことによるものと考えられる。

因みに第4章でも紹介するように、政府は被災者の生活の安定を図る観点から、雇用保険基本手当の給付日数を二度にわたって延長した⁴²。これが被災3県でどう影響したかを見るために、同じく図表3-22において、上と同じ試算を基本手当と個別延長給付の合算額で行ってみると、被災3県では、その割合は昨年8月にかけて上昇を続け、その後年末まで緩やかに減少した後、今年に入ってかなり急に減少している。そして、基本手当のみのデータとの乖離幅（上昇幅）を見ると、全国平均のデータの場合には3ポイントほど高まる程度であるのに対し、被災3県では2011年末から2012年2月くらいにかけて10～13ポイントも割合が高まっている。被災3県に係る図中の2つの曲線の大きな乖離幅は、正に基本手当の延長措置などにより、被災した求職者が雇用保険受給者としてより長期に労働市場に残った影響と見ることができる。

以上のような求人、求職の動きを受けて、有効求人倍率は全国を上回るテンポで上昇し、かつ全国平均を上回る水準に達している。特に宮城県が高くなっている（図表3-23）。

図表3-23 被災3県における有効求人倍率（季節調整値）

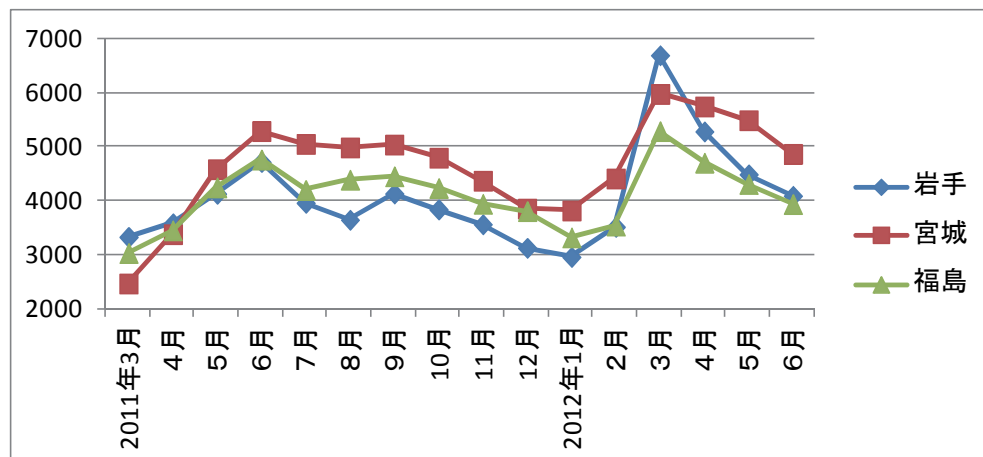


（資料出所）図表3-18に同じ。

次に就職状況を見てみよう。被災3県の就職件数の動きをみると、被災直後から2011年6月くらいかけて、件数は急速に増加した後、おおよそ横ばいから緩やかに若干減少するような動きとなっている（図表3-24）。なお、今年に入って就職件数が急に増加する動きとなっているが、これは延長された雇用保険の基本手当が支給終了することに伴い、適当な求人が見つかった人たちが再就職を急いだ動きと思われる。

⁴² まず、激甚災害法の雇用保険の特例を受けている人で、基本手当の支給終了日までに再就職できなかった場合、原則の60日分の延長に加えて、さらに60日分の延長を行ったほか、2011年10月からは、沿岸地域および警戒区域、計画的避難区域に住んでいる人の場合には、指定期間内に基本手当が支給終了となる場合、さらに90日延長する措置を行った。

図表 3-24 被災 3 県における就職件数（原数値）

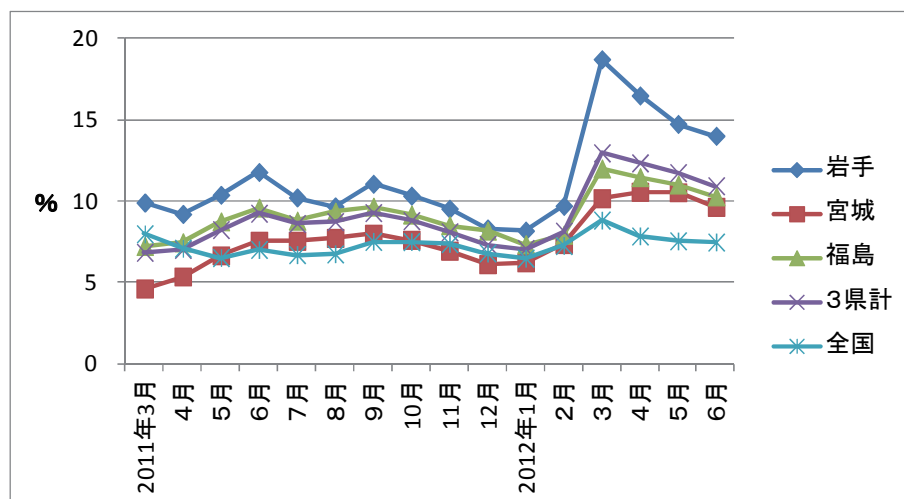


（資料出所）図表 3-18 に同じ。

こうした動きを有効求職者数で除した就職率で見てみよう。図表 3-25-1 によれば、岩手県と福島県は、被災直後から全国平均よりかなり高い率で就職していたことが窺える。図表 3-25-2 を見る限りでは、両県、特に岩手県は構造的に就職率がやや高い地域と見られる。これに対して宮城県は、おおよそ全国平均とほぼ同じ水準で推移している模様である。

なお就職率で見ても、今年に入ってから率は大きく跳ね上がっている（図表 3-25-1）。

図表 3-25-1 被災 3 県における就職率



（資料出所）図表 3-18 に同じ。

（注）就職件数には季節調整値がないので、データは原数値同士を除して求めた。

図表 3-25-2 被災 3 県における就職率（過去の推移。単位：％）

	全国	岩手県	宮城県	福島県
2005年	7.9	11.0	8.1	9.4
2006	8.2	11.7	8.2	9.8
2007	8.1	11.1	8.1	9.4
2008	7.1	9.7	7.1	7.7
2009	6.1	8.9	6.3	6.8
2010	6.7	9.3	6.6	7.5
2011	7.1	10.5	7.2	8.8

（資料出所）図表 3-18 に同じ。

最後に労働市場におけるミスマッチを意識して、新規求人の産業構成比の変化を見ておきたい。図表 3-26 に見られるように、被災 3 県はいずれも、平成 23 年度になって建設業の占める割合が大幅に増加している。それ以外の分野では特に大きな変化は見られない。

いずれの県でも平成 22 年度と比べて約 5 ポイントの増加であり、現場にあってはかなりの増加と受け止められているものと想像する。また先に見た国勢調査のデータで、被災 3 県では建設業に働く就業者の割合は、ともにほぼ 10%前後といった水準であった。ただ、本来、労働市場への出入り（新規入職、離転職など）の多い職種と少ない職種とで、ストックデータである就業者数に対するフローデータである求人数の比率の相対的に望ましい水準というのは、自ずと異なるはずである。また 10%の就業者の中には自営業者も含まれており、雇用者だけの割合はもう少し低くなる。さらに、先に国勢調査を用いて市町村別に就業構造を見た際に述べたように、大震災で被災して離職した人々については、一部の特定の産業（農業、漁業や製造業など）により多く就労していた可能性もある。そこから解雇・離職（休職）した者が探している仕事（産業・業種）は、現時点の求人の構造とマッチしない可能性も高い。

これだけのデータでこれ以上の推論はできないが、以上のようなことを背景としてミスマッチが起きる可能性は想像できるところである。

図表 3-26 新規求人の産業別構成（単位：％）

(1) 岩手県

	計	建設	製造	卸売小売	サービス	その他
平成21年度	100.0	7.9	11.9	15.4	13.4	51.5
22	100.0	8.1	12.6	16.2	12.7	50.4
23	100.0	12.1	11.2	15.4	14.9	46.4

(2) 宮城県

	計	建設	製造	情報通信	運輸・郵便	卸売小売	金融保険	宿泊飲食	医療福祉	サービス	学術専門	生活関連	その他
						不動産				サービス	サービス		
平成21年度	100.0	8.3	9.4	2.7	6.3	13.9	2.4	8.3	15.5	16.2	3.9	4.7	8.4
22	100.0	7.2	9.7	2.5	6.6	12.7	2.4	7.6	16.8	18.7	4.6	3.9	7.3
23	100.0	12.9	8.1	2.0	6.4	12.1	2.2	7.2	13.9	19.1	4.6	4.1	7.4

(3) 福島県

	計	建設	製造	運輸・郵便	卸売小売	宿泊飲食	医療福祉	サービス	その他
平成21年度	100.0	8.5	12.3	5.3	16.1	7.7	14.6	15.0	20.5
22	100.0	7.8	13.0	6.0	17.2	7.1	15.3	15.0	18.5
23	100.0	12.1	11.6	4.9	14.6	7.1	13.8	16.9	19.0

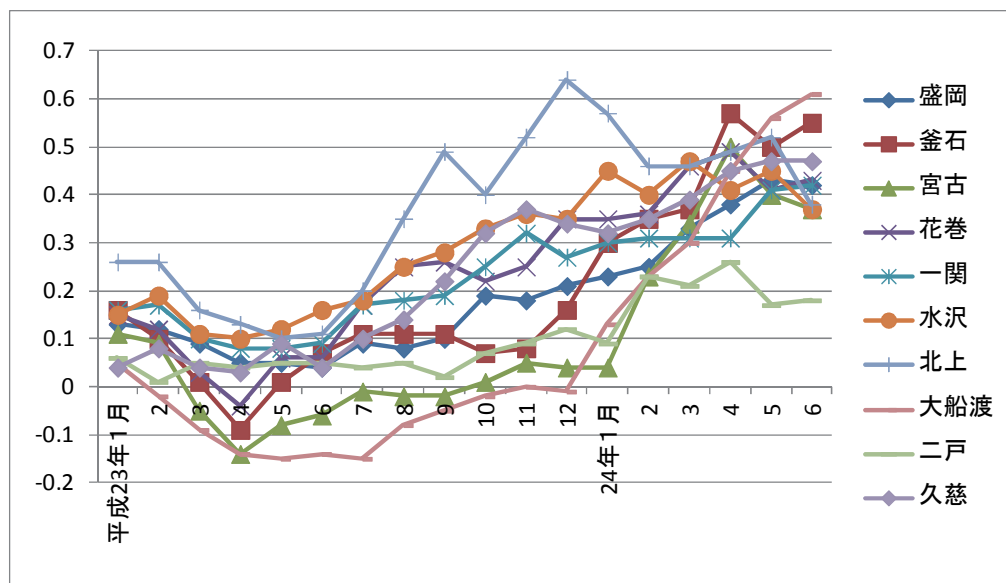
(資料出所) 岩手労働局、宮城労働局および福島労働局の各ホームページから得たデータをもとに、筆者が計算した。

(イ) 岩手県内の労働市場の状況

なお最後に、労働市場の現状を県別に簡単に見ることとする。ここでは、前述のように、被災市町村の従前の就業構造を前提として、過去1年間の労働市場の動きを分析する観点に立って、県内の有効求人倍率の動きをハローワーク別に見ることとする。

まず岩手県では、県全体として有効求人倍率が増加傾向にある中で、二戸のほか、大船渡、宮古と釜石管内⁴³では、回復テンポに遅れが見られる(図表3-27)。これら3所は津波の被災が大きかったと考えられる地域であり、そうした影響が出ているのかもしれない。

図表3-27 岩手県内のハローワーク別有効求人倍率の対前年同月差(単位:ポイント)



(資料出所) 岩手労働局「一般職業紹介」から得たデータをもとに、筆者が計算した。

(ウ) 宮城県内の労働市場の状況

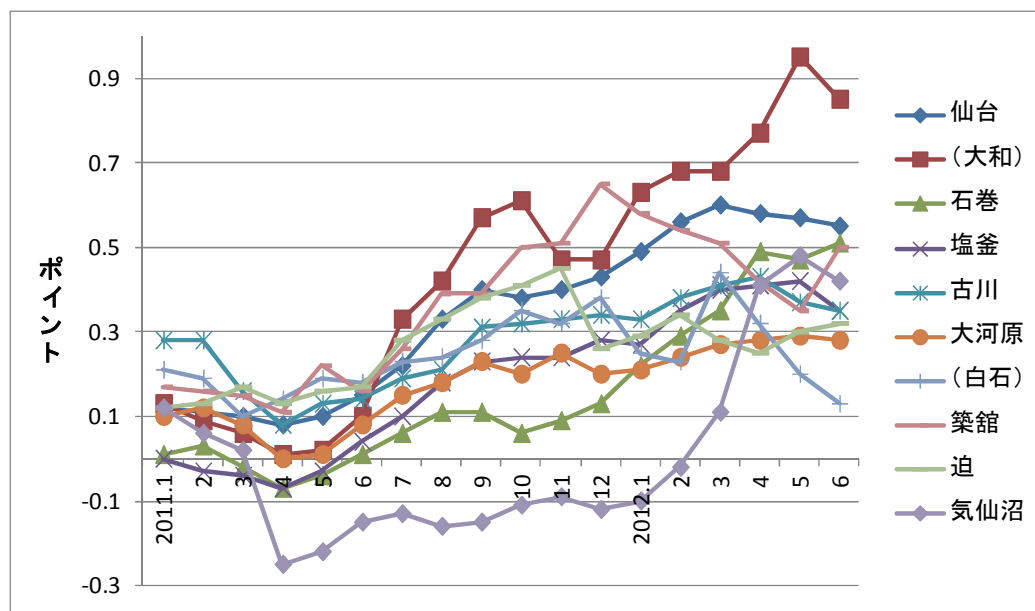
次に宮城県内のハローワーク別有効求人倍率の動きを見てみよう。

図表3-28の中で2011年3月以降、求人倍率が前年比マイナスで推移し、その後も回復が遅い動きとなっているのは気仙沼と石巻である。塩釜も当初はマイナスで推移していた。

⁴³ 管内は、それぞれ二戸が二戸市、二戸郡および九戸郡のうち軽米町・九戸村、大船渡は大船渡市、陸前高田市および気仙郡、宮古は宮古市および下閉伊郡(普代村を除く)、釜石は釜石市、遠野市および上閉伊郡である(資料出所は厚生労働省。以下、宮城・福島両県について同じ)。

これら3所は、同じくいずれも巨大津波の影響を受けた地域である⁴⁴。しかしそれ以外のハローワークは、2011 年年後半以降、前年差で 0.3 から 0.5 ポイント増加するような動きとなっており、着実な改善が見られている。

図表 3-28 宮城県内のハローワーク別有効求人倍率の対前年同月差（単位：ポイント）



（資料出所）宮城労働局「一般職業紹介」から得たデータをもとに、筆者が計算した。

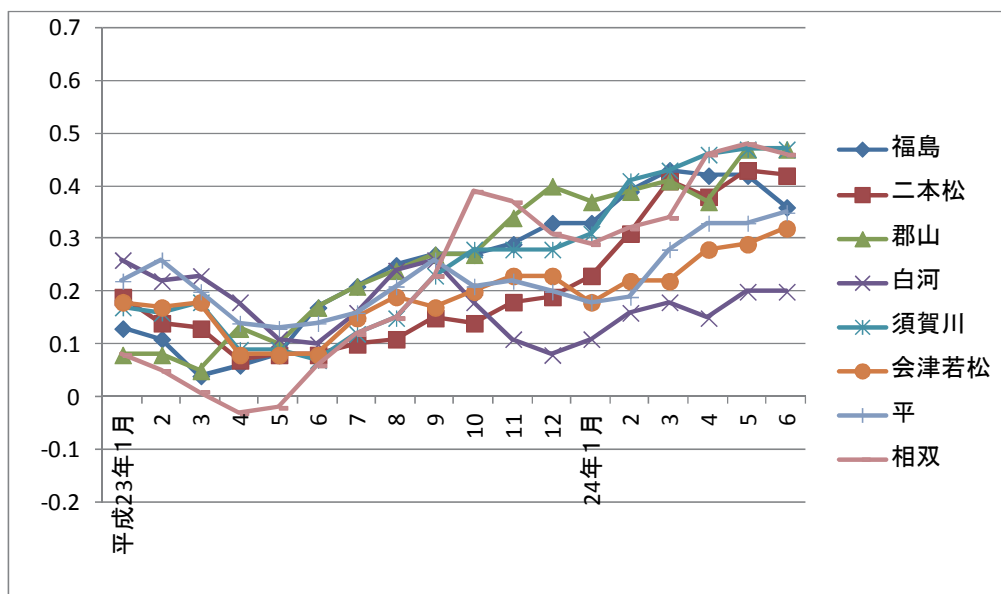
（エ）福島県内の労働市場の状況

最後に福島県内のハローワーク別有効求人倍率の動きを見てみる。

目立った動きとしては、相双が当初 2011 年 5 月くらいまで前年比マイナスとなったことと、6 月以降は逆に県内で最も上昇テンポが大きくなったこと、白河では逆に 2011 年前半、最も改善度合いが大きかったのが、年末あたりから 2012 年にかけて逆に最も前年差の上昇が小さくなったことである。全般的にいずれのハローワークも、改善テンポは宮城県内や岩手県と比べるとやや小さいが、有効求人倍率は前年差で堅実に改善が続いている（図表 3-29）。

⁴⁴ 管内は、それぞれ気仙沼が気仙沼市と本吉郡、石巻が石巻市、東松島市および牡鹿郡、塩釜が塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち大郷町、および宮城郡である。

図表 3-29 福島県内のハローワーク別有効求人倍率の対前年同月差（単位：ポイント）



（資料出所）福島労働局「一般職業紹介」から得たデータをもとに、筆者が計算した。

なお、相双は正に東電・福島第1原発事故の影響で避難地区に指定された地域で、特に北部には津波の被害も大きかった地域を含んでいる⁴⁵。

⁴⁵ 管内は南相馬市、相馬市、相馬郡（新地町および飯館村）および双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町および葛尾村）である。

参考表 4 経済の動向と企業・産業界の取組みに関する主な出来事

時期	朝日新聞および日本経済新聞の報道から見た主な出来事（経済の動向と企業・産業界の取組み関連）
2011 年	
3 月 11 日	東証 179 円安（アジア各国も全面安）、円は 2 銭円安。
3 月 12 日	自動車大手各社など、製造業で全社的に操業停止を決定。
3 月中旬	・ガソリン、軽油など石油製品の品不足が深刻に。 ・上場企業に資金調達の見直し（社債発行や増資の中止・延期）、決算発表の日程や配当計画を変更する動き。 ・産業界、幅広い分野で新商品の発売延期が相次いだ。 ・被災地出身者の入社式を遅らせる動き。また 2012 年春入社に向けた新卒採用活動を遅らせる企業も相次いだ。
3 月 14 日午後	東電、初の計画停電を実施。
3 月 15 日	日経平均、1,015 円安。ニューヨーク株式市場も大幅安。下落率はリーマン・ショック後の 2008 年 10 月 16 日に続く過去 3 番目の下げ幅。
3 月 17 日	円、一時 76 円台、戦後最高値（最終的には 79 円 21 銭）。
3 月 21 日	自動車大手企業、国内工場の一部で海外の生産拠点に搬送する部品生産等を再開（3 月 24 日からは在庫部品を使って車両の生産を開始）。運輸大手企業、岩手、宮城、福島多くの地域で宅配サービスを一部再開する。
3 月下旬	・製造業各社、部品調達の遅れが長引き、生産停止を延長する動きが続く。一方、計画停電に対しては、休日・夜間操業したり自家発電を利用したりする動きが多いが、高品質製品を扱う企業などでは、品質のばらつきを懸念して操業を停止。 ・生理用品製造企業では紙おむつの仕様を簡素化したり（原材料の調達が難しくなったため）、食品・日用品業界では容器などの資材不足で生産に影響が生じ始めている。 ・海外の自動車製造企業で、日本の部品メーカーなどからの供給が滞っているため、レイオフが発生している旨の報道あり。 ・被災した陸海空の幹線物流網の復旧は急ピッチで進み、復旧率はほぼ 9 割に達した。港湾も 15 港すべてが開港（国交省の集計）
3 月 24 日	J R 貨物はこの日、3/25 より新潟経由の新ルートで横浜-郡山間に、石油専用列車を運行する旨発表。
3 月末までに	大手外食産業や大手スーパーなどでは、全店での通常営業にほぼ戻った。一方、ビール大手の主力工場では、稼働停止や生産減を余儀なくされた。復旧のめどが立たない工場もあった。また関東や東北で牛乳の品薄が続いた。大手乳業を含む 4 社の工場で、震災に伴う損壊で操業を止めて処理能力の約 7 割が失われたため。
3 月 31 日	3/31 までに少なくとも 15 ヶ国・地域で、日本産の食品輸入が規制された（農水省調べ）。大手製菓企業は内定を取り消された新卒者を 10 人程度、正社員として採用すると発表。この他、電鉄会社や製菓大手も同様に内定取り消しを受けた者を採用すると発表。
4 月 5 日	厚労省は、岩手、宮城、福島 3 県のハローワークで窓口業務を担当する 1 年契約の非常勤職員を新たに雇用する方針を発表。また、同じく岩手、宮城、福島 3 県の避難所で、雇用、年金、福祉などのワンストップサービスを実施すると発表。さらに 3 県内のハローワークは平日は夜間、休日、祝日も開庁することに。
4 月 8 日	厚労省はこの日、震災による内定取消し件数が 4/6 時点で 173 人になったと発表（3/31 時点から 50 人増）。
4 月上旬	人材サービス各社で東日本大震災の被災者を支援する動きが始まった。
4 月中旬	・自動車大手企業、休止していた国内工場で生産を順次再開（稼働率はまだ落としたまま）。 ・福島県いわき市沿岸を中心にウニ、アワビ漁をしている協議会は、福島第 1 原発事故を受けて、5 月 1 日に解禁される今期の漁はしないことを決めた。 ・コンビニ大手、大震災で被災した東北地方からのコメの調達を 5 月中旬頃より拡大する計画。
4 月 20 日	財務省がこの日発表した 3 月の貿易統計によると、3 月 11 日から 3 月末までの輸出額は前年同期比で 9.7%減少。3 月 1 か月では前年同月比 2.2%減で、16 ヶ月ぶりのマイナス。
4 月 26 日	経産省がこの日発表した緊急調査で、被災した大手製造業の生産拠点 70 ヶ所のうち 6 割が既に復旧、3 割も 7 月までに生産再開する見通しであることがわかった。部品や材料の代替調達先を見つけた企業も 7 割にのぼる。ただ 7 月までに十分な部品・部材を確保できると答えた企業は 4 割に止まり、供給先の完全な復旧は秋ごろにずれ込む見通し。

4月28日	・経産省がこの日発表した3月の鉱工業生産指数（速報値）は前月比15.3%の低下、過去最大のマイナス幅。
4月末	・厚労省がこの日発表した3月の雇用調整助成金の支給決定状況によると、助成金の対象者数は117万3,486人で、2009年12月以来15ヵ月ぶりに前月を上回った。 製造業で大型連休を返上して、国内工場を操業する動きが相次いでいることが報じられた。夏場の電力制限に備え在庫を積み増すための前倒し生産、および大震災による生産の遅れを取り戻す動き。
5月6日	帝国データバンクがこの日発表した東日本大震災関連倒産の動向調査では、震災発生から4月末までの間の関連倒産件数は合計66件、負債総額は371億300万円で、倒産の発生速度は阪神大震災の時の3倍の速さ。
5月上旬	大震災による農林水産業の被災額は5/8までで岩手、宮城を中心に約1兆5,000億円。（農水省調べ。内訳は農地・農業用施設関連で約6,800億円、漁船・漁港などで約6,500億円。また漁船は約1万9,000隻、農地2,000カ所以上が津波や地震で損壊。漁港は北海道から千葉県にわたる319港で被害。農水省が把握している限りで過去最大の被害額。）
5月中旬	・厚労省が、被災3県の失業者数を5/13時点で初めて集計（3/12から5/13までの間に交付された離職票・休業票の枚数の合計値）したところ、総計10万6,461人に達した。 ・東電福島第1原発事故以降、事業会社の社債発行は見送られてきたが、機関投資家の強い運用ニーズなどを背景に本格再開の動きが出始めた。 ・大震災の津波による水産物の養殖の被害額（5/18まで）は全国で総額約1千億円に上る（農水省調べ）。
5月18日	銀行業界はこの日、大震災被災によるいわゆる「二重ローン」問題について、既存の貸出債権や担保の土地を公的機関が買い取ることを柱とした独自案をまとめた。大手銀行や地方銀行などが共同で構想をまとめた。全国銀行協会が5/19、政府・民主党に提示した。
5月19日	・内閣府がこの日発表した今年1～3月期のGDP（一次速報）によると、前期比実質0.9%減で2四半期連続のマイナスとなった。大震災の影響で消費や投資が落ち込んだ。 ・日本政府観光局（＝独立行政法人国際観光振興機構＝筆者）がこの日発表した来日外国人客数（推計値）によると、4月は29万5,800人（前年同月比62.5%減）で8年ぶりに30万人割れ、下げ幅は3月（50.3%）を上回り、2ヵ月連続で過去最大を更新した。 ・経産省がこの日発表した3月の製造工業稼働率指数は前月比21.5%下落、比較可能な1968年2月以降で過去最大の下げ幅となった。
5月21日	漁を中断していた岩手県宮古市の漁協で、この日、旬を迎えた天然のワカメ漁が始まった。漁は震災以来約70日ぶり。
5月末までに	企業の間には、物資や義援金を出すだけでなく、ボランティア休暇制度を拡充するほか被災地への交通・宿泊費用を負担したりして、社員が継続的に被災支援のためのボランティア活動に取り組める仕組みを促進する動きが目立つようになってきた。
5月30日	内閣府がこの日発表した5月の地域経済動向で、大震災による生産の落ち込みを主な理由として、全国11地域のうち四国と北陸を除き9地域の景況判断を引き下げた中で、特に東北については、前回の「持ち直し」から「極めて大幅に悪化」と過去に例のない表現へと引き下げた。
6月1日までに	自動車主要8社は6/1までに、7～9月の休業を土、日曜日から木、金曜日に移すとそれぞれ発表した。本社を含む全事業所が対象。日本自動車工業会が決めた方針に従い、節電で足並みをそろえる。
6月上旬	・4月の農林水産物の輸出額は前年同月比14.7%減（農水省調べ。諸外国の輸入規制が響いたものと分析。） ・自動車大手企業、主力車種について納期が平均2～3か月かかると発表。6月から国内生産がほぼ正常化したため納期のメドが立ち、これにより販売面での正常化も見えてきた。
6月中旬	・東電福島第1原発周辺の「緊急時避難準備区域」内で操業を停止していた、南相馬市の製紙会社が6/20から生産を再開することに。工場内の放射線量が基準規制量を下回っているため。 ・自動車の国内生産は、部品不足は徐々に解消し、すでにほぼ正常の生産に戻っている企業もあるなど、回復が鮮明になってきた。 ・震災後、激減していた来日外国人客の動きに、持ち直しの兆しが出てきた。家電量販店に団体客が来店する動きや、大手ホテルの中で、外国人宿泊客が前年比8割の水準まで戻したところもある。
6月20日	6月の月例経済報告で景気全体の基調判断が前月から引き上げられた。上方修正は4ヵ月ぶりで、震災後は初めて。ただし雇用情勢の判断は下方修正し、先行きに警戒感を示した。

6 月下旬	・大震災で工場を失った中小企業に対し、生産拠点を貸し出す動きが見られる旨の報道あり。 ・大震災の津波で漁港や魚市場に大きな被害が出た宮城県南三陸町で、7 月からタコ漁が再開される。被害の少なかった漁師から早期再開を求める声が高まった。ただし、漁参加者は震災前の半分以上の 18 人。
6 月 29 日	経産省がこの日発表した 5 月の鉱工業生産指数（速報値）は、2 ヶ月連続で上昇となった。経産省は基調判断を「回復しつつある」と 5 ヶ月ぶりに上方修正した。
7 月 2 日	自動車業界を中心に、休日を平日に振り替えての土日操業が今日からスタートした。
7 月上旬	厚労省は、大震災の影響で 6/30 までに内定を取り消された学生数を全国で 416 人と発表した（内訳は高卒 248 人、大卒などが 168 人。416 人のうち 217 人は、別の会社に入社済みかこれから入社することが決まっている）。
7 月 12 日	大震災で大きな被害を受けた宮城県石巻市の魚市場が約 4 か月ぶりに再開した。
7 月 15 日	・厚労省、来春卒業予定の高校生の就職希望状況（5 月 15 日時点）を発表。就職希望者は全国平均で前年同期比 0.3%増の 18 万 8,481 人。このうち県外就職の希望者の割合は 14.2%（同 0.5 ポイント減）であったが、宮城では 20.0%（同 5.2 ポイント増）、福島は 23.4%（同 6.3 ポイント増）、岩手は 32.7%（同 1.6 ポイント減）であった。 ・この日、東京都中央卸売市場食肉市場で福島県産牛の取引が中止となった。
7 月 19 日	この日、東京都中央卸売市場食肉市場の取引で、和牛の平均価格が前の週末の半値以下に急落した。
7 月末までに	中国やカナダなど日本の食品の輸入を再開する国が増え始めており、輸入規制を見直す動きが広がってきた。
8 月 1 日	帝国データバンクがこの日発表した 7 月の東日本大震災関連倒産は 49 件で、6 月比で約 4 割減、震災発生後初めて前月を下回った。
8 月上旬	福島、宮城など 4 4 県の肉用牛の出荷停止で、関東の食肉市場への入荷が激減している。
8 月 5 日	厚労省は、2010 年度に大学などを卒業した人の採用内定取消しが 556 人（179 社）に上ったと発表した。うち 427 人（126 社）は東日本大震災が原因。リーマン・ショック後の 2008 年度（2,143 人）、アジア通貨危機の 97 年度（1,077 人）に次ぎ 3 番目に多かった。
8 月 8 日	東京商工リサーチがこの日発表した全国企業倒産状況によると、7 月の倒産件数は前年同月比 1.4%増で 3 ヶ月連続で増加した。大震災に関連した倒産が増えているため。大震災関連の倒産は阪神大震災の時の 3 倍のペースで推移。
8 月 15 日	内閣府がこの日発表した 2011 年 4～6 月期の GDP 速報値は、実質で前期比 0.3%減（年率換算 1.3%減）となり、3 期連続マイナスとなった。
8 月中旬	養殖ワカメの収穫量が全国 1 位など養殖が盛んな岩手県で、津波被害を乗り越えて再開を目指す養殖施設は、現時点で震災前の 44%に止まることがわかった。震災をきっかけに引退を決めた高齢者も多く、同県内で養殖を続ける漁師は震災前から 3～4 割減の見込み。
8 月下旬	今年のサンマ漁は 7 月に北海道沖で解禁となり、8/22 には大震災で甚大な被害が出た岩手県の宮古市と大船渡で初の水揚げがあった。8/24 には同じく宮城県気仙沼湾でも初の水揚げがあった。
8 月下旬までに	・東電福島第 1 原発の緊急時避難準備区域にある特別養護老人ホームと介護老人保健施設の多くが、大幅な職員不足になっていることがわかった。 ・企業が相次いで、大震災の復興支援のためのボランティア派遣に取り組んでいる。中には勤務扱いで派遣するものも。
9 月上旬	・大震災後、岩手、宮城、福島 3 県のハローワークに登録した被災求職者 6 万 3,352 人のうち、7 月末までにハローワーク経由で就職した人は約 2 割の 1 万 3,017 人であったことがわかった。 ・東北経済連合会の調査によると、大震災によって建物や設備に直接被害を受けた企業は、製造業・非製造業ともに全体の 70%強、また間接被害（複数回答）では製造業では「物流網の変化によるコスト増」の 42%が最も多く、「サプライチェーン（供給網）の断絶による生産減」の 30%を上回った。
9 月 14 日	経産省がこの日発表した 7 月の製造工業稼働率指数は前月比 0.6%増で、3 ヶ月連続のプラスとなった。
9 月中旬	・千葉県は、7～8 月の海水浴客が 114 万 7 千人で、前年（230 万 4 千人）の半数以下に落ち込んだと発表した。記録が残る 1971 年以降で最も少ない。 ・大震災の被災地を地盤とする地方銀行が、高卒予定者の採用を相次いで復活させる。仙台銀行は 19 年ぶり、岩手銀行は 18 年ぶり、東邦銀行（本店・福島市）は 5 年ぶりとなる。
9 月 21 日	財務省がこの日発表した 8 月の貿易統計速報（通関ベース）によると、輸出は前年同月比 2.8%増と 6 ヶ月ぶり、大震災以後では初めて前年比プラスとなった。

9 月 22 日	農水省がこの日発表した、大震災で被災した農漁業の再開状況（7/11 時点）によると、農業では被害のあった岩手や宮城など 8 県の農家や農業法人のうち、73.7%が営農を再開した。一方、漁業（養殖業を含む）では岩手、宮城など 6 道県で、再開できたのは 35.5%にとどまった。
9 月 30 日	経産省が発表した 8 月の鉱工業生産指数によると、前月比 0.8%上昇で 5 ヶ月連続の増加、東日本大震災後、初めて前年同月水準を上回った。経産省は基調判断を「震災の影響からほぼ回復した」とした。
10 月上旬	日本産食品に対する諸外国の輸入規制の緩和が進まない。全面解除に踏み切ったのはカナダのみ。
10 月中旬	福島県がまとめた 9/30 現在の高校生の内定状況によると、内定率は 34.5%で昨年同期（31.9%）を上回っているが、内定者のうち県外就職は前年同期比 24.0%多く、県内就職率は 67.3%から 60.6%に下がった。
10 月 28 日	総務省が発表した労働力調査は、大震災後初めて被災 3 県分を含む全国集計の値となった。9 月は東北全体で対象世帯の 9 割で調査ができたため、全国集計に踏み切った。
10 月 30 日	宮城県で生食用カキの出荷が始まった。津波で壊れた加工場の修復に時間がかかり、例年より約 1 ヶ月遅れの出荷となった。
10 月末までに	東日本大震災で被災した農地を復旧する農業復興組合が急ピッチで設立されている。被災 3 県（23 市町）で 80 組合が発足。共同でがれき処理や水路補修などを手がけ、生産の共同化、大規模化を目指す動きもある。対象面積は被災農地の約 7 割に達した。
11 月 6 日	大震災の津波被害に遭った宮城県沿岸部で、被災前は水田だった土地で栽培した綿花が 11/6、初収穫される。綿花は塩害に強く、紡績会社やアパレル業者が技術指導や製品化などに協力した。
11 月上旬	・日銀統計で 10 月の貸出残高が前年同月比 0.1%増と、約 2 年ぶりに前年を上回った。国内銀行の貸出減少に一服感が出てきた。電力会社向けの融資が膨らんでいるほか、東日本大震災の被災地で資金需要が回復しつつある。 ・岩手、宮城、福島 3 県の主要 9 港で、4～10 月の水揚げ量は前年同期比で 7 割、金額で 6 割減っていたことがわかった。特に昨年全国 5 位だった石巻は、量、額ともに 9 割減。一方、津波被害が小さかった塩釜と久慈は周辺の港に入っていた漁船が使うようになり、逆に水揚げが増えた。
11 月 14 日	内閣府が発表した 2011 年 7～9 月期の GDP 一次速報は、実質（季調済）で前期比 1.5%増（年率 6.0%増）、2010 年 7～9 月期以来、4 四半期ぶりプラス成長となった。
11 月 19 日	東北一のイチゴの産地である宮城県亘理町で、収穫されたイチゴがこの日、仙台市の市場から震災後初めて出荷された。昨年より 1 ヶ月ほど遅く、数量も大幅に減ったが、地元関係者は復活への一步を祝った。
12 月 13 日	中小企業庁がこの日発表した 10～12 月期の中小企業景況調査によると、東北地方の建設業の業況判断 DI が 7～9 月期よりさらに改善、2 期続けてマイナス幅が縮まった。
12 月中旬	東電福島第 1 原発の周辺にある製造業の主要工場のうち、大震災後に移転した工場が 70 カ所を超えたことがわかった。このうち約 30 工場は県外に移転。（日経新聞社調べ。12 月 16 日付同紙朝刊）
12 月下旬	被災 3 県で、復旧や復興の公共工事をする建設業者が決まらない例が急増している旨、報道あり。働き手が足りなかったり、賃金が上がったりして、入札への参加そのものや落札が難しくなっているため。
<u>2012 年</u>	
1 月上旬	福島県産牛の価格が戻らない旨の報道あり。（放射性セシウムによる汚染が同様に判明した岩手、宮城、栃木産の価格は回復しつつあるが、福島産は 1 年前のほぼ半額という状況が続いている。東京食肉市場では 9 月から全頭検査を行い、暫定基準値を超えたものは見つかっていないが、戻っていない。）
1 月 17 日	2011 年に日本に入国した外国人は約 714 万人と、前年より約 24.4%（約 231 万人）減少したことがこの日、法務省入国管理局の集計（速報値）でわかった。減少幅は 1950 年の統計開始以来、最大。
1 月 25 日	財務省がこの日発表した 2011 年の貿易統計（速報）によると、輸出額から輸入額を引いた貿易収支は 2 兆 4,927 億円の赤字だった。貿易赤字は 31 年ぶりで、第 2 次石油危機で原油価格が高騰した 1980 年以来だ。東日本大震災による部品不足や円高、タイの洪水で輸出が前年比 2.7%減る（2 年ぶりの減少）一方、原発停止に伴って火力発電燃料の輸入が前年比 12.0%増と急増した（輸入増は 2 年連続）。

2月初めまでに	被災3県の労働局の集計で、今春卒業する高校生の就職内定率（昨年12月末時点）が84.8%と、前年同期を10.2ポイント上回ったことが明らかになった。県別には特に宮城（83.1%）が17.5ポイント増と、増加幅が大きい。
2月上旬	宮城県の調べで、昨年11月末時点の状況として、事業の中止や廃業を決めた会社は1,117社（その9割は津波被害が大きい沿岸部に集中）、今後の事業方針が不明なのは1,080社、このほか調査ができなかった企業が1,762社あったことがわかった。これら全体は県の商工会議所、商工会に入る企業の1割に当たる規模。
2月13日	内閣府はこの日、2011年10～12月期のGDP（一次速報）を発表。この結果、2011年暦年のGDPは前年比2.8%減（実質値は前年比0.9%減）となり、2年ぶりのマイナスとなった。
2月28日	国産ワカメの生産量の8割を占める「三陸ワカメ」の入札がこの日、東日本大震災後初めて、宮城県気仙沼市の県漁協わかめ流通センターで行われた。初日の入札量は塩漬けの塩蔵ワカメが昨年の半分、干しワカメが9分の1に止まった。
3月16日	今春卒業する大学生の2/1時点の就職内定率が80.5%で、前年同期に比べて3.1ポイント上昇したことがこの日、文科省と厚労省の調査でわかった。被災3県は岩手92.5%、宮城88.1%、福島88.7%で、中でも宮城は同17.2ポイントと高い伸びを示した。
3月23日	EUの欧州委員会はこの日、日本産の食料品を対象とした輸入規制の一部を緩めることを決めた（日本酒とウィスキー、焼酎について、事前の放射能検査や検査証明書、産地証明書を付けなくてもEU向けに輸出できる）。また農水省は、香港政府との間で、東電福島第1原発事故の影響で輸出できなかった福島、群馬、茨城、栃木、千葉の5県産の食肉と卵について、放射性物質の検査証明書の様式を合意し、輸出を再開できるようになったと発表した。
3月下旬	JA全農福島の2011年産米の集荷量約8万トンに対する契約実績は3/26までに約5万6千トンと7割を超え、停滞していた福島県産米の取引が徐々に回復している、との報道あり。

（注）本表は資料編に取りまとめた新聞情報（朝日新聞および日本経済新聞の記事を引用して作成したもの）をもとに作成した。表全体をコンパクトにするため、筆者が文章をまとめ直したものもある。該当情報の出典新聞および原文については、日付を参考にして資料編でご確認頂きたい。

○第3章の関連情報（岩手県「被災事業所復興状況調査」）

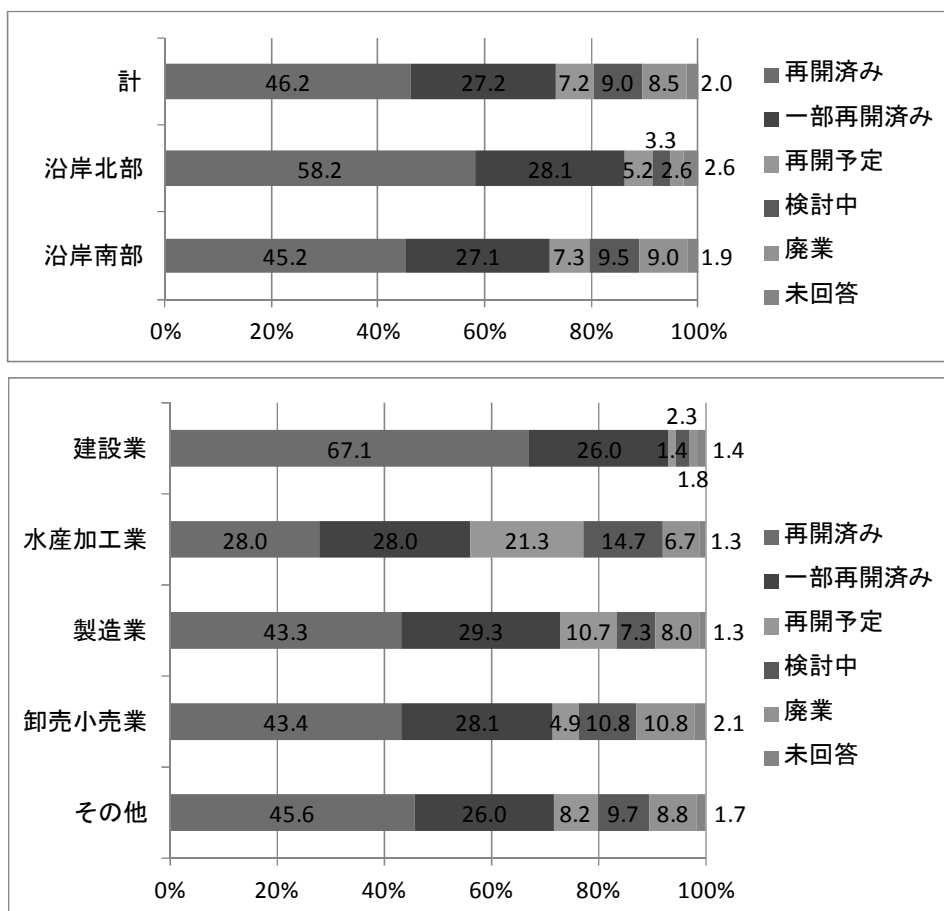
岩手県では、平成24年3月末までに、被災12市町村の商工会議所及び商工会の会員等で被災した事業所を中心とする3,150事業所を対象に、「被災事業所復興状況調査」（24年第1回）を実施している。被災県が自らこれだけ規模の大きい、まとまった調査を実施するのは初めてであると思われる。被災地における産業復旧の現状を知るための大変貴重な統計であるので、以下ではこれを紹介してみたい。なお以下に示すデータは、岩手県のホームページ上の調査報告書の中から、若干ではあるが選択的に取り上げている。調査結果全体については、同ホームページ⁴⁶をご覧ください。

回答事業所は下の調査概要の項目(5)にあるように、建物全壊が70.8%、設備等が全壊したのが75.7%を占めるなど、津波によって非常に大きな被害を受けた事業所が多くを占めている。そして事業の再開状況については、全体の46.2%が再開済み、27.2%が一部再開済みであるものの、廃業となった事業所も8.5%、検討中の事業所も9.0%あり、厳しい状況が見て取れる。地域別には、沿岸北部では再開済み（46.2%）または一部再開済み（27.2%）とする事業所が多いのに対し、沿岸南部では検討中（9.5%）や廃止（9.0%）とする事業所も見られており、津波の影響がより大きく事業再開の遅れにつながっている可能性がある。さらに産業別にみると、建設業で再開済みが67.1%、一部再開済みが26.0%と再開状況がかなり良好であるのに比べ、水産加工業では再開済み、一部再開済みがともにそれぞれ28.0%で、検討中は14.7、廃業も6.7%を占めており、再開状況は最も遅れている（図表3—参—1）。

調査の概要			
(1) 調査対象			
被災12市町村の商工会議所及び商工会の会員等で被災した事業所を中心とする3,150事業所			
(2) 調査方法			
郵送法			
(3) 調査対象時期			
概ね平成24年2月1日時点			
(4) 回収結果			
有効回答率 73.2% (2,305事業所／3,150事業所)			
(5) 回答事業所の属性			
産業分類別			
	建設業	10.4%	
	水産加工業	3.3%	
	製造業	7.8%	
	卸小売業	27.5%	
	その他	46.2%	
	未回答	4.9%	
被災状況別			
	津波による建物被害		津波による設備等被害
	全壊	70.8%	全壊 75.7%
	半壊	13.8%	半壊 6.6%
	一部損壊	3.0%	一部損壊 6.4%
	被害なし	8.3%	被害なし 5.1%
	未回答	4.1%	未回答 6.2%

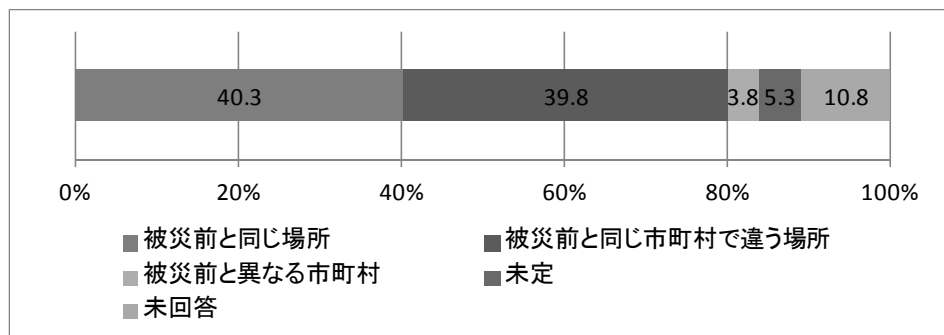
⁴⁶ http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/pdf_doc/jigyousyochosa_2401.pdf

図表 3—参—1 事業再開の状況



次に事業再開した事業所（再開予定および検討中の事業所を含む）がどこで再開したか、その場所を見ると、40.3%の事業所は被災前と同一所と答えたが、39.8%は同じ市町村で違う場所、3.8%の事業所は違う市町村などとなっており、5.3%の事業所は未定と答えている。見られるように、被災した場所でそのまま再開するのは容易ではなく、被災程度によっては同じ場所での再開は非常に難しく、状況によっては計画が立たない場合もあることが見て取れる（図表 3—参—2）。

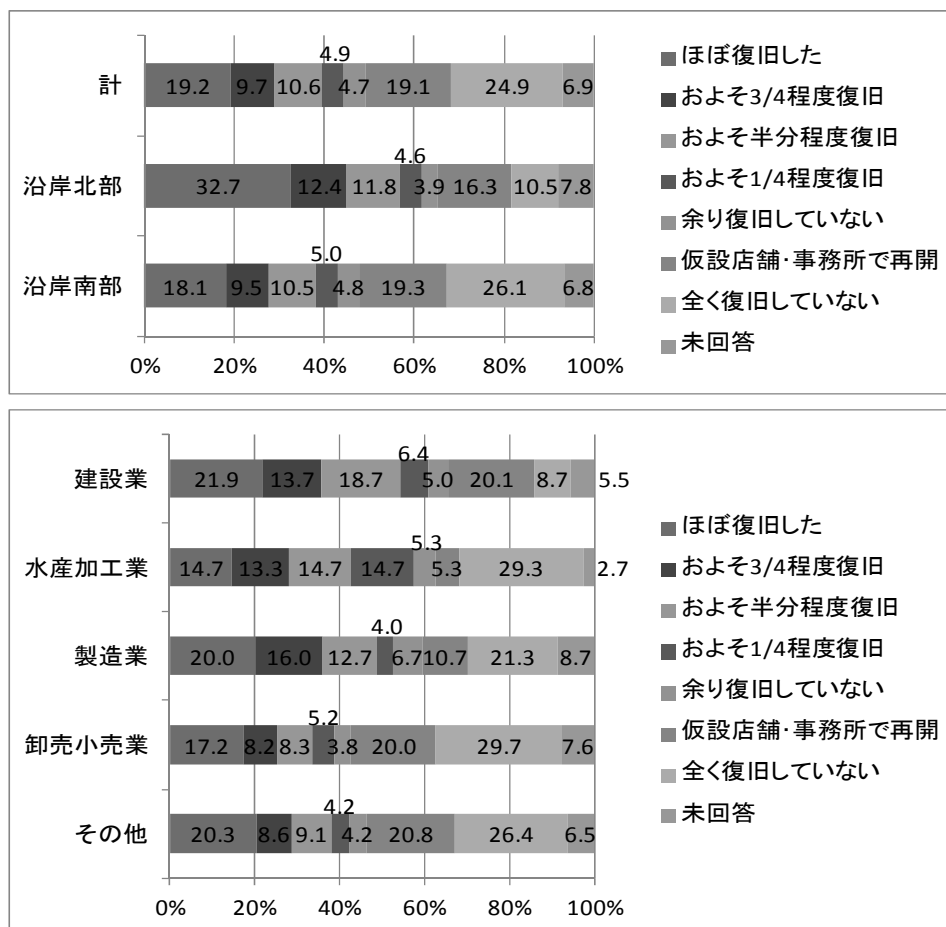
図表 3—参—2 事業を再開した場所



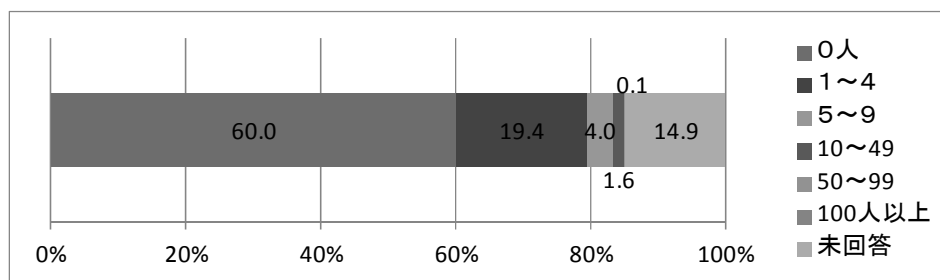
また、被害を受けた建物や設備の復旧状況については、全体では「ほぼ復旧した」(19.2%)、「およそ3/4程度」(9.7%)、「およそ半分程度」(10.6%)、「およそ1/4程度」(4.9%)、「余り復旧していない」(4.7%)、「仮設店舗・事務所で再開」(19.1%)、「全く復旧していない」(24.9%)となっている。事業所によってかなり異なっているが、全く復旧していない事業所が全体の4分の1を占め、余り復旧していない事業所および仮設店舗での再開とする事業所を加えると、全体の半数以上が余り復旧していないと答えている。地域別には沿岸南部でそうした事業所が多い。また産業別には、建設業が最も復旧が進んでいると見ることができ一方、卸売小売業では「余り復旧していない」、「仮設店舗・事務所で再開」、「全く復旧していない」の3つの合計が50%を超えており、復旧が遅れている事業所が多い。また製造業でも、復旧度合の高い事業所は多いものの、「余り復旧していない」、「仮設店舗・事務所で再開」、「全く復旧していない」とする事業所も合計で4割近くあり、総じて復旧が遅れている事業所が多い。水産加工業では事業所によってかなり区々で、ほぼ復旧した事業所がある一方で、全く復旧していない事業所も多くなっている(図表3—参—3)。

つぎに、当面の雇用予定を尋ねた質問に対する回答結果を見ると、全体の6割の事業所で雇用予定がなく、あっても1～4名程度(19.4%)となっている。地元の雇用創出という点

図表3—参—3 直接被害を受けた建物・設備の全体的な復旧状況



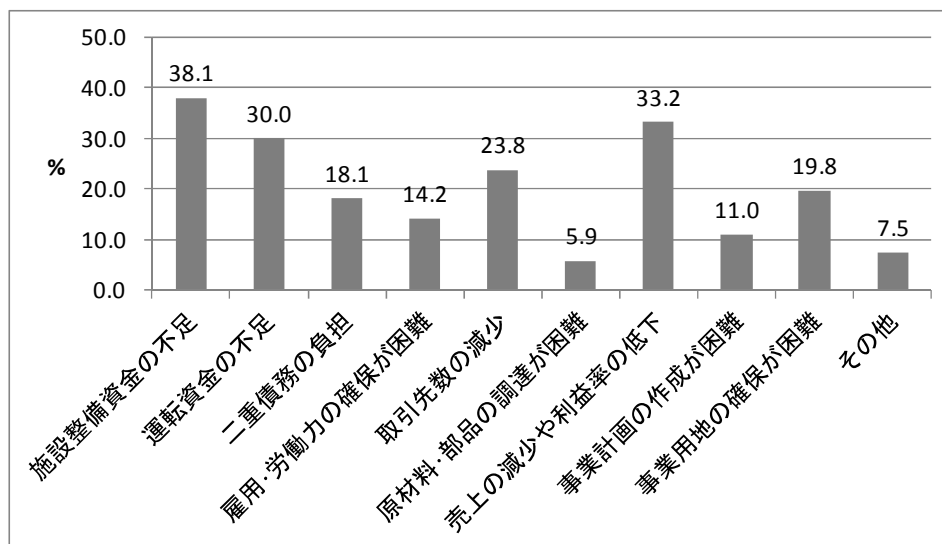
図表 3—参—4 今後（概ね 2012 年 5 月まで）の雇用予定者数



で期待は膨らむが、現実はかなり厳しい状況であることが窺える（図表 3—参—4）。

最後に現在抱えている課題（3つまでの複数回答）を見ると、「施設整備資金の不足」（38.1%）や「運転資金の不足」（30.0%）など資金面での課題を挙げる事業所が多く、また現在の経営状況を反映して「売上の減少や利益率の低下」（33.2%）とする事業所も多い。一方「取引先数の減少」を挙げる事業所は 23.8%と 4 番目に多いが、「事業用地の確保が困難」（19.8%）や「二重債務の負担」（18.1%）などは、それぞれ割合はやや小さくなっている。しかし、当該調査の解説文によれば、産業別に見ると水産加工業では「施設整備資金の不足」（54.7%）について「二重債務の負担」（48.0%）が多くなっているとのことである。津波で設備を流され破壊された水産加工業の事業所では、施設整備の資金調達の課題を抱え、それはとりもなおさず二重債務の問題につながっている現状を窺い知ることができる。

図表 3—参—5 現在抱えている課題（3つ選択）



当該調査報告書の紹介は以上の通りである。

以上見られるように、今回、巨大津波により被災し、建物や設備等に深刻な被害を受けた事業所の場合、復旧にはかなりの困難が伴い、多くの解決すべき課題があることを（改めて）窺い知ることができた。現在、政府では復旧・復興計画を進めているわけであるが、こうした深刻な被害を受けた事業所こそが復興計画の最も主たる対象と言うべきである。前途は多難と想像されるが、事業が少しでも早く本格的に再開を果たすことができるよう、支援の力を結集していかなければならない。今回、当該調査に回答された岩手県内の各事業所が、今後、それぞれの課題を克服して復旧・復興を図っていかれることを心から祈るとともに、次の調査結果に注目する次第である。

第4章 政府の復旧・復興対策の概要

第1節 概況

東日本大震災の発生当初、政府は東電・福島第1原発事故後の対応として、原子炉の状況把握や近隣住民の避難対策に追われた。また津波による被害者の救助、行方不明者の捜索や避難住民の避難生活の支援も課題であった。これらの災害対策はその後も暫く続いた。しかしほどなくして、政府は被災地域の復旧・復興対策に取り組み始めた。本章では、政府がどのように復旧・復興対策を進めてきたのか、また労働対策としてはどのような施策を進めてきたのかをまとめてみたい。

さて、政府が進めてきた復旧・復興対策は多岐にわたるが、これを大きな流れとしてまとめるため、政府の取組みを時系列的に概観してみたい。まず4月中旬に政府の東日本大震災復興構想会議が設置・開催され、この中で復興に向けた道筋の検討が始まった。その後、6月下旬に東日本大震災復興基本法が成立、施行され、それに基づいて政府に東日本大震災復興対策本部が設置されたが、復興構想会議で検討され、取りまとめられた復興構想は、この復興対策本部に同会議の提言として提出された。政府はこれを受けて復興の基本方針づくりを進め、7月下旬、基本方針を正式決定した。さらに8月下旬には復興計画の工程表と事業計画をまとめ、復興対策本部で正式決定した。

一方、復興の基本方針の策定と並行して、政府は直面する諸課題に対応するため補正予算の編成に取り組んだ。まず5月初めに平成23年度第1次補正予算が成立した⁴⁷。この中では、主として応急仮設住宅の建設、がれきの撤去作業、そして災害復旧のための公共工事の実施など、緊急に着手・実施する必要のある事業が対象とされている。

ついで、東電・福島第1原発事故による損害賠償対策や二重ローン対策などを講ずるための第2次補正予算が7月下旬に成立した。ここでは、損害賠償関係の経費や二重ローン対策としての利子負担の軽減等の関連経費のほか、被災者生活再建支援金の補助率の引上げなどの措置も盛り込まれている⁴⁸。

その後、秋にかけて、政府部内では具体的な復興事業の策定と、それを裏付ける第3次補正予算の編成作業が進められた。これは上述の復興の基本方針に基づき、真に復興に資する施策を重点的に実施するものであり、産業復興や町づくりのための事業など正に本格的な復興事業が盛り込まれている。なお政府によれば、「日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない」との認識の下、過度な円高の影響による産業の空洞化等への対応にも配慮した予

⁴⁷ なお予算関係の事項ではないが、これより少し前となる4月下旬、被災者を支援するための税の減免策を取りまとめた税制特例法案が国会で可決、成立した。これは被災者を直接支援する震災関連の法律としては、初めてのものとなった。

⁴⁸ 被災者生活再建支援金は都道府県の相互扶助により、都道府県が拠出した基金を活用し、住宅の被害程度や再建方法に応じ最大300万円を被災世帯に支給するものである。東日本大震災の重大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、特例措置として国の補助率を50%から80%に引き上げることとした。本改正法案の成立により、東日本大震災に関し既に支給した支援金についても国の補助率を80%に引き上げられた。

図表４－１ 東日本大震災からの復興を推進するための政府の基本的枠組み

関係法令、基本方針等	主な内容	時期
復興構想会議	復興への提言―悲惨のなかの希望―（６月２５日、第１２回会合にて）	平成２３年４月１４日初会合
復興基本法	復興対策本部の設置、復興財源を確保するための復興債の発行、税制優遇や規制緩和を進める復興特区の創設、復興の企画・立案と実務を行う復興庁の新設などを規定	平成２３年６月２０日に成立し、６月２４日施行。
復興の基本方針	復興期間は今後１０年とし、当初の５年を集中復興期間と位置づけて１９兆円程度を投入する。	平成２３年７月２９日に策定
復興特別区域法	被災地域の地方公共団体の申請に基づいて、予めその特別区域に限って定められた、特例措置やその他の特別措置が適用され、国からの復興交付金も支給されるといった仕組み。地域の創意工夫を生かして東日本大震災からの本格的な復興を推進しよう、とするもの。	平成２３年１２月７日に成立。
復興特別区域基本方針	復興を円滑かつ迅速に推進するための、政府が着実に実施すべき地方公共団体への支援に関する基本的な方針や、復興推進計画の認定に関する基本的な事項、政府からの復興推進計画の認定を受けて復興特別区域において活用することができる規制の特例や税制および金融上の特例に関する事項、および復興交付金事業計画に係る特例などを規定した。	平成２４年１月６日閣議決定
復興庁設置	果敢に復興事業を実施するための組織で、(１)復興に関する国の施策の企画、調整および実施、(２)地方公共団体への一元的な窓口と支援等を行う。	関係法は平成２３年１２月９日成立。２４年２月１０日に設立、業務開始。
福島復興再生特別措置法	国が福島の復興再生に取り組む責務を負うことを明記し、産業再生に向けた税の優遇や規制緩和が柱。雇用対策では、避難対象区域にある企業の法人税減免や、除染作業に福島県民を優先的に雇用するように国が配慮することなどが盛り込まれている。	平成２４年３月３０日に成立。
福島復興再生基本方針	帰還を希望する人すべてが帰れるよう、国が責任をもって対応することを明記。また「仮の町」構想を長期避難者の生活再建の柱と位置付けた。	平成２４年７月１３日閣議決定。

（注）資料編の新聞情報をもとに、首相官邸のホームページも参考にして作成した。

図表４－２ 政府の補正予算（平成２３年度）

	規模	主な事業内容	成立時期
第１次補正予算	４兆１５３億円	応急仮設住宅の建設、がれきの撤去、災害復旧のための公共事業費など。	平成２３年５月２日
第２次補正予算	１兆９,９８８億円	東電・福島第１原発事故の賠償関係経費や二重ローン対策が柱。このほか、被災者生活再建支援金の補助率の引上げ、被災自治体向け地方交付税交付金の増額分など。	２３年７月２５日
第３次補正予算	総額は１２兆１,０２５億円（うち震災関係費は９兆２,４３８億円）	東日本大震災復興交付金の創設、災害復旧のための公共事業の追加、地方交付税交付金の加算、中小企業等の事業再建等のための融資、立地補助金・雇用対策など。	２３年１１月２１日
第４次補正予算	２兆５,３４５億円	義務的経費等の追加、その他の経費。	２４年２月８日

（注）財務省のホームページに掲載されている情報を元に作成した。

算となっている。財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保されることとなっている。

さてここで、復興基本法の中で定められた復興特別区域制度が、被災自治体が推進する復興事業の基本的な制度的枠組みとして導入された。これは被災地域の地方公共団体の申請に基づいて、その特別区域に限って、規定の特例措置やその他の特別措置が適用される制度で、政府はこの制度を活用して、地域の創意工夫を生かしながら東日本大震災からの本格的な復興を推進しようとしている。この仕組みは具体的には、昨年 12 月上旬に成立した東日本大震災復興特別区域法の規定により、復興特別区域基本方針に基づいて、被災自治体は復興推進計画を申請し、政府の認定を受けて個別の規制・手続の特例や税制上の特例等、特別の措置が講じられること、被災自治体は被災地復興のための町づくり、地域づくりのため復興整備計画を作成し、それに基づいて特別の措置が講じられること、さらに東日本大震災復興交付金⁴⁹を創設し、被災自治体が進める地域づくりを支援し、復興を加速させること（復興交付金事業）などが制度的枠組みとして定められた。また本制度の対象となる地域は、復興特別区域法に基づき 11 道県の 222 町村が指定を受けた。

この中で特に復興交付金事業については、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を推進するもので、地域の復興地域づくりに必要なハード事業を、特に基幹事業として幅広く一括化している（関連する 5 省の 40 事業については図表 4－3 に掲載した通り）。

第 3 次補正予算は平成 23 年 11 月下旬に成立した⁵⁰。その後、各被災自治体は申請のための計画策定作業を進め、24 年 1 月末、第一弾の申請が行われた。そしてこれを受けて 3 月初め、政府による復興交付金の第一次配布が決定した⁵¹。

なお政府は、一連の復旧・復興計画を確実に実施・推進していく組織体制を図るため、復興庁を設置した。またこれとは別に、個別事業となる二重ローン対策や、次に触れる原子力損害賠償を推進する体制づくりのため、関係の支援機構を設立し事業を進めている。

一方、東電・福島第 1 原発事故の収束に向けた対応策の関連では、まず原子炉の管理に関して、廃炉に向けた事故収束のための工程表を策定した。すなわち全体を 2 段階に分けて、まず第 1 段階では全体で 9 カ月から 1 年間かけて、原子炉の安定的な状態を確保していく（冷温停止）とするもので、事故発生後 1 カ月たった 4 月 17 日に発表された。その 1 カ月後の 5 月 17 日、その改定版を出した際に、原子力被害者への対応に関する当面の取り組み方針を定めた。これに並行して、原子力災害特別措置法に基づき地域住民に対して避難指示を行った。

⁴⁹ 追加的な国庫補助及び（なお地方負担が生ずる場合には）地方交付税の加算をすることにより、全額手当てすることとなっている。

⁵⁰ なお 23 年度は 24 年 2 月にも補正予算（これは復興関連以外の関係予算）を組んでいる。政府が 4 次にわたって補正予算を編成したのは、戦後直後の 1947 年度以来のこと。

⁵¹ 規模は 2,509 億円（事業費ベースで 3,053 億円）、対象は 7 県 59 市町村で、津波の危険のある地域の集団移転や公営住宅の建設、漁港の水産加工施設の再生などに使われる。

図表４－３ 東日本大震災復興交付金の対象となる５省４０事業の基幹事業

文部科学省　４事業
１ 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合） ２ 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等) 災害公営住宅整備事業 ３ 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業 ４ 埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省　３事業
５ 医療施設耐震化事業 ６ 介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等） ７ 保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省　９事業
８ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等） ９ 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等） １０ 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等） １１ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等） １２ 漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等） １３ 漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等） １４ 水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等） １５ 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業 １６ 木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省　２３事業
１７ 道路事業（市街地相互の接続道路） １８ 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理）） １９ 道路事業（道路の防災・震災対策等） ２０ 災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等) ２１ 災害公営住宅家賃低廉化事業 ２２ 東日本大震災特別家賃低減事業【新規】 ２３ 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修） ２４ 住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等） ２５ 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等） ２６ 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備） ２７ 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等） ２８ 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業） ２９ 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業） ３０ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】 ３１ 津波地域復興拠点市街地整備事業【新規】 ３２ 市街地再開発事業 ３３ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等） ３４ 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業） ３５ 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業） ３６ 都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等） ３７ 下水道事業 ３８ 都市公園事業 ３９ 防災集団移転促進事業
環境省　１事業
４０ 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

その後、昨年の夏場にかけては、住民の被ばく状況・健康管理調査が行われたほか、各地で放射線量の測定が続けられた。そうした中で、８月下旬に政府は除染に関する緊急実施基

本方針を決定し、除染は国の責任で取り組むこと、住民の年間の被ばく線量を2年後までに半減させることなどを決めた。

しかし秋口に入って、いくつかの自治体が管理運営するごみ焼却場で、家庭ごみの焼却灰から、国が定める産業廃棄物に係る埋め立て基準を超える高い放射線量が検出され、爾後、各地のごみ焼却場で焼却ごみの廃棄ができないという問題が生じた。これは放射能汚染されたごみ廃棄物の処理の問題に他ならない。このことが発端となって、福島県内の一部の自治体で、一時期せっかく気運が高まった除染についても、また巨大津波で発生した東北地方全体のがれき処理の問題に関しても、いずれも政府において、被災地の本格的復興を推進するために避けて通れない極めて重要な課題と位置付けられながら、その後は全く動きが停滞してしまった。本書執筆の現在も、少なくともものがれき処理と除染は一向に進んでいない。

なおこの他に、政府は東電・福島第1原発事故によって、避難生活を余儀なくされている住民や生産活動ができなくなった農家、企業等の個別損害賠償に取り組んでいる。これを具体化する原子力損害賠償支援法は23年8月に成立し、9月に原子力損害賠償支援機構が設置された。また東電・福島第1原発事故に関しては、その原因を調査する事故調査・検証委員会を設置し、同委員会は昨年12月末に中間報告書を取りまとめ、本年7月、最終報告書を政府に提出している。

図表4-4 災害廃棄物（がれき）処理の状況

	推定量(A)	撤去済み 量(B)	撤去率 (B/A)	処理・処分 量(C)	処理・処分 割合(C/A)
災害廃棄物全体	22,509千t	17,282千t	77%	2,765千t	12.3%

(資料出所) 復興庁『復興の現状と取組』(平成24年5月21日；ホームページから入手した。)

参考表 被災3県の復興計画等

県	策定した計画等の名称	策定(発表)時期
岩手県	東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針	平成23年4月11日
	東日本大震災津波復興計画 復興基本計画 ―いのちを守り海と大地と共に生きるふさと岩手・三陸の創造―	23年8月
	復興実施計画(第1期：平成23～25年度)	23年8月
宮城県	宮城県震災復興基本方針(素案)	平成23年4月
	―宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ― 宮城県震災復興計画	23年10月
	―宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ― 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (復旧期：平成23～25年度)	24年3月
福島県	福島県復興ビジョン	平成23年8月
	福島県復興計画(第1次) ―未来につなげる、うつくしま―	23年12月

(資料出所) それぞれ各県のホームページから入手した。

参考表 5 政府の震災対策や政府・自治体の復興計画に関する主たる出来事

時期	朝日新聞および日本経済新聞の報道から見た主な出来事（政府の震災対策と政府・自治体の復興計画の関連）
<u>2011 年</u>	
3 月 11 日	夕方、政府はすぐに補正予算に言及。また、日銀は資金供給に万全を期す旨の談話を発表。
3 月 15 日	国交省、被災者用住宅を最低 4.3 万戸、目指す方針を示す。林野庁は、木材増産を生産者団体に要請。岩手、宮城、福島 の 3 県から合計 3.3 万戸の仮設住宅建設の要請があった。
3 月 17 日	厚労省、雇用調整助成金の要件緩和を発表。また、食品の販売や加工を禁止する放射性物質の暫定規制値を初めて策定。
3 月 23 日	経産省は、中小企業支援策として 3 月末終了予定であった緊急保証制度を 4～9 月の半年間延長。被災地向け支援策として商店街に 500 万円以内で補修費用を補助すると発表。
3 月 25 日	福島県災害対策本部、県内全農家に田植えや種まきなどの農作業を当面延期するよう要請。
3 月 26 日	厚労省、宮城県と岩手県のハローワークで 3/26 までに受け付けた、企業と学生からの相談件数が約 280 件になったと発表。
3 月 28 日	政府、東日本大震災の緊急災害対策本部の下に、雇用対策を検討する会議の設置を決定。この日、初会合。
4 月 8 日	義援金配分の関連で政府は、日赤等の義援金受付団体が設置した委員会の事務局として協力。この日、第 1 回会合を開催。義援金の自治体への第 1 次配分の基準額が決まった。（なお、6 月 8 日開催の第 2 回会合では第 2 次配分について、12 月 8 日開催の第 3 回会合ではその後の配分について、方針が決まった。）
4 月 11 日	中小企業庁、被災地の中小零細企業に貸し出す（原則無料）仮設の工場や店舗の整備を発表。
4 月 14 日	政府の復興構想会議が初会合。
4 月 15 日	福島第 1 原発事故で避難指示がかかっている福島県の 8 町村は県の緊急雇用創出基金を使った求人を始めた。（この後、宮城県や岩手県でも順次、求人が始まる。）
4 月 21 日	宮城県は、大震災で被害を受けた公共土木施設を 5 年間で復旧させる工程表を発表。
4 月 22 日	政府、2011 年度第 1 次補正予算案を閣議決定。
4 月下旬	・岩手県は、「震災孤児」（18 歳未満。両親が行方不明の場合を含む）を支援するための特別基金を設立する方針を固めた。6 月の県議会に関係条例改正案を提出する。 ・大震災の被災者支援や復旧作業などのために、被災自治体へ派遣された国家公務員が延べ 2 万人超となったことがわかった（総務省の調べ）。派遣元は 15 省庁・機関。
4 月 26 日	政府、除塩作業で国が 9 割を補助する特例法案を閣議決定。
4 月 27 日	大震災の被災者を支援するための税の減免策を盛り込んだ税制特例法が、参院本会議で可決、成立した。被災者を直接支援する震災関連の法律が成立したのは初めて。
5 月 2 日	・2011 年度第 1 次補正予算が参院本会議で全会一致で可決、成立した。 ・宮城県、震災復興計画策定に向けて有識者の提言を受ける「震災復興会議」の初会合を開いた。
5 月 12 日	・岩手県、大震災で被災して「二重ローン」を抱える中小企業を対象に、低利子や担保条件を緩和して融資を行うための基金を設ける方針を固めた。 岩手県は「復興まちづくりの工程表」（2014 年 10 月までに住宅を再建できるようにすることを目標に掲げた）を作成し、この日、被災市町村に示した。
5 月 17 日	政府の原子力災害対策本部は、東電の原発事故収束の工程表見直しに合わせて、政権の今後の取組みを示した「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定した。
5 月 27 日	政府、金融機能強化法改正案を閣議決定。公的資金を注入する際の条件を緩和することにより、大震災の被災地の復興を金融面から支援。
6 月 3 日	宮城県は復興計画案（1 次案）を公表した。特区を活用した水産業の振興や、復興住宅の全戸に太陽光発電を備えるエコタウン構想などを目玉としている。
6 月 7 日	岩手県は、復興の方向性を示した「基本計画」の原案を提示した。今年度からの 8 年間で、安全の確保や暮らしの再建、産業再生の実現を目指す。
6 月中旬	岩手県は震災復興策の公募を始める。産学官連携の事務局を立ち上げて、国内外からアイデアだけでなく、人材、資金も含めて呼び込もうという構想。
6 月 14 日	政府、福島第 1 原発事故を受けた「原子力損害賠償支援機構法案」を閣議決定。
6 月 20 日	東日本大震災の復興基本法が参院本会議で可決、成立した。
6 月 21 日	宮城県は、民間企業の漁業参入を促す「水産業復興特区構想」の具体策を明らかにした（養殖業を対象）。
6 月 27 日	政府の復興対策本部、初会合を開催。
7 月 1 日	政府、東京電力と東北電力の管内の大規模な工場、オフィスビルに対して「電力使用制限令」を発動。平日の午前 9 時～午後 8 時、期間は 9 月 22 日（東北電力管内は 9 月 9 日）まで。

7月5日	政府、本年度第2次補正予算案を閣議決定。
7月25日	2011年度第2次補正予算が参院本会議で可決、成立した。
7月29日	政府の復興対策本部、大震災の復興基本方針を正式決定。
8月1日より	雇用を増やした企業を減税する雇用促進税制の受付けが、全国のハローワークで始まる。
8月1日	岩手、宮城、福島3県の支援のため、他の44都道府県から7/1現在で1,220人の職員が派遣されていることがわかった。専門知識を持つ技術職などの長期派遣が増えている。
8月3日	東電福島第1原発の損害賠償を国が支援する枠組みを定めた原発賠償支援法が、参院本会議で可決、成立した。
8月5日	農水省は、汚染した稲わらを食べた可能性のある牛の肉を全て買い上げる追加支援策を発表した。
8月7日	岩手県と県内地域金融機関、経産省は、被災した中小企業が抱える二重ローン問題の解決に向け、債権を買い取る「岩手県産業復興機構」の設立に基本合意。9月中の設立を目指す。
8月11日	福島県は、脱原発を柱にした震災からの復興ビジョンを正式決定。年末に具体的な事業を盛り込んだ復興計画を策定する。
8月22日	東日本大震災の被災者らの借金を棒引きしたり、減額したりする「個人版私的整理」の制度が始まった。
8月26日	・政府、復興施策の工程表と事業計画をまとめ、この日の復興対策本部で正式決定した。 ・農水省、東日本大震災で被災した農業・農村の復興計画をまとめた「農業・農村の復興マスタープラン」を発表。 ・東電福島第1原発事故で汚染されたがれき処理に対応する特別措置法が、参院本会議で可決、成立した。
8月29日	政府、電力使用制限の前倒し解除を決定（東電管内は9/9で、東北電管内では9/2で終了）。
9月6日	・厚労省は、復興に向け被災地に安定した雇用を増やすため、岩手、宮城、福島など被災地各県に新たな基金を作る方針を固めた。長期雇用を増やした企業に助成金を出す。 ・厚労省は、岩手、宮城、福島3県の医療機関に対する診療報酬の取扱いを発表。医師や看護師の不足などに対応するため。
9月上旬	東日本大震災の被災市町村で復興計画の策定が遅れていることが報道された。国の財政支援の詳細が決まらないこと、住宅の集団移転をめぐる住民との合意形成などに時間がかかっていること、などが原因。
9月12日	東電福島第1原発事故の賠償を資金面で支える「原子力損害賠償支援機構」が設立された。
9月13日	東電福島第1原発事故で緊急時避難準備区域に設定された福島県の対象5市町村のうち、川内村が解除の前提となる復旧計画を初めて公表、来年2月から帰還する方針を発表。
9月14日	金融庁、仙台銀行と筑波銀行に計650億円の公的資金を入れると発表。被災地特例措置を設けた資本支援の初の適用例となる。
9月15日	厚労省は、東日本大震災の被災地で働いていた人を対象とした失業手当について、給付の特例延長期間を（従来の60日から5月に特例措置として120日へ広げたが）被害が大きかった沿岸部などについて、210日に拡大する方針を決めた。
9月16日	岩手県は「二重ローン対策」として、東日本大震災で被災した企業などへの融資（債権）を金融機関から買い取る「産業復興機構」を月内に設立すると発表。宮城、福島に先だってスタートする。
9月中旬までに	福島県が来年度の公立小中学校の教員採用試験を中止した。これに対して東京都は「5年後は福島へ戻ってもらう」という前提で50人の特別採用枠を設けた。
9月末までに	大震災の二重ローン対策で、銀行などが抱える返済困難な債権（融資）を買い取る「産業復興機構」が茨城県にも設立されることになった。
10月4日	厚労省は、大震災の影響で休業中の勤務先企業を再建するためにボランティアとして働く被災者にも失業保険を継続的に給付すると発表。
10月21日	政府、2011年度第3次補正予算案を閣議決定。
11月21日	・今年度の第3次補正予算が、参院本会議で可決、成立した。 ・大震災で被災した事業者が二重に抱えるローンを買い取るための支援法（二重ローン対策法）が、参院本会議で賛成多数で可決、成立した。政府は今年度内に新たな買い取り機関（東日本大震災事業者再生支援機構）を設立する。
11月28日	政府は中央防災会議の防災対策推進検討会議を開き、大震災の国の支援について「自治体からの要請を受けて提供する仕組みに課題があった」などとする内閣府検討会の中間まとめを報告した。（自治体機能が低下し、情報が乏しい中、自治体の要請に応じて物資を届ける「需要追従型」では「適切なタイミングで供給できなかった」と指摘。医療分野では、1～2週間以降の中長期医療の体制を検討する必要があるとした。）
12月1日	岩手、宮城、福島の全域と青森、茨城の一部で高速道路の無料化が始まった
12月7日	大震災の被災地で規制や税の特例を認める復興特別区域（特区）法案が、参院本会議で全会

12月8日	一致で可決、成立した。被災した11道県の222市町村が特区の対象。
12月9日	宮城県は、東日本大震災で被災した県内全142漁港のうち、60漁港を拠点漁港として2013年度までに優先的に復旧させ、水産加工や流通の機能を集約する方針を決めた。
12月24日	東日本大震災の復興庁設置法案が、参院本会議で賛成多数で可決、成立した。 政府、2012年度政府予算案を閣議決定（うち震災復興費は3兆7,754億円。新設の特別会計で管理）。
<u>2012年</u>	
1月16日	岩手県は大震災で被災した県沿岸部の土地について、震災の影響や復興計画を加味した地価を独自に算定し、年度内に公表すると発表。（独自に被災地の地価を算定するのは被災3県では初めて。復興事業に必要な土地取引の円滑化を図る。）
1月23日	政府は、東電福島第1原発の事故の被害対策をめぐり、「原子力被害応急対策基金」を福島県につくる方針を固めた。
1月下旬	政府は福島第1原発事故の避難住民の帰宅に向けた支援策を検討するため、内閣官房と関係省庁の局長級会合を設置。3月末までに避難区域再編や除染、賠償など6分野で対策をまとめる。
1月31日	宮城、岩手両県は、東日本大震災の復興交付金の第1弾（宮城県と22市町が約2,032億円、岩手県と単独で提出した一関市を合わせた額が約831億円。集団移転事業や道路整備事業など）の事業計画を政府に提出した。
2月8日	2011年度第4次補正予算がこの日の参院本会議で賛成多数で可決、成立した。（補正予算編成が4次以上にわたるのは1947年度以来。）
2月9日	企業再生支援機構は、大震災で被災した宮城県石巻市の造船会社の事業再生を支援すると発表。震災後、被災3県での支援は初めて。
2月10日	・復興庁が発足。 ・政府、福島復興再生特別措置法案を閣議決定。
3月1日	東日本大震災で被災した宮城県の5つのJAと県漁協は、再編強化法に基づいて計266億円の資本注入を受けると発表。岩手、福島両県の3JAには、すでに今年2月期に計300億円が注入されており、被災3県の農漁協への注入額は総額570億円になる。
3月2日	復興庁は、東日本大震災の復興事業のために使う「復興交付金」の第1弾の配分を決めたと発表。規模は2,509億円（事業費ベースで3,053億円。）対象は7県59市町村で、津波の危険のある地域の集団移転や公営住宅の建設、漁港の水産加工施設の再生などに使う。（ただし被災3県、各自治体からは、いずれも事業を絞って申請したのに認められたのは6割止まりとして、不満が出ている旨、報じられた。）
3月13日	東電福島第1原発事故で全域が警戒区域の福島県大熊町はこの日、2年後の2014年を目標に、年間積算線量20ミリシーベルト以下の同町大川原地区に一時帰宅や除染のための前線基地をつくり、十分な除染後に公営住宅を建設するとの復興計画の素案を住民ら参加の委員会に示した。
3月16日	福島県大熊町はこの日、役場機能や学校、住宅などを集約させる「仮の町」について、同県いわき市周辺で2014年から整備を始めるなどとする復興計画の素案を決めた。
3月19日	福島県双葉町議会は、東電福島第1原発事故で役場機能を移転している埼玉県加須市で定例議会を開き、役場機能を6月末までに福島県内に戻すことを求める決議を全会一致で可決した。
3月27日	東電福島第1原発事故で住民のすべてが避難し、警戒区域と計画的避難区域に指定された福島県浪江町の復興検討委員会は、役場機能を移している二本松市をはじめ、いわき市、南相馬市の3市で2年後の2014年をめどに「リトル浪江」をつくる復興ビジョンをまとめ、この日、浪江町長に提言した。
3月30日	・宮城県と岩手県の9市町村は復興整備計画を公表した。被災自治体が復興整備計画を公表するのは初めて。 ・津波で大きな被害を受けた宮城県岩沼、石巻両市は、沿岸部の住民を内陸や高台に移転させる復興整備計画をそれぞれ公表し、防災集団移転事業に着手した。東日本大震災に伴う集団移転事業の着手は初めて。

（注）本表は資料編に取りまとめた新聞情報（朝日新聞および日本経済新聞の記事を引用して作成したもの）をもとに作成した。表全体をコンパクトにするため、筆者が文章をまとめ直したものもある。該当情報の出典新聞および原文については、日付を参考にして資料編でご確認頂きたい。

第2節 労働行政による復旧・復興対策の概要

次に労働行政によって進められてきた復旧・復興対策の概要を見てみよう。

労働行政による復旧・復興支援は、震災直後、国の住宅支援の一環で全国の雇用促進住宅での被災者受入れ促進で始まったが、その後、実質的な復興支援としては大きく、職業安定行政（ハローワーク）による被災して失業・休職した人に対する支援、被災した事業主に対する支援、新規学卒者に対する支援、そして東電・福島第1原発における、労働安全衛生法が定める放射線量の適正管理や作業員の内部被ばく検査の実施等、是正勧告を含む命令・指導などにわたっている。その概要は図表4-6にまとめた。

まず雇用安定のための施策としては、被災した人の職探しを支援するため、ハローワークの職員が公民館等に出向いて積極的に出張相談を展開した。また被災した事業主向けとしては、ハローワークに特別相談窓口を設け、様々な支援制度などを一度にまとめて情報提供したり、相談にのったりする体制づくりを図った。その上で、まず雇用保険の失業給付基本手当に関して、失業の認定基準の緩和、二度にわたる給付日数の延長措置などを講じたほか、事業主（被災事業主を含む）に対する制度拡充・規制緩和として、被災離職者や被災地域の求職者の雇用促進を支援する被災者雇用開発助成金を新設したほか、雇用調整助成金に関していくつかの特例措置、要件緩和などを講じた。また雇用創出基金事業による緊急雇用創出（東日本大震災に対応した事業の拡充）は、被災地における雇用創出に極めて大きな役割を果たした。

新規学卒者に対する支援策としては、平成23年3月卒の就職内定の取消しがまず最大の課題となったことから、主要経済団体に対して採用内定の維持・雇用の確保を要請したことに加えて、全国の新卒応援ハローワークに震災関連の特別相談窓口を設置し、内定取消し等の実態の把握に努めた。その上で23年度卒業生に対する施策の強化として、既卒者（3年以内）に係る採用拡大奨励金やトライアル雇用奨励金関連の拡充・要件緩和、さらに被災地の企業が被災地に居住する求職者・離職者を実習型雇用した場合に係る助成金の支給などを推進した。

最後に、東電・福島第1原発事故をめぐり、福島第1原発の現場において、労働安全衛生法違反や作業員の健康管理等で不適切な実態が確認されたことから、作業環境の安全確保と作業員の適切な健康確保等を実施するよう、東京電力本社や現地事務所に対して勧告を含む指示・指導を行った。

図表 4－6 労働行政による東日本大震災からの復旧・復興対策（一覧）

労働行政による復旧・復興対策	
被災者の住宅支援	
独立行政法人雇用・能力開発機構（現、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に対して、全国の雇用促進住宅で被災者を受け入れるよう要請。（平成 24 年 2 月 9 日現在、入居決定戸数 7,285 戸）	
職業紹介・求職者支援関連	
- 出張相談等の実施 被災者の職探しを支援するため、避難所等に積極的に出張相談に出向き、避難者の現状把握に努めるとともに、合同就職面接会を積極的に実施した。 - 震災被災者の方々を対象にした求人情報の整備 （被災者の方を積極的に雇いたいという求人、寮や社宅などの住居がある求人・住込みの求人、雇用創出基金事業の求人など。農林漁業関連の求人もある。） - 雇用保険の特例措置 - 事業所が被災して事業を休止・廃止したため、休業を余儀なくされ賃金を受けとれない状態にある人は、実際に離職していなくても失業給付を受給することができる。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた人については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。 - 失業給付の給付日数は、制度化されている個別延長給付（原則 60 日分）に加えて、さらに 60 日分延長することにした。さらに 10 月 1 日以降、被災 3 県の沿岸地域及び警戒区域、計画的避難区域に住んでいる人に対しては、さらに 90 日分を延長。 - 休業事業所から作業を依頼された場合に、次のような条件に該当する「ボランティア」であった場合には、作業が有償・無償のいかんを問わず、失業給付の基本手当を受給できる。 - 作業依頼を拒否することができること - 作業時間、休憩や帰宅の時間などを自由に決められること - 有償の場合でも、交通費などの実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること - 東京電力福島原発の警戒区域等に所在する事業所が休業した場合の関連 事業所が原子力災害特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定を受けて休業した場合、雇用保険の失業給付の特例が受けられる。	
求人者（事業主）支援	
- 被災地のハローワークに特別相談窓口を設置 3 月 12 日、被災した事業所が各種助成金の支給申請などを相談しやすくするため、特別相談窓口を設置した。 - 被災者雇用開発助成金（新設） 被災離職者や被災地域の求職者を雇い入れる事業主に対して、助成金を支給するもの。さらに助成金対象者を 10 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せあり。 - 雇用調整助成金に係る特例措置 - 災害救助法適用地域（東京都を除く）に所在する事業所や、これらの事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所について、以下の特例措置を講ずる： - 生産量・売上高などの確認期間の緩和（前々年同期との比較） - 支給限度日数を別枠で 300 日設定 （平成 23 年 5 月 2 日以降の 1 年間に雇用調整助成金の利用を開始する場合、これまでの支給日数にかかわらず、最大 300 日の受給が可能。すでに利用を開始している場合でも、所定の要件を満たせばこの特例を利用できる。） - 対象労働者の拡大（被保険者期間が 6 か月未満の者も対象に） - 被災地における雇用調整助成金の教育訓練の特例 津波などによる被害が激しい地域においては、避難所支援（炊き出し、介助等）や市街整備（がれきの撤去作業等）などの地域貢献に寄与する企業の活動も、雇用調整助成金の教育訓練の助成対象とした。 - 東京電力福島原発の警戒区域等に所在する事業所が休業した場合の関連 警戒区域又は計画的避難区域に所在する事業所については、 - 当該区域外で事業を継続している - 当該区域外での事業継続を目指した準備活動（事業所の場所探し、顧客集めのチラシ配り等）を行っている などの場合、雇用調整助成金の対象となる。 - 成長分野等人材育成支援事業の拡充事業 被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主がその労働者に O f f - J T のみ、または O f f - J T と O J T を組み合わせた職業訓練を行う場合、訓練費を助成する。	

新規学卒・若年者就職支援関連 1. 学生等震災特別相談窓口の設置 平成 23 年 3 月 28 日、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案を確認し、必要に応じて事業主への指導等を実施した。 2. 既卒者（3 年以内）に係る採用拡大奨励金、トライアル雇用奨励金関連の拡充・要件緩和 事業所の損壊などで悪化している就職環境から被災地の既卒者の就職活動を守り、支援するため、被災した卒業後 3 年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用する事業主に対して、奨励金の支給額の拡充と要件の緩和を行った。 3. 実習型雇用支援事業 被災地の企業が、被災地に居住している求職者や被災地の事業所を離職した求職者を実習型雇用した場合、助成金が受けられる。その後、正規雇用した場合にも助成あり。
関係機関に対する就職支援要請 1. 東日本大震災についての雇用問題への配慮について要請 震災に関連した雇用問題に対し配慮するよう、主要経済団体に対し、厚生労働大臣から直接要請を行った。 2. 被災地復興のため、被災された方への迅速な就職支援を要請 被災地復興のため、被災された人が一日も早く就職し、被災企業が人材を確保することが重要なことから、厚生労働大臣は、人材ビジネスの事業者団体に対し、迅速で的確な職業紹介やマッチングについて、官民一体となり積極的に取り組むよう協力要請を行った。
職業能力開発関連 1. 職業能力開発施設の復旧 被災した公共職業能力開発施設、認定職業訓練校の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ、早期復旧を図った。 2. 被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の訓練規模等の拡充 被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、民間教育訓練機関等を活用した実践的な職業能力を付与する公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行った。 3. キャリア形成促進助成金の拡充 被災地の復旧・復興や、急激な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引上げ等を行った。 4. 成長分野等人材育成支援事業の拡充 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う、岩手、宮城及び福島県の中小企業事業主が、従業員を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費等の一部を助成した。
労働安全衛生関連（東電・福島第 1 原発事故後の現地作業員の作業の安全等に係る一連の措置） 別表を参照のこと。
その他 1. 労災保険給付等（※）に係る特例措置 2. 仕事または通勤中に、地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合に支給される労災保険給付等手続きに関連して、震災後 3 ヶ月生死がわからない場合、平成 23 年 3 月 11 日に死亡したと推定し、遺族（補償）年金・一時金を受け取れるようにするなどの特例措置を実施した。（※）中小企業退職金共済制度についても同様に措置。中小企業退職金共済制度に係る特例措置 ① 掛金納付期限の延長手続きや共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置を実施（のちに拡充） ② 中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組を独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施 3. 勤労者財産形成促進制度に係る特例措置 ① 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済困難になった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置を実施（のちに拡充） ② 被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引下げ等の優遇を行う特例貸付を実施 ③ 東日本大震災により被害を受けた方が、財形住宅・年金貯蓄を要件外で払い出す際、本来課税される利子が非課税として扱われる特例措置を実施

（資料出所）厚生労働省のホームページから入手した。

別表 労働安全衛生行政における対応

時期	具体的な行政措置の内容
2011 年	
3 月 11 日	福島県立医大病院（二次被ばく指定医療機関）で受入れ体制を整備（福島労災病院（初期被ばく指定医療機関）及び鹿島労災病院では受入・応援体制を準備）。
3 月 14 日	東電・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量を 100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに引き上げ、同省令の施行（3 月 14 日施行）について同日付で都道府県労働局長に通知。
3 月 16 日	東電・福島第一原発において、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。
3 月 24、26 日	東電・福島第一原発において 3 月 24 日に作業員 3 人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東電・福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう指導（口頭と文書）。
4 月 25 日	緊急作業終了後の臨時の健康診断に加えて、作業従事中で実効線量が 100 ミリシーベルトを超えた労働者および作業従事期間が 1 カ月を超えた労働者について、原則 1 月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、福島労働局から指示。
5 月 20 日	厚生労働省内に福島第一原発作業員健康管理等対策推進室（6 月 8 日に東電福島第一原発作業員健康対策室に改称）を設置。
5 月 27 日	東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働本省、福島労働局、富岡労働基準監督署）が東電福島第一原発に立入調査を実施。
5 月 30 日	5 月 27 日に実施した立入調査の結果を踏まえ、東京電力等に対し、3 人被ばく事案等に係る労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正勧告。
6 月 7 日	5 月 30 日の指導に対し、東京電力から東電福島第一原発の労働者 2 名の被ばく線量が、被ばく限度である 250 ミリシーベルトを超えたおそれがあるとの報告を受けて、東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働本省、福島労働局）が東電福島第一原発に立入調査を実施。
6 月 13 日	東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、東京電力より、250 ミリシーベルトを超えるおそれのある者が新たに 6 名いるとの報告を受けて、東京電力に対して暫定値が 200 ミリシーベルトを超える者を直ちに緊急作業から外すよう指導。
6 月 30 日	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する被ばく線量の測定・評価に遅れがみられること、および緊急作業に関する作業届に関し修正指示への対応に著しい遅れが生じていることについて、東京電力に対して指導。
7 月 11 日	東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、東京電力より、250 ミリシーベルトを超えた者が新たに 3 名確定（合計 6 名）したとの報告を受けて、東電福島第一原発作業員健康対策室（同上）が同原発に立入調査を実施。
7 月 13 日	4 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量について東京電力から報告を受けた際、118 人の連絡先不明者、約 1,300 人の未測定者等が判明したことから、東京電力に対し、不明者について徹底した調査と再報告を指導。また、日々の外部被ばく線量を労働者に書面で通知するシステムの構築等について指導。 （その後、連絡先不明者や未測定者はなくならなかったことから、同種の指導が数次にわたって続いた。）
7 月 14 日	東京電力に対し、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させていなかった等の労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正勧告。
8 月 30～31 日	3 月中に緊急作業に従事した労働者に対して、3 カ月以内ごとに 1 回、内部被ばく測定を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、東京電力を含む関係事業者 15 社および元方事業者 6 社に対して、福島労働局長名で是正勧告。
10 月 11 日	緊急作業従事者の長期的健康管理のため、事業者に対し被ばく線量の記録及び健康診断結果の提出等を義務付けるよう、電離放射線障害防止規則を改正、併せて被ばく線量に応じた検査等の実施について定めた指針を公表。
11 月 1 日	新たに緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限について、原則として 100 ミリシーベルトに引き下げる省令を施行。
12 月 16 日	東電・福島第一原発事故の収束に向けた工程表ステップ 2 終了とともに、特例省令を廃止した。

（資料出所）厚生労働省のホームページを参照して作成した。

第3節 労働行政への政策提言に代えて

本章を終えるに当たって、前節でまとめた、労働行政による東日本大震災の復興対策の現状を踏まえて、今後の労働行政としての復興政策のあり方を考えた場合に気付いた点を3点ほど述べておきたい。

第一に、大震災発生直後から被災者の生活の安定の観点に立って、雇用保険の失業給付基本手当の支給期間や失業認定基準等の緩和等を進めてきたことは、マクロ経済的には被災者の収入の確保・安定を図り、被災地域における所得・消費の循環を断絶させない効果を持ったものと考えられ、非常に有効であったと評価できる。問題は就職が伸びなかったことであるが、被災地において多くの企業が被災した中では、就職・雇用をすぐに拡大していくことは無理な話である。特に第3章の章末に掲載した岩手県の調査などを見る限り、被災した企業が従前のような水準で生産再開するのは、地域全体としては、なおかなりの時間を要するように想像される中では、就職拡大のための即効策は、なかなか見つけられないように思われる。

今後、経済活動の回復に連動した雇用の拡大が課題である。今回、新規に創設された雇用開発助成金があるが、これをうまく使って、そうした雇用回復を図っていけるかどうかの一つの鍵と感ずる。

第二および次の第三の点は、いずれも「まちづくりと一体となった雇用創出」がキーワードになる点で、相互に関連した課題と言える。

まず第二として、今般、職業安定行政が産業復興対策と一体となって雇用創出を図る仕組みを創設した⁵²ことは、非常に高く評価できる。雇用は産業の経済活動によって派生して生ずるものである。本制度はそうした認識に立って、産業復興と一体となって雇用政策を推進することを前提にしている。復旧・復興を進める地域において、産業復興支援を受ける中で、労働力の調達のほか雇用面での支援が一体的に受けられる仕組みは、事業者の立場から効果的であるばかりでなく、地域の住民にとっても、復旧・復興が進む中で住民の着実かつ効率的な雇用確保へとつながっていく仕組みであり、大変实际的であり、効果的な政策であると考ええる。

ただここで指摘したいのは、地域づくりに当たっては、雇用面でも特区構想という視点が一部、必要ではなかったかという問題意識である。仕組みの上で産業復興と一体となっているといても、現在、地方自治体の関係者は今回の政府の復興計画に基づいて、特に特区といった観点から自らのまちづくりを具体的に構想し、検討している。そうした側面がある時に、特区事業の中に雇用創出関連の事業が含まれていないと、自治体関係者が復興政策を利

⁵² 職業安定行政は、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3の中で、産業振興と一体となって雇用対策の支援を行う被災地雇用復興総合プログラムを進めている。すなわち、事業の再建、高度化、新規立地等の促進を図る産業政策と一体となって、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業（事業復興型雇用創出事業）を創設したほか、地方自治体が雇用面でモデル性のある事業を民間企業等に委託して実施する場合にこれを支援する事業（生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）を創設した。

用して雇用創出を図る、という意識が薄まりはしないか。言い換えると、県行政と相談しながら進めるプロセスがあれば、地方の地盤に即した何らかの雇用創出等のアイデアが出て来るのではないか。特に農業や水産業では、そうした過程が今、大事かもしれないと感ずる。政策的に特区制度に全く配慮しなくて問題はないのか。

第三は、東電・福島第1原発事故を受けて、福島県から他県に避難している人たちに対する雇用対策の問題である。

この問題は場合によってかなり長期化する可能性が考えられる。政府としては、計画通り住民の帰還を促進していくことが最も重要であるが、一方、労働問題を担う行政機関としては、現在の状況が長期化した場合も想定しながら、別途、そうした可能性を踏まえた検討も必要であると思われる。その場合に、はたして全国対応で他県での就職促進を図ることで、大きな改善を図り切れるとしてよいのかどうか。早期に地元に戻ることは難しいとしている避難住民が多いが、それでも関係の自治体と一緒に、住宅支援や町づくりの検討が行われる際に、就職・雇用問題の進め方についても相談し合う体制づくりが必要なのではないのか。

例えば、今後数年間における学卒者の就職対策をどうするのか、などといった課題は各県内で既に持ち上がっているかもしれない。さらに農業や水産業の分野でも、地元関係業者の間では、今後の後継者づくりをめぐって問題が議論され始めているのではないか。こうした議論の過程に雇用政策の担当者が関与しないでよいのかどうか。上記第二の点と同様、少なくとも県や地元自治体との協議の場に雇用問題担当行政として関与していく必要を強く感ずるところである。

第5章 今後の災害復旧・復興対策に活かすために(参考文献から得られた知見と教訓)

第1節 過去の大震災の復旧・復興計画から学ぶべきこと

最終章では、今回筆者が執筆に当たって参考にした文献の中で、今後の災害復旧・復興対策のあり方を考える上で、参考となると思われた知見や教訓などを紹介することとしたい。それらの文献のほとんどは、今回の東日本大震災を機に初めて書き下ろされたものであるが、お読み頂くとわかるように、内容は多岐にわたっているものの、総じて今回の東日本大震災をきちんと記録に残す観点から書かれているものが多く、将来の大震災に活かすべき教訓に触れたものもある。読者の皆さんに対する重要な情報提供になるものと考え、その中からいくつかを選び以下にまとめてみた。

まず本節では、過去の大震災の復旧・復興計画から学ぶべきことに関して、情報を拾い集めてみた。ここでは主として、過去の大震災の復旧・復興計画をまとめている越澤[8]に従い、同書の記述を要約的に引用しながら、過去の復旧・復興計画やその経験から重要と思われる事項を4点紹介したい⁵³。

第一に同書の最も基本的な指摘事項の一つとなるが、氏は「都市のシンボルや市民の誇りとなる街並み、観光名所として有名な場所が、実は、大火復興、震災復興、戦災復興など災害復興の都市計画で誕生した例が、少なくない」(序章)などと述べ、全国各都市における区画整理や道路整備の現状が、基本的に過去の戦災・災害等からの復興過程で都市計画を実施したか否かに依存していることを繰り返し述べている。それに基づき震災後の復興計画のあり方に関しても、「震災後に都市インフラ、まちづくりは何をなすべきか。ライフライン、鉄道、幹線道路などは、早期の現状復旧が必要であったことは明白である。一方、都市計画・まちづくりについては、復旧・復興の目標は単純ではない。戦災復興など区画整理を実施済みで都市基盤がしっかりしている地区では(以下、途中略＝筆者)区画整理・再開発は不要であり、マンションを含めて個別の住宅再建をいかに進めるかが課題となる」との考えを述べている(同書第4章)。

この第一の関連では、氏は阪神・淡路大震災の復興区画整理の具体例として、西宮市の森貝地区と神戸市のJR六甲道駅北地区を取り上げ、いずれも新しいまちに生まれ変わったことを高く評価している。また、密集市街地であった伊丹市、宝塚市についても、密集住宅市街地整備促進事業によって数年間で復興を成し遂げたことを紹介している⁵⁴(同第4章)。

第二に、東日本大震災の復旧・復興として越澤自身が何を必要と考えているか、ずばり追

⁵³ なお以下に取り上げた項目や記述内容は、すべて筆者の同書理解に基づく筆者の記述である。事実関係の誤認はもとより、論点の矮小化などがあつたとすれば、すべて筆者の責に帰されるべき旨、断っておく。

⁵⁴ この他関連する話として、(一般によく知られた事実だと思うが)氏は東京、大阪などの木造密集市街地の危険性に言及し、東京都が1997年に「防災まちづくり推進計画」を策定し、東京都の都市政策として取り組み始めたこと、また2003年には政府も都市再生本部を設置し、都市再生に取り組み始めたことを併せて紹介している(同書第1章)。首都圏直下型の大震災の危険性が語られている中で、この問題は大変重要な課題であり、今後の取組みの進展が注目される。

ってみた。氏は同書序章で、1933 年の昭和三陸津波（同書では「昭和三陸津浪」）を念頭に置いて、当時の内務省都市計画課がその翌年に作成した復興計画書を踏まえながら、「市街地は移転が無理であるとして現地再建の道を選び、高地に移転した集落でも浜辺の集落跡に戻ったり、分家住宅などができた事例もある。そのような地元の苦労を踏まえると、今回の東日本大震災の復旧・復興は、単に、被災地は高台移転すればよい、漁民は車で浜まで通勤すればよい、エコタウンを建設するという単純な復興方針では、現地の生活と雇用の再建がなされるはずがないことは、明らかである」と述べている。そして「これまでの大震災の復旧・復興計画は主に被災した市街地のインフラ整備と住まいの再建を目指せばよかった。しかし、今回の東日本大震災では、三陸地方の津波被災地の再建には、地域を早期に復旧・維持するための社会政策、雇用政策、地場産業を効率的・効果的に支援する施策まで踏み込んでいく必要がある。これも新たな課題である」と述べている。

以上のうち特に後者の考え方は、正に現在、野田政権が復興計画で進めていることに他ならない。このことは間接的ながら、政府の取り組みのあり方について、氏が現在の政府とほぼ同様に考えていることを示す証左と受け止めることができるのではないか⁵⁵。

第三。復興対策のスピードという点に関して、氏は阪神・淡路大震災の復興計画策定過程に関連して、「都市復興のビジョン（中略＝筆者）の公表と説明が遅れた」と述べている。すなわち「復興計画には都市計画と住宅に関する復興ビジョン（中略＝筆者）と、産業・生活・福祉・文化などを含めたすべての行政計画を包含する復興計画（中略＝筆者）の 2 つが存在する。兵庫県、神戸市ともに、前者単独の発表を抑えて、後者の形で復興計画を公表した」が、「災害復興に際しては、まず、都市計画と住宅に絞ってビジョンと方針を早急に、1 カ月以内に、荒削りであっても素案の形で公表し、それと同時に、建築制限を行い、住民の理解、議会と正論の反応を踏まえながら成案とするやり方が望ましかった」と述べている⁵⁶。氏は序章で、阪神・淡路大震災後のいくつかの自治体の復興まちづくりの状況について述べた上で、「このことから得られる貴重な教訓は（中略＝筆者）災害発生後の厳しい時期に、復興計画をいきなり提出しても被災した地元住民の理解と納得を得ることは容易でない、ということである」とも述べている。

以下は筆者の推測に過ぎないが、上記第一で取り上げた、区画整理が実施済みであるかどうかも確認した上で復旧・復興の目標が定まっていく、とする氏の考え方を合わせ考えると、大震災の発生直後に行うべき行政対応は大きく 2 段階に分けるべきであり、第一段階では、どういう範囲で復興計画を立てて行くのか、そのビジョンをまず決定し、公表することが重

⁵⁵ なお越澤自身は、阪神・淡路大震災の復興過程から得られる教訓として、被災地区の客観的な状況を簡潔に把握する地区診断データや図面（過去の区画整理の実施の有無、生活道路の幅員現況、公園広場の有無等）を揃える必要性、およびきめ細かなまちづくりを進めるためのマンパワーと専門的知識の必要性を指摘した上で、新しいテーマとして、高齢化の進行に伴う独居老人と高齢者向け住宅対策の問題を挙げている（同書第 4 章）。

⁵⁶ ただし、よく指摘されているように、阪神・淡路大震災の際の初動対応は、今回の東日本大震災対策と比べると数段早かった（まず予備費で対応した後、震災 1 カ月後の 2 月 28 日には、がれき撤去などの復旧緊急事業を盛り込む 1994 年度補正予算が成立し、95 年度補正予算は約 4 カ月後の 5 月 19 日には成立した）。

要と示唆しているように思われる。

最後に第四として、氏は関東大震災の際の、後藤新平を中心とした復興計画の取組みを紹介している。この関連で二点に言及したい。第一は復興計画が恐るべき早さで策定され、成立したことである。同書（第1章）によれば、震災発生（1923年9月1日）直後、山本権兵衛・新内閣（第二次＝1923年9月2日～24年1月7日）の内務大臣に任命されたばかりの後藤新平は、9月4～5日には「帝都復興の議」をまとめ、9月6日には閣議に提出している⁵⁷。そしてその後、事業規模は帝都復興審議会で大幅に縮小され、議会での審議過程でさらに削減されることになるが、市民の窮状を第一に考え、「政治的な面子は考えず、復興予算の削減を受け入れ」（越澤）て、予算案は1923年12月に成立した。

2点目は、同書（第1章）によれば、区画整理が地主の反対に遭い、帝都復興事業が不可能となりかねない事態を想起して、区画整理の主体を国から東京市に切り替え東京市の負担を増加させている。そして1924年3月、区画整理の実行段階で実際に地元住民の間で反対運動が生ずると、後藤新平の腹心で新・東京市長であった永田秀次郎は、「区画整理に就いて市民諸君に告ぐ」と題する演説を行ったという。同演説は印刷され、配布もされた。この演説の中で「ただ我々はどこまでもこれを国家の命令としてやりたくはない。（中略＝筆者）まったく我々市民の自覚により我々市民の諒解によってこれを実行したい。」という下りがある。筆者には、区画整理が極めて重要な政策であり、いかに困難であろうとも、それを推し進めなければ復興は成功しないとの、深く検討し抜かれた、その一方で切羽詰まったともいえる認識に立って、市長が市民の心に訴え、窮状を市民全体で一緒に乗り越えていこうとする姿勢が強く注目された。

第2節 過去の地震・津波の教訓は活かされたのか

今回の巨大津波では、日頃の地震・津波教育が威力を発揮した。テレビでも報道されて今やよく知られたところであるが、群馬大学大学院教授の片田敏孝氏は8年前から釜石市の防災・危機管理アドバイザーとして、同市内の小中学校で児童・生徒らに対して、主体的に自らの命を守ることの大切さを教えてこられた。そうした教育の大きな成果と言うべきであるが、同市内の小中学生は、ほぼ全員が津波の被害からのがれたと聞いている⁵⁸。日頃の災害教育が効果を発揮することが証明されたものであり、また、そうした教育の重要性を知る大事な出来事となった。

⁵⁷ ただし同書によれば、この例外的な迅速さには、それを可能にした特別な理由があった。1910年代半ば頃、東京の人口は世界一と言われるほど急速に増加する一方で、東京市の都市計画と近代化は大幅に遅れている、との認識に立って、都市計画を導入しようとの機運が一部の政治家、官僚の間に高まり始めた。これを受けて1918年、内務省の大臣官房に都市計画課が設置され、その後、都市計画法、市街地建築物法の両法案が審議され、最終的に1919年には都市計画法が制定・公布される。後藤新平はこの過程に寺内正毅内閣（1916年10月～18年9月）の内務大臣として深く関与し、また1920年12月、東京市長に選出されて以後も東京市の都市計画を推し進め、「東京市政要綱」をとりまとめるなどしており、後藤には東京の都市計画の政策検討に深い蓄積があったとしている。

⁵⁸ 吉田[2]の中でも片田氏は「釜石の奇跡」の立役者として登場している。

一方で、必ずしも活かされなかった可能性を指摘する情報も存在する。

吉田[2]は、同書に登場する現地の人たちのことばとして、「津波被害の対策は、とにかく高台に逃げる。自力で逃げられない人たちの支援は必要だが、自分の命は自分で守ることは忘れてはいけない」といったことを強調している。しかしその一方で、氏は今回の津波で、被害に遭った人たちは本当に津波が来るとは思っていなかったために、すぐに逃げなかったのではないかと、避難意識が必ずしも高くなかったのではないかと、という視点に立って現地取材をした。

特に岩手県宮古市田老地区の状況が痛ましい。同所は毎日新聞取材班[1]も取り上げている。今やよく知られたところとなったが、同所は昔から津波被害が多く、明治19年（1896年）の大津波と昭和8年（1933年）の大津波で多くの犠牲者を出した。そこで防潮堤を作り1960年のチリ地震の津波で一切被害を出さず、さらに1966年に第2の防潮堤、1979年に第3の防潮堤を建設した。しかし今回、死者96人、行方不明者50人を出している（数値はそれぞれ2011年4月10日と同27日現在）。これら2つの書物では、住民はこの防潮堤に安心して、多くの者がすぐに逃げなかったものと考えている。

第3節 成果を上げつつあること（緊急災害訓練の重要性）

今回、自衛隊による救助、捜索、避難者に対する生活支援などの諸活動が高く評価された。これは自衛隊員の高い使命感、職業意識もさることながら、非常事態において適切に対応できる日頃の訓練の成果でもあると筆者は感じる。

そうした観点に立って見ると、今回参考にした石井[5]からは、医療分野ではそうした災害救助医療活動（訓練を含む）の実践効果が出つつあることを実感する。

まず同書でも紹介されている、厚労省が2005年にチーム災害救助医療（DMAT ; Disaster Medical Assistance Team）⁵⁹を発足させたことが、大きな弾みになっているものと筆者には感じられる。氏[5]によれば、氏が勤める日本赤十字社には日赤救護班があり、災害救護の伝統と豊富な資機材を持ち、急性期以降の活動のノウハウがある。一方のDMATは、情報力とマンパワー、組織力を以って災害超急性期活動に長けており、「もはや“DNA”の違いとも言うべき」（石井氏）タイプの異なる二種類の災害救急医療とのことであるが、その両者が2009年3月に合同の研修会（日赤DMAT研修会）を立ち上げ、相互の活動や災害救助医療体制の仕組み等を学び合い、融合し合っていくような動きが始まった。こうした活動のうねりのなかで、実際に災害緊急医療チームに派遣されたり、研修を受講したりしたことのある医師や看護師の数が徐々に増加しつつあるのではないかと⁶⁰。

⁵⁹ 石井[5]によればDMATとは、大規模災害や大事故発生時の「急性期」（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害医療派遣チームのことで、阪神・淡路大震災の際、適切な初期治療が行われれば防げた死が500人に上るとされたことの反省から生まれた。1チームあたり医師2人、看護師2人、医療主事1人の計5人で構成される。

⁶⁰ なお外岡[4]は、DMATや日本赤十字以外にも、日本医師会や特定営利法人が東日本大震災の災害医療援助を行ったことを紹介している（同書第4章）。

さらに石井氏が震災前に行っていた日常訓練は、効果的な準備となったものと感じられる。氏は勤務先の石巻赤十字病院で巨大津波の被害に遭った後、大惨事の中で、一勤務医から地域の宮城県災害医療コーディネーター（大震災の1カ月前に委嘱されていた）に立場を変えて、全国から支援に駆けつけた数多くの医療チームとともに、そのリーダー役として7カ月にわたり石巻地域の医療活動を推進した。その際、活動のベースを支える上で、石巻赤十字病院において氏が地震の前から、周辺の自治体や関連病院、企業などと合同訓練を行い、それを契機に地域の人間関係を育んでいったこと（顔が繋がっていること）は、かなり効果的であり、大きな支えになったものと感じられた。また訓練では石巻市と連携して、ヘリの受入れや送出しのシミュレーションを行うなど、救急搬送も想定したかなり実践的な訓練が行われた。こうした大災害を意識した地道な努力が今回、東日本大震災の際に絶大な効果を発揮したものと考えられる⁶¹。

第4節 今後検討していくべきこと

（ア）災害下における情報

吉田[2]や河北新報社[3]によると、今回、震災直後に、市町村の防災無線や気象庁の津波警報などを聞いていない人が少なくなかった。東日本大震災後、震災によって通常の情報通信機器がうまく使えない場合に、自治体等はどう災害情報を提供すべきかなどの課題については、その後、政府内部でも検討が行われたようであるが、災害時に一人でも多くの人に正確な情報をいかに早く伝えるかは、早急に解決すべき喫緊の課題である⁶²。

（イ）緊急災害における共助・協働支援のあり方に関連して

災害救助の方法に関して重要な議論を見つけた。

外岡[4]は、2008年5月に発生した中国・四川省の「四川大地震」で現地入りした際、中国語で「対口支援」と言う、救護・復旧作業に来た各省、特別市が一つの被災地を受け持ち、一対一の関係を維持したまま集中的に援護・復旧作業を行い、最後は復興構想のデザインまで描くなど、息の長い支援を続けるのを見たことを紹介している。さらに、日本学術会議が平成23年3月25日の「第一次緊急提言」の中で、『ペアリング支援』を提案していることを紹介した上で、「部分的ではあったが、『ペアリング支援』がおこなわれていた」として、7府県で構成する関西広域連合が同年3月13日付で被災者を受け入れる旨の緊急声明を発表したこと、また、福島県南相馬市と以前から協定を結んでいた東京都杉並区が、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市に呼びかけ、4自治体の首長が総理を訪ね、今回の震災は行政の「従来型の垂直的な災害支援策では対処しきれない震災であると考えて」とし、「自治体が水平に連携して被災自治体を支援することが必要だとして、「自治体スクラム

⁶¹ 一方で吉田[2]では、被災地で消防団員が津波の侵入を防ぐために水門を閉めようとした際、水門の閉め方が従前と変わったのに、その後、訓練の際に実際に開閉したことがなかったことから、閉めるまでに多くの時間がかかってしまった例が紹介されている。これでは実地訓練をしている意味がない。

⁶² 災害時の通信途絶の問題は、徳田[10]が取り上げている（特に第1章）。

支援」を新しい仕組みとして位置付け、財政措置を含めた国の支援対象とすること」などの措置を求めたことを紹介している。

このいわゆる『ペアリング支援』は何か特別な手法ではなく、災害にまみれて現地が大変混乱した状態にある時、次から次へとやってくる支援の手に関して、全体状況を一定程度、管理しようと考えつつも、支援の手はいかにしたら現地で最も効果的に活躍してもらえるのかを考えた場合に、最も現実的かつ責任ある遂行方法になるかもしれない。例えば石井[5]によると、氏は石巻赤十字病院が全国から多数の医療救援チームを受け入れた際、石巻の広域管内の医療状況を地域ごとに管理するに当たって、本部（石井氏）が各チームを管理・統括しようとするのではなく、各チームに任務遂行を任せて、それぞれ自主的に工夫しながら取り組んでもらい、責任をもって次の医療チームに引き継いでいってもらう方法を採用した、としている。氏の採った方法は正に一種のペアリング支援と考えることができる。

（ウ）一つの個別課題

吉田[2]は今回の震災の際、消防団員が各地で非常に大きな貢献をしたこと、また自衛隊の活動が現地で円滑に進んだのは、消防団員の現地での案内があったからであること、などを紹介している。その上で、地方自治体が本来行うべき水門や防潮堤の操作を地元の消防団が依頼されていることに関して⁶³、今回、多くの消防団員が津波で死亡したのに、消防団員の遺族が受けられる補償費は極めてわずかな額であったとして、消防団の任務と補償費のあり方について見直す必要を訴えている。

第5節 原子炉の安全性の問題に関連して

定期点検中の原子炉の再稼働問題をめぐって、地元住民や国民全般から強い反対の声があったことを受けて、本稿執筆中の現在は将来のエネルギー政策と原子力依存のあり方が課題となって、政府において議論が進められているが、今から少し前、原発再稼働をめぐって、原子炉の耐用年数や原子力発電の安全性の問題が一時期、大きな社会問題になった。この点に関して、原子炉の安全性を考える上でわかりやすい論点があったので、参考情報として以下に紹介しておきたい。

さて原発の安全性と言うと、原子力発電所の立地条件（近くに活断層があるかどうか）の問題を別とすると、原子炉の寿命とか物理的な耐用年数のことが問題にされる。これは余りに専門的過ぎて、門外漢である筆者はどう考えたらいいいのか、正直、判断基準がなく、もとより専門家の判断と議論に委ねるしか方法がないと感じていた。しかし、この点で齋藤[6]の中で出て来る議論と情報には注目すべきものがあった。

氏は専門外としながらも、東電・福島第1原発と第2原発の各原子炉別にそれぞれの構造

⁶³ 多くの場合、水門や防潮堤の管理は国から自治体に委託されているが、自治体も財政難で職員数を減らす傾向にあることから、自治体がさらに地元の消防団や自治会に水門の操作等を依頼している構造があることを紹介している。

（設立年に始まって、非常用ディーゼル発電機が格納されている場所、原子炉隔離時冷却系や海水取水ポンプなど一次冷却系の機能の仕方など）を分析し、そうした違いを原子炉ができた時点の技術的な設計思想と関連付けて述べている。このように原子炉の構造上の問題を問題にするのであれば、門外漢の人間がすぐに科学的な議論ができるわけではないものの、ある程度まで判断ができるような気もする。

こうした考えを踏まえると、一般国民が専門家の議論をより理解しやすくなるよう、各原発の設計上の構造はどう違うのか、いつ頃、建設された原発には、どのような技術的な改良（新しい技術開発部分）が施されたのか、その後、そうした機能上の向上は、専門的にはどのような効果があったと評価されているのか、などの情報も明示し、専門家による議論を整理していく努力が、政府に求められているのではないだろうか。（各種の会議では、すでに一部、そうした資料が提出されてきているものと想像するが、一層意識して準備されることに期待したい。）

第6節 終わりに：社会の絆づくりを強め、忘れず次の世代に伝える

最終節では本書を締め括るに当たって、筆者として最も強調したいことに触れておきたい。それは今回の未曾有の大災害では、多くの方が、かけがいのない家族、友人や同僚を亡くされたことである。本書を上梓するに当たり、被災された皆様に心からお悔やみ申し上げ、お亡くなりになられたご家族、お知り合いの皆様のご冥福をお祈りしたい。また東京電力福島第一原子力発電事故の後、1年以上にわたって避難生活を続けておられる人たちも多数いる。心からお見舞いを申し上げる。東日本大震災はかつてない大惨事をもたらした。これは日本社会に対する大きな試練であると思う。日本国民として国民全員で乗り越えたいと考える。そのためには、多くの人々が言うように、今一度絆を大事にし、より頼れるものに強化していくことが大事だと心から思う。

震災直後、大惨事の中で被災地において多くの人々が助け合い、海外から支援を受けるとともに、全国から多くのボランティアが被災地に入って現地の手助けを行った。そして世界の人々から、被災地の人々の生活と産業の復旧・復興に向けて、日本国民が一丸となって努力する姿に対して、多くの称賛の声が寄せられた。東日本大震災の後、国内で大きな地震災害があったトルコ共和国では、「日本に学べ」と大きな国民的な声上がり、力を合わせて冷静に事態に立ち向かおうと呼びかけ合ったそうである。

そうは言っても現実には厳しく、日々の生活は賞賛の声だけで生き抜けるような、生易しいものではないと思う。ただ、やはり私達は日本人として、私たち国民のそうした力に自信を持ち、今一度、国民全体の絆を強化して、この難局を乗り越えていこうではないか。

今年春の選抜高校野球大会の開会式では、その選手宣誓に国民全体のそうした声、最も素直な気持ちを聞いた。以下に選手宣誓を行った石巻工業高校の阿部翔人主将の宣誓全文を掲

載したい⁶⁴。

「東日本大震災から1年、日本は復興の真っ最中です。被災をされた方々の中には、苦しくて、心の整理がつかず、今も当時のことや、亡くなられた方を忘れられず、悲しみにくれている方がたくさんいます。

人は誰でも、答えのない悲しみを受け入れることは苦しくてつらいことです。しかし、日本が一つになり、その苦難を乗り越えることができれば、その先に必ず大きな幸せが待っていると信じています。

だからこそ、日本中に届けます。感動、勇気、そして笑顔を見せましょう、日本の底力、絆を。われわれ高校球児ができること、それは全力で戦いぬき、最後まであきらめないことです。今、野球ができることに感謝し、全身全霊で、正々堂々とプレーすることを誓います。」

参考文献の中にも、そうした被災者の心に寄り添い、一体となって復興を目指そうと訴えるものが少なくなかった。ここではその一つ、河北新報社[3]を紹介しておきたい。同新聞社は東日本大震災の激震地の一つ、仙台市に本社を持つ、正に地元紙であるが、同社が大震災の直後、被災者を取材するのではなく、被災者の立場に立って被災者に寄り添う報道、勇気づける報道を求めて、そのあり方に腐心した社員の様々な経験を紹介している。また震災当日の昨年3月11日、夕刊の発刊作業が大幅に遅れて夜遅くになって避難所に持ちこんだ新聞（号外）が、一切情報がなかった避難所の人たちを勇気づけたのを見て、災害時における新聞は孤立した被災者にとって社会とつながる手段となり得ること、またテレビ・ラジオとは異なった重要な情報提供手段となることを、改めて自ら知ったことなどを報じている。災害時に顔の見える情報は人にどのような意味を持つのか、考えさせられる話である。紹介しておきたい。

⁶⁴ 出典は平成24年3月21日付の朝日新聞夕刊。

参考文献

1. 毎日新聞「震災検証」取材班『検証「大震災」―伝えなければならないこと―』毎日新聞社、2012 年 2 月
2. 吉田典史『震災死―生き証人たちの真実の告白―』ダイヤモンド社、2012 年 2 月
3. 河北新報社『河北新報のいちばん長い日―震災下の地元紙―』文藝春秋、2011 年 10 月
4. 外岡秀俊『3. 1 1 複合被災』岩波新書、2012 年 3 月
5. 石井正『東日本大震災 石巻災害医療の全記録―「最大被災地」を医療崩壊から救った医師の 7 カ月―』ブルーバックス講談社
6. 齋藤誠『原発危機の経済学―社会学者として考えたこと―』日本評論社、2011 年 10 月
7. 恩田勝亘『福島原発―現場監督の遺言―』講談社、2012 年 2 月
8. 越澤明『大震災と復旧・復興計画』叢書 震災と社会（全 11 冊）岩波書店、2012 年 3 月
9. 徳田雄洋『震災と情報―あのとき何が伝わったか―』岩波新書、2011 年 12 月
10. KID VOICE 編『福島の子どもたちからの手紙』朝日新聞出版、2012 年 2 月